

福岡市地域強靱化計画

令和3年3月

福岡市

目次

1. 策定の趣旨.....	1
1. 1 策定の趣旨.....	1
1. 2 計画の位置づけ.....	2
1. 3 進捗管理.....	3
1. 4 計画の期間と見直し.....	3
2. 本市における自然災害の発生状況及び被害想定.....	4
2. 1 地震.....	4
2. 2 津波.....	6
2. 3 高潮.....	7
2. 4 風水害.....	8
(1) 大雨.....	8
(2) 台風.....	9
3. 強靱化の基本的な考え方.....	11
3. 1 対象とする災害.....	11
3. 2 基本目標.....	11
3. 3 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）.....	12
4. 脆弱性評価と強靱化推進方策.....	14
目標1. 直接死を最大限防ぐ.....	15
目標2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する.....	42
目標3. 必要不可欠な行政機能は確保する.....	76
目標4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する.....	83
目標5. 経済活動を機能不全に陥らせない.....	88
目標6. ライフライン、燃料供給施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる.....	109
目標7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない.....	124
目標8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する.....	140

1. 策定の趣旨

1. 1 策定の趣旨

平成 23 年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性が明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、福岡市においても、平成 17 年に発生した福岡県北西沖地震（※）や度重なる集中豪雨等の過去の経験から、大規模自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成 26 年 6 月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。（平成 30 年 12 月、基本計画の変更について閣議決定）

福岡県においても、基本計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するため、「福岡県地域強靱化計画」を平成 28 年 3 月に策定し、「平成 28 年熊本地震」、「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」に係る検討・検証結果と併せ、令和元年 6 月に計画を改定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが整備されてきた。

この間、福岡市においても、過去の災害の教訓を踏まえ、「福岡市地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組みを強化してきたところである。

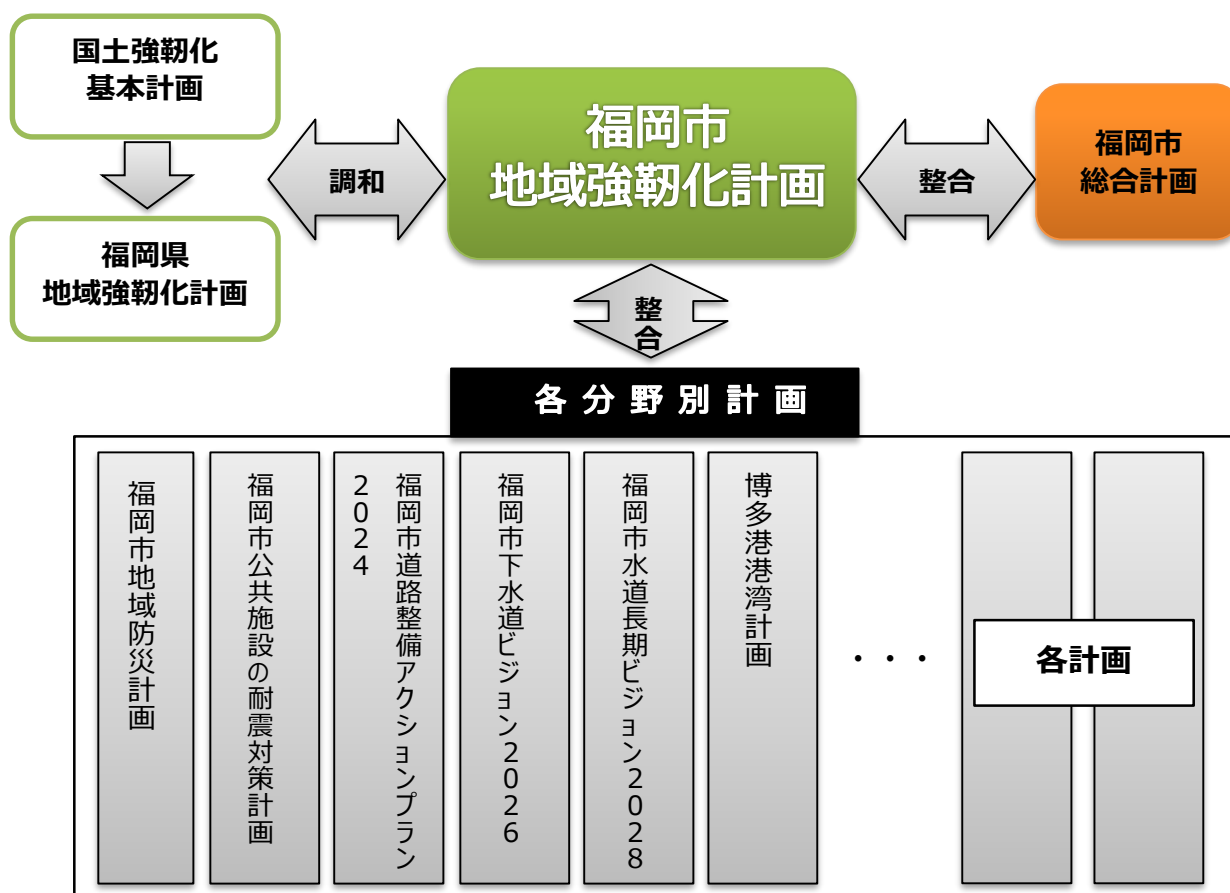
福岡市における自然災害に対する脆弱性を見つめ直し、本市の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、持続的な成長を実現するために必要であるだけでなく、国・福岡県全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、県、民間事業者、市民等の総力を結集し、これまでの取組みを更に加速していくことが重要である。

こうした基本認識のもと、福岡市における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「福岡市地域強靱化計画」を策定するものである。

（※）地震発生当時の震央地名は西方沖であるが、平成 18 年 10 月の地名見直しに伴い、現在の地名は、北西沖に変更となっている。

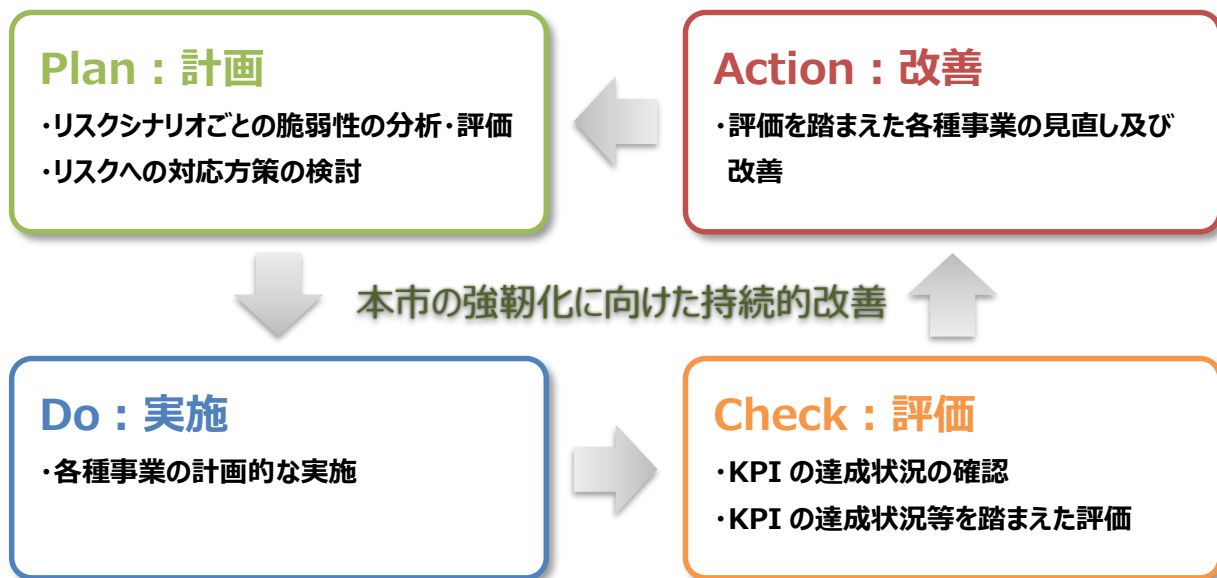
1. 2 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）であり、国の基本計画及び県の国土強靱化地域計画との調和を図りつつ、本市の市政の基本方針である「福岡市総合計画」とも整合を図りながら策定し、「福岡市地域防災計画」や各分野別計画における本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針性をもつ計画として位置づけるものである。



1. 3 進捗管理

本計画に基づく強靱化の推進方策の実効性を確保するため、各推進方策の達成度や進捗を把握するために設定した重要業績指標（KPI）について、PDCA サイクルによる評価を行い、その結果を踏まえ、更なる施策推進につなげていく。



1. 4 計画の期間と見直し

本計画期間は、本市基本計画と整合をとり、おおむね 10 年とする。

ただし、それ以前においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、適宜見直しを行う。

2. 本市における自然災害の発生状況及び被害想定

2. 1 地震

福岡市では、平成 17 年 3 月 20 日に福岡県北西沖地震が発生し、市内に甚大な被害をもたらしている。これまでに発生し、福岡市に被害を与えた地震は、以下の通りである。

▼福岡市に被害を与えた又は与えたと推定される主な地震

名称	発生日時	被害の規模
筑紫大地震	679 年（天武 7 年） 12 月	<ul style="list-style-type: none"> 震央不明（日田～久留米一帯と推定） 福岡市域での被害記録なし
糸島地震	1898 年（明治 31 年） 8 月 10 日 21 時 57 分	<ul style="list-style-type: none"> M6.0（同年 8 月 12 日：M5.8） 糸島半島の頸部、国鉄の北側の沿線に被害が集中 全体で負傷 3、家屋破損 58、同傾斜 15、土蔵破損 13、寺社破損 8 などの被害が発生
福岡県北西沖地震	2005 年（平成 17 年） 3 月 20 日 10 時 53 分 4 月 20 日 6 時 11 分頃	<ul style="list-style-type: none"> M7.0（同年 4 月 20 日：最大余震 M5.8） 西区玄界島、東区志賀島地区、中央区の集合住宅に被害が集中 全体で死者 1、負傷者 1,038、家屋被害全壊 141、大規模半壊 315 などの被害が発生
熊本地震	2016 年（平成 28 年） 4 月 14 日 21 時 26 分	<ul style="list-style-type: none"> （前震）M6.5 福岡市内の最大震度は 4 負傷者 1 名の被害が発生
	2016 年（平成 28 年） 4 月 16 日 1 時 25 分	<ul style="list-style-type: none"> （本震）M7.3 福岡市内の最大震度は 5 弱 負傷者 2、水道管漏水 2、天井タイルの落下 1 などの被害が発生

（資料：福岡市地域防災計画）

【被害想定】

被害想定については、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査（平成 24 年 3 月）」に基づき、福岡市に最も影響を及ぼすと考えられる警固断層（南東部）が活動した場合の被害を想定する。

▼被害想定

想定項目		震源断層		現況表	警固断層 南東部 (中央下部)
					想定 M7.2
建物被害	全壊 (大破)	木造		168,436 棟	3,926 棟
		非木造		85,967 棟	597 棟
		計		254,403 棟	4,523 棟
	半壊 (中破)	木造		168,436 棟	2,559 棟
		非木造		85,967 棟	915 棟
		計		254,403 棟	3,474 棟
ライフライン等被害	上水道				1,024 ヶ所
	下水道				569 ヶ所
	都市ガス管				158 ヶ所
	配電柱				54 本
	電話柱				66 本
	港湾係留施設				35.0 km
火災	炎上出火				20 件
	延焼焼失				3 棟
人的被害	死者				458 人
	負傷者				3,171 人
	要救助者				4,460 人
	要後方医療搬送者数				317 人
	避難者数				25,072 人

(資料：地震に関する防災アセスメント調査（平成 24 年 3 月）)

2. 2 津波

過去の津波については、本市沿岸で大きな津波は記録されておらず被害も発生していない。

▼過去の津波の発生状況

名称	発生日	最高津波水位
北海道南西沖地震	1993年（平成5年） 7月12日	7cm
福岡県北西沖地震	2005年（平成17年） 3月20日、4月20日	—
東北地方太平洋沖地震	2011年（平成23年） 3月11日	32cm

（資料：福岡市地域防災計画）

【被害想定】

福岡県に來襲する可能性のある想定津波のうち、最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルについて、次の2つの断層を波源とした津波が想定される。

- ①西山断層
- ②対馬海峡東の断層

▼被害想定

		西山断層	対馬海峡東の断層
人的被害 (死者数)	夜間	16 人	15 人
	昼間	17 人	17 人
物的被害 (棟数)	全壊	2 棟	2 棟
	半壊	64 棟	69 棟

（資料：福岡県津波浸水想定（平成28年2月））

2. 3 高潮

近年、高潮の被害はない。ただし200年ほど前の1828年には、「シーボルト台風により博多湾を中心として高潮被害を受けた」という記録もある。

また、最近では1991年の台風第19号により、博多港で1.76mの最高潮位が記録されている。

▼過去の高潮の発生状況

名称	発生日	最高潮位
台風第19号	平成3年9月27日	1.76m

(資料：福岡市高潮ハザードマップ)

【浸水想定】

水防法に基づき、以下の台風により引き起こされる最大規模の高潮と満潮が重なった時を想定して策定された、福岡県の高潮浸水想定区域図をもとに想定する。

▼浸水想定

区	主な行政拠点の浸水深	
東区	区役所	4.3 m
博多区	区役所	2.8 m
	九州地方整備局	2.2 m
	福岡県庁	1.5 m
中央区	区役所	2.1 m
	福岡市役所	3.3 m
南区	区役所	—
城南区	区役所	2.3 m
早良区	区役所	0.7 m
西区	区役所	3.3 m

(資料：福岡市高潮ハザードマップ)

2. 4 風水害

(1) 大雨

福岡市においては、連続降水量の順位を見ると、6月下旬から7月下旬にかけて、大雨が発生している。

▼4日間連続降水量の順位（1890～2020年）

順位	降水量 (mm)	発生日	備考
1	621.4	昭和28年 6月25～28日	昭和28年水害
2	620.5	昭和16年 6月26～29日	昭和16年水害
3	499.6	昭和10年 6月27～30日	
4	473.5	昭和60年 6月25～28日	昭和60年水害
5	447.2	明治24年 7月20～23日	
6	438.0	昭和55年 8月28～31日	昭和55年水害
7	411.0	平成30年 7月3～6日	平成30年7月豪雨
8	405.5	平成21年 7月23～26日	平成21年水害
9	385.0	昭和54年 6月27～30日	昭和54年水害
10	376.3	昭和38年 6月28日～7月1日	昭和38年水害

▼1890年～2020年に発生した大雨と主な水害の被害

発生日	種別	人		家屋					道路被害 (ヶ所)	田畑被害 (ha)	堤防被害 (ヶ所)	橋梁被害 (ヶ所)	
		死者 (人)	重軽傷者 (人)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	流失 (戸)	一部損壊 (戸)	浸水					
								床上 (戸)					床下 (ヶ所)
昭和28年 6月25～28日		2	5	11	59	-	不詳	5,787	25,215	80	649	112	45
昭和38年 6月29～7月3日		1	4	14	47	39		9,650	18,100	61	980	48	24
昭和47年 7月3～13日		-	-	4	8	1	25	329	1,768	313	797	60	4
昭和48年 7月30～31日		2	1	6	8	-	1	3,875	14,106	78	408	15	5
昭和54年 6月26～7月2日		-	1	3	4	-	1	429	2,933	107	846	36	3
昭和55年 8月28～31日		1	-	7	6	-	2	1,219	3,437	256	767	126	3
平成11年 6月26～7月2日		1	1	-	-	-	-	1,019	2,154	62	0.9	68	-
平成15年 7月18～21日		-	4	-	3	-	7	909	850	57	-	-	-
平成21年 7月24～26日		-	7	-	2	-	11	256	866	109	-	55	2
平成30年 6月28～7月8日		1	3	-	-	-	38	-	-	10	-	-	-

(2) 台風

福岡市における主な台風とその被害状況は、以下の通りである。また、過去 10 年間の台風の発生状況を見ると、2014 年（平成 26 年）台風第 19 号が最大瞬間風速 31.7m/s を記録し、多数の被害が発生している。また、2020（令和 2 年）9 月 7 日に最接近した令和 2 年台風第 10 号が最大瞬間風速 39.1m/s を記録した。

▼主な台風とその被害

種別 発生日	人		家 屋					道路被害 (ヶ所)	田畑被害 (㍓)	堤防被害 (ヶ所)	橋梁被害 (ヶ所)
	死者 (人)	重軽傷者 (人)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	一部損壊 (戸)	浸水					
						床上 (戸)	床下 (ヶ所)				
昭和 26 年 10 月 14 日 ルース台風	-	-	30	58	不詳	75	400	51	2,727	62	4
昭和 53 年 9 月 15 日 台風第 18 号	3(2)	212	22	122	1,083	-	-	-	3,363	-	-
平成 3 年 9 月 14 日 台風第 17 号	-	9	-	6	119	20	35	16	423	-	-
平成 3 年 9 月 27 日 台風第 19 号	4	27	-	10	325	1	1	15	403	-	-
平成 30 年 7 月 3 日 台風第 7 号	1	3	-	-	34	-	-	10	-	-	-

※ () は市外で死亡・内数

▼過去 10 年間（平成 23 年以降）に発生した主な台風とその被害

名称	最大風速 (m/s)	最大瞬間風速 (m/s)	被害状況
平成 24 年 9 月 16~17 日 台風第 16 号	16.2	28.9	負傷 1 名、非住家一部損壊 2 件、 風倒木 7 件、敷地内浸水 1 件 街灯・看板・ガラス等倒壊 4 件
平成 25 年 10 月 8~9 日 台風第 24 号	12.9	27.4	電柱倒壊 1 件、街路灯倒壊 1 件
平成 26 年 10 月 13 日 台風第 19 号	18.6	31.7	負傷 5 名、住家一部損壊 1 件、 非住家一部損壊 5 件、道路損壊 4 件、 看板破損 3 件、風倒木 17 件、電気配線等切断 2 件
平成 27 年 8 月 25 日 台風第 15 号	17.4	31.5	負傷 3 名、住家一部損壊 1 件、 道路損壊 2 件、道路冠水 1 件
平成 28 年 9 月 20 日 台風第 16 号	13.2	22.7	道路陥没 2 件、河川護岸陥没 1 件
平成 28 年 10 月 5 日 台風第 18 号	13.7	25.4	住家一部損壊 1 件、非住家一部損壊 6 件、 風倒木 2 件、電柱等損壊 5 件
平成 30 年 7 月 3 日 台風第 7 号	14.1	26.9	死亡 1 名、負傷 3 名、住家一部損壊 34 件、 非住家一部損壊 4 件、道路工作物損壊等 10 件、 風倒木 51 件、ブロック塀倒壊 2 件、 電線破損 1 件、停電 300 戸
平成 30 年 9 月 30 日 台風第 24 号	14.4	26.0	道路工作物損壊等 4 件、看板破損等 3 件、 風倒木 4 件
平成 30 年 10 月 6 日 台風第 25 号	16.7	30.9	負傷 3 名、風倒木 15 件、標識等倒壊 3 件、 看板損壊 1 件、案内板転倒 1 件、電柱倒壊 1 件
令和 2 年 9 月 7 日 台風第 10 号	27.3	39.1	負傷 3 名、住家一部損壊 93 件、 非住家一部損壊 49 件、 その他被害 156 件（風倒木、看板飛来等）

3. 強靱化の基本的な考え方

3. 1 対象とする災害

市民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本市における過去の災害状況及び国の基本計画や県の地域計画を踏まえ、本計画では、広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とする。

▼自然災害の想定一覧

想定される自然災害
大規模災害全般、地震（巨大地震）、津波、風水害、土砂災害、液状化、濁水、林野火災（フェーン）、竜巻、複合災害

3. 2 基本目標

国が基本計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり設定する。

基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

3. 3 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国の基本計画及び県の地域計画を踏まえつつ、本市の地理的条件、社会・経済的条件、災害特性等を考慮し、8つの「事前に備えるべき目標」と41の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

▼起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防 ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	津波・高潮による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備・途絶等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-5	福岡空港の被災による航空輸送への甚大な影響
		5-6	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
		5-7	食料等の安定供給の停滞
		5-8	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産・経済活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	下水道施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	その他インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4	ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

4. 脆弱性評価と強靱化推進方策

41の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基に、関連する本市の施策の整理及び進捗状況・達成状況を確認し、リスクシナリオごとに現状や脆弱性を分析、評価を行った。

脆弱性の評価を踏まえて、リスクシナリオを回避し、本市の強靱化を推進していくための方策を設定した。

目標 1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(1) 公共公益施設の耐震対策	
【財政局、交通局（JR九州、JR西日本、西日本鉄道）】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡県北西沖地震を踏まえ、平成17年度に策定した「福岡市公共施設の耐震対策計画」に基づき、災害時の防災拠点である庁舎や地域住民の避難所となる学校施設をはじめとして、重要度に応じ早急かつ計画的に公共施設の耐震化を進めている。 ●市庁舎などの市有施設については「福岡市アセットマネジメント基本方針」及び施設ごとの長期保全計画や長寿命化計画等に基づき、社会的要請に応じた防災機能の充実や、施設の状態等に応じた適切な維持管理を進めている。 ●地下鉄施設の柱の補強工事については、国からの通達に基づき工事を実施し、補強は完了している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時の防災拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、引き続き公共公益施設の耐震化を推進する必要がある。 ◆市有施設の老朽化や社会的要請に対応するため、引き続き適切な維持管理に努める必要がある。 ◆市有建築物（木造以外の建築物で階数が2以上、かつ床面積が200㎡以上のもので、市営住宅以外のもの）の構造体の耐震化については、一部の施設を除き、ほぼ完了しているが、「防災拠点となる建築物に係る機能継続ガイドライン（国交省）」に基づき、建築非構造部材や建築設備の耐震化についても対策を検討する必要がある。 ◆公共建築物の特定天井の耐震化率41%であり、市民の安全確保のため耐震化の推進が必要である。 ◆利用者が非常に多く、発災の状況における避難判断が非常に重要である地下鉄、JR九州、JR西日本、西日本鉄道等の鉄道施設のさらなる耐震化など、更新・改良等に取り組んでいく必要がある。

推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶「福岡市公共施設の耐震対策計画」に基づき、耐震対策の進捗状況、国の動向、課題等を協議しながら、公共施設の耐震対策を推進する。 ▶市庁舎などの市有施設は「福岡市アセットマネジメント基本方針」等に基づき、引き続き社会的要請に応じた防災機能の充実や、適切な維持管理に努める。 ▶市有建築物の構造体の耐震化と併せ、建築非構造部材や建築設備についても耐震化を推進していく。 ▶公共建築物の耐震化率100%達成を目指し、各施設の課題等を協議しながら、耐震化を推進する。 ▶地下鉄、JR九州、JR西日本、西日本鉄道等の鉄道施設の早期運行再開を目的とし、さらなる耐震化など、更新・改良等の工事が着実に進むよう働きかけていく。
-------------	---

◀KPI（重要業績指標）▶

○耐震改修実施状況（公共土木構造物）	94%（R元年度）	⇒	100% （R4年度以降）
○耐震改修実施状況（公共建築物）	99%（R元年度）	⇒	100% （R4年度以降）

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(2) 住宅、大規模建築物等の耐震対策	
【住宅都市局、消防局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 「福岡市耐震改修促進計画」を策定し、民間建築物の住宅等の耐震化率 95%を目標に、総合的かつ計画的な建築物の耐震化促進に努めている。 ● 旧耐震基準で建築された特定建築物（一定規模以上の多数の者が利用する等の建築物等）の耐震化については、補助事業を中心として耐震診断や耐震改修等にかかる支援を行っている。 ● 住宅の耐震化に関する出前講座の開催等を通じて、市民に耐震化の必要性を周知するとともに、耐震診断・耐震改修等の助成制度の活用等により、住宅や大規模建築物の耐震化、ブロック塀等の撤去を促進している。 ● 地震時に緊急輸送道路が閉塞されるのを防ぐため、周知啓発文書や耐震化に関するセミナー案内文書を送付し、通行障害建築物の所有者に対して、耐震化の必要性を伝えることで、耐震化を促進している。 ● 福岡市独自の容積率緩和制度などにより更新期を迎えたビルの耐震性の高いビルへの建替えを誘導している。 ● 市営住宅については、「福岡市市営住宅ストック総合活用計画」及び長寿命化計画等に基づき、効率的・計画的な機能更新・維持保全を行っている。 ● 地下街については、管理者が耐震診断を実施し、必要な対策を検討している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和元年度末時点において民間建築物の住宅等の耐震化率は約 90%となっており、より一層の耐震化促進を図っていく必要がある。 ◆ 市営住宅については、東日本大震災を踏まえ、住環境やコスト等を考慮したうえで、効率的な工法を選定しながら耐震改修を推進する必要がある。また、市営住宅の老朽化に対応するため、引き続き、効率的・計画的な機能更新・維持保全に努める必要がある。 ◆ 住宅や建築物の所有者等に対して、補助制度の PR と併せ、防災意識の向上のための啓発や耐震改修促進に対する情報提供を引き続き実施し、耐震化を促進する必要がある。 ◆ 大規模建築物等が集積する都心部等において、引き続き、更新期を迎えたビルの建替え等による耐震化を促進する必要がある。 ◆ 屋内の安全対策、家具転倒防止の普及啓発が必要である。 ◆ 都市における重要な歩行者ネットワークを形成している地下街について、大規模地震発生時等における安心な避難空間の確保等を図る必要がある。

推進 方 策	<ul style="list-style-type: none"> ▶「福岡市耐震改修促進計画」に基づき、総合的かつ計画的な建築物の耐震化を促進する。 ▶民間の住宅や建築物等の耐震化を促進するため、耐震改修補助制度等を継続的に行う。また、耐震セミナーや出前講座等の実施、揺れやすさマップの配布、市ホームページへの掲載など、耐震改修への働きかけを図る。 ▶耐震建替えに踏み切れない旧耐震の木造住宅の所有者に対し、倒壊から命を守る減災対策として、耐震シェルター、防災ベッドの設置等、住宅の耐震改修工事費補助制度の活用を促進する。 ▶通行障害建築物の所有者に対して、耐震化の必要性を伝える周知啓発文書や耐震化に関するセミナーの周知を実施し、耐震化の促進及び緊急輸送道路の閉塞防止を図る。 ▶都心部における耐震性の高いビルへの建替え誘導を推進するため、規制緩和制度等について民間企業等への周知を図る。 ▶市営住宅の耐震化整備を図り、令和7年度末までに耐震化率100%達成を目指す。また、「福岡市市営住宅ストック総合活用計画」等に基づき、引き続き、効率的・計画的な機能更新・維持保全を図る。 ▶様々な広報媒体の活用や防災センターにおける自助共助プログラム、各種研修の実施等を通じて、屋内での被災の危険性と、家具の転倒防止対策の重要性を周知していく。 ▶地下街において、「地下街の安心避難対策ガイドライン」に基づく耐震対策を促進するとともに、「地下街防災推進事業」を活用し必要な支援を行う。
-----------------------	--

«KPI（重要業績指標）»

○耐震化率（住宅）	約90%（R元年度）	⇒	概ね解消（R7年度）
○耐震化率（特定建築物）	約89%（R元年度）	⇒	概ね解消（R7年度）

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（3）大規模盛土造成地マップ等の作成・配布		【住宅都市局】
現 状	●揺れやすさ等に関するハザードマップを作成・公表し、地震発生時に市民が自主的に避難行動をとれるようにしている。	
脆 弱 性 評 価	<ul style="list-style-type: none"> ◆要配慮者を含む全ての市民に対する適切な情報提供、啓発等に取り組むとともに、マップを適宜更新する必要がある。 ◆「大規模盛土造成地マップ」の作成・公表により、市民の防災意識を高め、災害発生直後に被災宅地危険度判定を実施する箇所の抽出に役立てる必要がある。 	
推 進 方 策	<ul style="list-style-type: none"> ▶マップを活用し、出前講座や市政だより、各種イベント等を通じて、継続的に市民に災害リスクの周知を図るとともに、国や県の動向を踏まえ、適宜マップの更新を行う。 ▶「大規模盛土造成地マップ」の作成・公表により、市民の防災意識を高める。 	

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(4) 避難経路の安全確保	
【総務企画局、市民局、こども未来局、住宅都市局、保健福祉局、道路下水道局、消防局、教育委員会】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● ホテルやスーパー、学校、社会福祉施設などの廊下、階段等の避難に必要な施設について、消防法に基づいて適切に維持管理されているか立ち入り検査を実施している。 ● ブロック塀等除去費補助事業の活用等により、危険ブロック塀等について改善を実施している。 ● 公共施設の指定管理者向けに、災害時対応マニュアルを作成するなど災害時の適切な対応を要請している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ホテルやスーパー、学校、社会福祉施設などの廊下、階段等の避難に必要な施設について、消防法に基づいて適切に維持管理されているか立ち入り検査を継続実施する必要がある。 ◆ 歩道や自転車通行空間の整備、平常時の道路のパトロール、屋外広告物の安全対策により、災害時の避難経路の安全性向上を図る必要がある。 ◆ 市民が日頃から、安全な避難経路の確認を実施するよう広報・啓発等を行う必要がある。 ◆ 社会福祉施設、学校等公的施設については、安全な避難経路の確保に向け、マニュアル整備、実践的な訓練などを実施する必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ホテルやスーパー、学校、社会福祉施設などについて計画的に立入検査を実施し、是正指導を行うこと等により、避難に必要な施設の適切な維持管理を促進する。 ▶ 歩道や自転車通行空間の整備、平常時のパトロールによる道路の異常の早期発見、看板等の落下防止をはじめとした屋外広告物の適正管理の指導等により、安全な避難経路の確保に向けた取組みを進める。 ▶ 日頃から安全な避難経路を確認しておくよう、市民への広報・啓発を行う。 ▶ 社会福祉施設、学校等公的施設について、実践的な避難訓練の実施や、実効的なマニュアルの整備を継続的に支援する。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(1) 防災上安全な市街地の形成 【住宅都市局、道路下水道局、港湾空港局、農林水産局、消防局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●木造密集、道路狭あい地域等の防御困難地域の把握、調査を行うとともに、消防活動計画等を作成し、対応強化に努めている。 ●狭あい道路拡幅整備や、都市公園の配置方針に基づき、災害時に避難場所として使用できる防災機能を備えた公園の整備等を行っている。 ●臨海部における避難場所となる港湾緑地の整備を進めている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆防火地域等の区域指定による更なる防火対策の推進、老朽建築物の除却や燃えにくい建築物への建替え、不燃化等を引き続き進めていく必要がある。 ◆延焼遮断帯の形成等については、地域の初期消火力の向上や建築物不燃化推進の助成などのソフト施策と延焼遮断帯形成などのハード施策との両輪で総合的な地震火災対策を推進していくことが必要である。 ◆臨海部における避難場所となる港湾緑地の整備を進めていく必要がある。 ◆幅をもった道路、河川、鉄道、緑地、大規模空地などは、延焼遮断帯として大規模地震時における同時多発火災の延焼拡大を防止する効果がある。このため、延焼遮断帯により市街地を分節化して都市防火区画を形成することで、被害の拡大を防止し被害を最小化する必要がある。また、オープンスペース等の確保や緑化の推進などにより、市街地大火による被害の拡大を防止し被害を最小化する必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶木造密集、道路狭あい地域等の防御困難地域の把握、調査を行うとともに、消防活動計画等の修正や作成を行い、対応強化を図る。 ▶幅員 4m未満の狭あいな道路を解消するため、4mまでの拡幅に必要な用地については寄付を受け、道路の拡幅整備を推進する。 ▶避難場所となる身近な公園の適正配置を行う。また、既存公園のリニューアルなどの機会には、避難場所としても活用できるよう整備するなど防災機能の向上に取り組む。 ▶臨海部における避難場所となる港湾緑地の整備を進める。 ▶道路等の配置の状況や土地利用状況等を踏まえて、道路、河川、鉄道等により延焼遮断帯を形成し、原則 200ha 以下となるように都市防火区画を設定する（市街化調整区域に面する部分などを除く）。 ▶延焼を防ぐ公園等のオープンスペースの整備や緑化を推進する。 ▶都心部においては、避難人口が多いことから、民間開発にあわせたオープンスペース及び避難空間の確保や公園等の整備を推進する。 ▶新市街地の整備に当たっては、土地区画整理事業等により計画的に都市基盤整備を図るとともに土地利用計画を適切に定め、都市防災にも配慮した良好な市街地環境の形成に努める。また、既成市街地において、防災上危険な地域については、住民を主体とするまちづくりの気運の高まりに応じ、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的な整備手法による老朽建築物の更新及び防災拠点となる公園等のオープンスペース、避難路となる区画道路等の公共施設の整備に努める。 ▶幅員 4m未満の道路が多い地区にあっては、建築物の建て替えにあわせたセットバック（壁面後退）や、危険なブロック塀の除却等を促進することにより、地区の避難・防災活動が確保できる空間を確保する。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(2) 消防機能の充実・強化		【消防局】
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防法の改正により新たにスプリンクラーの設置等が必要な施設に対する指導等により、火災発生時の被害拡大抑制を図っている。 ● 感震ブレーカー、住宅用火災警報器の普及促進、住宅・店舗等の防火体制の確保等、出火防止に向けた取組みを進めている。また、地域が主催する防火訓練等における初期消火の指導など、住宅の火災発生予防に向けて様々な取組みを進めている。 ● 消防団員の充足率は、令和元年度末時点で 89.0%である。 	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業所・店舗等への適切な防火管理体制確保に向け、計画的に消防法に基づいた立入検査を実施し、違反事項の是正・指導等を行っていくとともに、消防法に基づく消防用設備等の適正な維持管理については是正・指導を引き続き進める必要がある。 ◆ 装備資機材の充実とともに、地域防災の中核である消防団の活動体制の強化に向けた教育訓練の更なる充実が必要である。 ◆ 消防力の確保に向け、消防団員の充足率を高めるとともに、老朽化した消防団器具置場の建替えなどの活動環境の改善や、訓練等による消防団員の災害対応力の向上を図っていく必要がある。 ◆ 消防隊等の既存車両や資機材の老朽化に対し、計画的な更新・整備を進めていくとともに、防火水槽の整備等、消防水利の確保対策を進めるなど、安定的な消防力の確保を図る必要がある。 ◆ 感震ブレーカーの設置については、広報の充実等によるさらなる普及促進が必要な状況である。また、地震火災対策のさらなる推進に向けて、各種取組みを進める必要がある。 	
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業所・店舗等に対して、計画的に立入検査を実施し、適切な防火管理体制の確保、消防用設備等の適正な維持・管理の指導を実施する。 ▶ 継続的にスプリンクラー等設備の設置指導を実施するとともに、消防団の活動体制の強化に向けた活動訓練の充実化を図る。 ▶ 地域防災力の要となる消防団員の充足率 100%を目指し、消防団器具置場の建替えや被服・各種資機材の更新等により活動環境の充実を図るとともに、訓練や研修の機会等を通じた消防団員の災害対応力の向上を進める。 ▶ 消防車両・資機材の計画的な更新・整備を推進するとともに、防火水槽や河川等の無限水利を活用した消防水利の確保対策等を推進し、消防力の維持・向上を図る。 ▶ 大規模地震による火災発生予防や延焼防止策を推進するため、出火防止に効果が高い感震ブレーカーの設置や住宅用火災警報器の設置・更新、初期消火器具の設置等について、啓発チラシ等による地域への働きかけや、地域における防災訓練等による啓発指導を通じ、火災予防対策の重要性の周知を図る。 	

≪KPI (重要業績指標) ≫

○設備設置指導施設数 14施設 (R2 年度) ⇒ 0施設 (R7 年度)

1 - 2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(3) 火災避難対策の推進

【市民局、交通局（JR九州、JR西日本、西日本鉄道）】

現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部の組織体制、災害対応支援システム、避難情報の発令基準及び伝達手段等を整備し、日頃から訓練することにより発災時に避難情報の迅速な発令に努めている。 ● 地下鉄や JR 九州、JR 西日本、西日本鉄道等の交通機関における避難誘導や避難所等標識の多言語化により、火災発生時における外国人、観光客等のスムーズな避難を促進している。 ● 地下鉄駅における火災発生時、従来の音による警報に加え、光の点滅により火災を知らせることで、高齢者や障がい者の認知向上を図っている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難に関する情報の的確な発信に加え、平時から継続的に防災・避難訓練や防災研修を推進する必要がある。

推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対策本部の運営訓練の振り返りや実際の災害対応などを踏まえ、災害対策本部の組織体制、災害対応支援システム、避難情報の発令基準及び伝達手段等について、必要な見直しを継続的に行うとともに、引き続き、防災・避難訓練や防災研修を推進する。 ▶ 地下鉄においては、全線・全駅の客用トイレに光警報装置を設置するなど、災害時における避難対策の充実化を図る。 ▶ 地域防災計画に各交通機関の災害時の対応を定めており、初期消火訓練、通報訓練、避難誘導訓練等の実施を促進するなど、その実効性を高めていく。
-------------	---

1-3 津波・高潮による多数の死傷者の発生

(1) 海岸保全施設及び港湾施設の改修・維持管理	
【港湾空港局、農林水産局】	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸保全施設及び港湾施設については、津波・高潮等の被害を抑制するとともに、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止する対策を行っている。 ●令和元年度までに、博多港港湾区域における海岸保全施設の長寿命化計画、港湾施設の維持管理計画の策定が完了しており、同計画及び点検結果に基づき、施設の改修・維持管理を行っている。 ●博多港漁港区域における海岸保全施設の長寿命化計画、漁港施設の維持管理計画の策定が完了している。(以下「個別施設計画」という。) ●個別施設計画及び施設の点検結果に従い、護岸等の改修、維持管理を行っている。
脆 弱 性 評 価	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設の機能維持や老朽化に対応するため、引き続き適切な維持管理に努める必要がある。
推 進 方 策	<ul style="list-style-type: none"> ▶海岸保全施設の長寿命化計画、港湾施設の維持管理計画に基づき、適切に維持管理を行うとともに、優先度の高い施設から計画的に改修を行い、施設の健全性確保に努める。 ▶漁港区域において、福岡県の海岸保全基本計画で定めた高潮・波浪の計画天端高を基準とした施設の整備等を推進するため、個別施設計画に基づき、優先度の高い施設から計画的に改修、維持管理を行い、施設の健全性確保を推進する。

1-3 津波・高潮による多数の死傷者の発生

(2) 津波ハザードマップ、高潮ハザードマップの公表	
【市民局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波や高潮の発生時に市民が自主的に避難行動をとれるよう、津波ハザードマップ及び高潮ハザードマップを作成・配布している。 ● 市民が必要な時に必要な情報をパソコンやスマートフォン等により確認でき、複数の災害リスクを重ねて表示することや任意の場所を拡大・印刷できる「総合ハザードマップ」において公開している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 要配慮者を含む全ての市民に対する適切な情報提供、啓発等に取り組むとともに、津波、高潮ハザードマップの適宜更新が必要である。 ◆ 津波の発生時に適切な避難行動をとれるよう、引き続き、市民への周知・啓発が必要である。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ハザードマップを活用し、出前講座や市政だより、各種イベント等を通じて、災害から身を守るための適切な避難行動を周知するなど、引き続き、市民に対する積極的な啓発に取り組む。 ▶ 国や県の動向を踏まえ、適宜ハザードマップの更新を行う。

1-3 津波・高潮による多数の死傷者の発生

(3) 津波・高潮避難対策の推進	
【市民局、各区】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●津波や高潮からの避難を確実にを行うため、情報伝達手段の多様化、避難場所確保、市民や小中学校の児童・生徒等を対象とした防災教育等を実施している。 ●災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難対策として、地域へ名簿を提供するとともに、個別計画の作成や避難訓練の支援などを行っている。 ●視覚や聴覚に障がいがある方や、75歳以上で携帯電話を持たない等の要件を満たす方でもからの配信を希望する方に対しては、避難情報配信システムを活用し、電話やFAXで直接、避難情報を伝達している。 ●災害対策本部の組織体制、災害対応支援システム、避難情報の発令基準及び伝達手段等を整備し、日頃から訓練することにより発災時に避難情報の迅速な発令に努めている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆平時から継続的に避難訓練の支援や防災教育を推進するとともに、地域や関係機関と連携した避難支援体制を構築する必要がある。 ◆避難行動要支援者名簿の提供について、同意率が低い。 ◆引き続き避難場所標識への海拔表示や、最大の津波浸水想定区域に基づく避難対象区域を示し、避難の考え方や津波避難対策の周知を図ること等により、市民の津波避難意識の向上に向け市民に対して積極的・継続的な取組みを行っていく必要がある。 ◆津波による被害が予想される地域においては、公共施設の指定や民間施設等との協定による津波避難ビルの確保が必要である。 ◆津波警報伝達の屋外スピーカーが設置されていない。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶津波や高潮からの避難を確実にを行うため、情報伝達手段の多様化、避難場所の確保、市民や小中学校の児童・生徒等を対象とした防災教育等を継続的に実施していく。 ▶災害対策本部の運営訓練の振り返りや実際の災害対応などを踏まえ、災害対策本部の組織体制、災害対応支援システム、ガイドラインに基づく避難情報の発令基準及び伝達手段等について、必要な見直しを継続的に行う。 ▶引き続き避難場所標識への海拔表示や、津波に関する情報伝達方法などの検討を行うとともに、最大の津波浸水想定区域に基づく避難対象区域を示し、避難の考え方や津波避難対策の周知を図ること等により、津波避難意識の向上・醸成に向けた積極的・継続的な啓発を推進していく。 ▶避難行動要支援者名簿の提供に関する条例を制定し、地域への名簿情報の提供を拒否された方を除き、要支援者の情報を平常時から地域に提供できるようにする。 ▶避難行動要支援者名簿を活用した地域による要支援者の把握を推進するとともに、要支援者支援の取組みが進むよう地域を支援していく。 ▶避難情報配信システムへの高齢者などの登録率の向上に向け、周知していく。 ▶防災講演会・訓練の充実を図る。 ▶津波による被害が予想され、迅速な避難が困難な地域においては、公共施設の指定や民間施設等との協定による津波避難ビルの確保を推進していく。

(4) 地下街・要配慮者施設等での浸水対策・避難確保	
【市民局、道路下水道局、保健福祉局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●地下街への浸水対策として、整備水準を引き上げた「雨水整備 レインボープラン」に基づき、対策を実施している。 ●地下街などの所有者または管理者においては、水防法に基づいて作成した、「天神地下街浸水時避難確保・浸水防止計画（浸水時対応マニュアル）」、「博多駅地下街浸水時避難確保・浸水防止計画（浸水時対策マニュアル）」を活用し、浸水に備えた資機材の準備や避難経路図の整備等、従業員へ計画の周知等を進めている。 ●地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止を行う自衛水防組織を設置している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する必要がある。 ◆要配慮者利用施設に対して、水防法に基づき、浸水に備えた資機材の準備や避難経路図の整備等について記載した避難確保計画を作成し、災害発生時の迅速な対応を行えるよう求めていく必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶「雨水整備 レインボープラン」等に基づき、計画的な浸水対策を着実に推進していく。 ▶「天神地下街浸水時避難確保・浸水防止計画（浸水時対応マニュアル）」、「博多駅地下街浸水時避難確保・浸水防止計画（浸水時対策マニュアル）」を活用し、浸水に備えた資機材の準備や避難経路図の整備等、従業員への計画周知等を進めていくよう、継続して地下街所有者に周知する。 ▶地下街等の所有者又は管理者に、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するよう周知する。 ▶要配慮者利用施設に対して、水防法に基づき、浸水に備えた資機材の準備や避難経路図の整備等について記載した避難確保計画を作成し、災害発生時には迅速な対応を行えるよう、施設管理者に周知を図る。

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(1) 河川改修事業の推進	
【道路下水道局】	
現状	●大雨による浸水被害の軽減・防止を図るため、河川の流下能力を向上させる河川改修事業を推進している。
脆弱性評価	◆大雨による河川の氾濫を防止するため、引き続き、河道拡幅等による治水対策を進める必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶大雨による河川の氾濫を防止し、浸水被害の軽減を図るため、河川改修を推進する。 ▶都市基盤河川改修事業（金屑川、水崎川、周船寺川）、福岡都市圏域総合流域防災事業（香椎川、若久川）を推進する。

◀KPI（重要業績指標）▶

○治水安全度の低い河川における河川整備備達成率	65%（R元年度） ⇒ 75%（R5年度）
-------------------------	-----------------------

(2) 治水池の整備	
【道路下水道局】	
現状	●かんがい用途のなくなった農業用ため池の再整備や既存治水池の能力向上など、雨水流出抑制により河川に対する洪水負担を軽減している。
脆弱性評価	◆雨水流出抑制効果を高めるために、引き続き、治水池の整備を進める必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶降雨時の河川への急激な流れ込みを緩和するため、洪水調節効果が見込まれる農業用ため池の治水池としての再整備や、既存治水池の機能向上等に取り組む。 ▶流域貯留浸透事業（那珂川流域、樋井川流域）を推進する。

◀KPI（重要業績指標）▶

○河川への雨水流出抑制効果の高い治水池の貯留量	11,490m ³ （R元年度） ⇒ 43,687m ³ （R5年度）
-------------------------	---

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(3) ため池の安全性向上	
【農林水産局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業用ため池については、ため池の異常を早期に発見するため、関係水利組合との協働により巡回点検を実施し、必要となる補修を行うとともに、大雨・台風接近に伴う警報などが予測された際は、ため池が決壊するリスクを下げるため、事前に水位を下げる措置を講ずるなど、必要に応じた排水操作を行っている。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 近年、台風等に伴う集中豪雨が頻発し、これまでにない降雨量を観測していることから、ため池の安全性を向上する必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 豪雨によるため池決壊の被害を未然に防止する目的で、安全性の向上のための調査や堤体の補強、緊急時の連絡体制の整備を推進する。また、農業用途がなくなったため池の貯水機能を廃止するための工事を進める。

(4) 河川点検及び補修等の実施	
【道路下水道局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的に河川および治水池の点検を行い、護岸の老朽化等危険個所を把握するとともに、必要に応じ補修等を実施している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 定期的な河川及び治水池の点検や補修を実施し、引き続き、河川及び治水池の適切な維持管理を進めていく必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 河川の維持管理計画等に基づいた施設の計画的な維持管理に取り組む。 ▶ 特定構造物改築事業（吉塚新川、上牟田川、綿打川、水崎川排水機場）を推進する。

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(5) 都市部における雨水流出抑制策の推進	
【道路下水道局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 雨水の流出抑制により、水害が発生しにくい都市づくりを長期的、継続的かつ全市的に取り組むことを目的に策定した「福岡市雨水流出抑制指針」により、自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）を活用し、雨水流出抑制を推進している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大雨時における都市部の安全性の向上を図るため、引き続き雨水流出抑制を推進する必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「福岡市雨水流出抑制指針」に基づき、本市所管の公共施設を対象とした雨水流出抑制の取組みに、自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）を活用し、引き続き雨水流出抑制を推進する。

(6) 浸水対策の推進（都心部の浸水対策等）	
【道路下水道局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 「雨水整備 Do プラン 2026」等に基づき、浸水地区を重点化して対策を実施している。 ● 都心部については、整備水準を引き上げた「雨水整備 レインボープラン」に基づき、対策を実施している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「雨水整備 Do プラン 2026」及び「雨水整備 レインボープラン」等に基づき、引き続き、浸水対策を推進する必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「雨水整備 Do プラン 2026」及び「雨水整備 レインボープラン」等に基づき、計画的な浸水対策を着実に推進していく。

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(7) 地下施設の浸水対策	
【交通局、市民局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●地下鉄建設時に、近隣河川を考慮した出入口の嵩上げや各駅出入口への止水板設置を実施している。また、計画規模降雨時に対応できるよう、出入口の止水板を嵩増ししている。 ●浸水の可能性が高まった時に、地下街等における浸水防止活動及び避難誘導が的確になされるよう、地下街等の施設所有者又は管理者に対して「避難確保・浸水防止計画」の作成に関する指導・助言等を行っている。 ●地下空間施設管理者は、地下施設への浸水を防止するため、水防資材（止水板、土のう）の整備を行っている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種設備の充実、訓練の実施等を継続し、引き続き、更なる地下施設の浸水対策を推進する必要がある。

推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶更なる安全性の確保及び被害軽減のため、止水板嵩上げの必要性などを検討していく。 ▶地下街等に接続する各施設所有者または管理者に対し、水防対策の重要性を啓発するとともに、「避難確保計画・浸水防止計画の作成」、「自衛水防組織の設置」、「訓練の実施」についての指導・助言を継続して行う。 ▶地下空間施設管理者にインターネット FAX や防災メールへの登録を促し、防災情報の提供による早めの避難行動や自主的な水防活動の促進に取り組む。
-------------	--

◀KPI (重要業績指標) ▶

○避難確保・浸水防止計画作成率	44.2% (R2 年度)	⇒	約 60% (R4 年度)
		⇒	100% (R9 年度)

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(8) 洪水・内水ハザードマップ等の公表	
【市民局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨等による河川氾濫時に市民が自主的に避難行動をとれるよう、想定最大規模洪水浸水に関するハザードマップを作成・公表している。 ●市民が必要な時に必要な情報をパソコンやスマートフォン等により確認でき、複数の災害リスクを重ねて表示することや任意の場所を拡大・印刷できる「総合ハザードマップ」において公開している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆河川整備計画規模ではなく、想定し得る最大規模の降雨が生じた場合のハザードマップを活用した積極的・継続的な取組みが必要である。 ◆要配慮者を含む全ての市民に対する適切な情報提供、啓発等の取組みが必要である。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶「洪水ハザードマップ」や「内水ハザードマップ」を作成・公表し、地下街等の施設所有者又は管理者に対して周知・啓発を図る。 ▶ハザードマップを活用し、出前講座や市政だより、各種イベント等を通じて、継続的に市民に対し、適切な避難行動を周知するとともに、国や県の動向を踏まえ、適宜ハザードマップの更新を行う。

«KPI (重要業績指標) »

○内水ハザードマップの作成・配布	0% (R元年度)	⇒	100% (R4年度)
------------------	-----------	---	-------------

(9) 浸水避難対策の推進	
【市民局、道路下水道局、消防局、各区】	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●河川水位計、河川監視カメラを設置し、市ホームページで公開することで、住民の適切な避難判断を促し、自主的に避難行動を取れるようにしている。 ●過去に浸水被害のあった河川流域の一部やアンダーパスなどに警報装置を設置しているほか、出前講座における浸水避難対策の啓発を行っている。 ●平成 27 年度の水防法改正より新たに制度が創設された、下水道の水位により浸水被害の危険を周知する「水位周知下水道」を大規模な地下街を有する博多駅周辺地区で指定し、管内に設定した内水氾濫危険水位に到達した場合は、防災部局等に通知することで、迅速な防災活動や避難情報の発令が可能となるようにしている。 ●災害対策本部の組織体制、災害対応支援システム、避難情報の発令基準及び伝達手段等を整備し、日頃から訓練することにより、発災時に避難情報を迅速に発令し、より多くの市民の避難行動につなげている。 ●災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難対策として、地域へ名簿を提供するとともに、個別計画の作成や避難訓練の支援などを行っている。 ●視覚や聴覚に障がいがある方や、75 歳以上で携帯電話を持たない等の要件を満たす方での市の配信を希望する方に対しては、避難情報配信システムを活用し、電話や F A X で直接、避難情報を伝達している。
脆 弱 性 評 価	<ul style="list-style-type: none"> ◆平時から継続的に避難訓練の支援や防災教育を推進するとともに、地域や関係機関と連携した避難支援体制を構築する必要がある。 ◆避難行動要支援者名簿の提供について、同意率が低い。

推進
方策

- ▶災害対策本部の運営訓練の振り返りや実際の災害対応などを踏まえ、災害対策本部の組織体制、災害対応支援システム、ガイドラインに基づく避難情報の発令基準及び伝達手段等について、必要な見直しを継続的に行う。
- ▶市民が災害時に自主的に避難行動を取ることができるよう、河川水位計、河川監視カメラ等の観測機器を適切に維持・管理するとともに、ホームページで公開し、情報提供していく。
- ▶避難行動要支援者名簿の提供に関する条例を制定し、地域への名簿情報の提供を拒否された方を除き、要支援者の情報を平常時から地域に提供できるようにする。
- ▶大規模な地下街を有する天神周辺地区についても、引き続き水位周知下水道の検討を進めていく。
- ▶局地的な大雨や台風などの被害が頻発していることを踏まえ、風水害被害の甚大さ、周囲の状況や情報収集に基づく早期避難行動の重要性などについて、「防災センター」において、風雨や流水、浸水の体験ができるような、風水害用の教育コンテンツ・プログラムの充実を図ることにより、市民の風水害に対する避難意識の醸成を積極的に推進していく。
- ▶避難行動要支援者名簿を活用した地域による要支援者の把握を推進するとともに、要支援者支援の取組みが進むよう地域を支援していく。

1-5 土砂災害等による多数の死傷者の発生

(1) 土砂災害警戒区域等に係る対策	
【住宅都市局、道路下水道局、財政局、各区】	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災危険個所の点検を実施し、必要に応じてのり面保護や擁壁改修等を行なっている。 ● 宅地防災工事資金融資制度において、がけ崩れや土砂の流出による災害の防止や復旧のために、宅地などで防災工事を行う場合の融資を実施している。 ● 大規模盛土造成地の概ねの位置・規模の調査（第一次調査）を終了し、調査結果である「大規模盛土造成地マップ」を令和2年3月に公表した。 ● 福岡市土砂災害等危険住宅移転事業補助において、がけ崩れなどの危険がある区域内にある既存の住宅（危険住宅）の除去及び、安全な場所への移転費用の補助を行い、危険住宅の移転等を促進している。
脆 弱 性 評 価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県等と連携し、人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全性の向上を図る必要がある。 ◆ 宅地防災工事資金融資制度の周知を図り、要件に該当する宅地における防災工事を促進する必要がある。 ◆ 大規模盛土造成地（620か所）について、今後、計画的に調査を進めていき、危険な箇所を抽出する必要がある。
推 進 方 策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災危険個所の点検を実施し、必要に応じてのり面保護や擁壁改修等の工事を推進する。 ▶ 宅地防災工事資金融資制度の周知を図り、防災工事を促進する。 ▶ 日常の道路パトロールに加え梅雨時期や大雨後に重点パトロールを実施する。 ▶ 災害発生前の対策や災害時の迅速な対応ができるよう、出水期の前に関係機関合同で、防災危険個所の点検を実施する。 ▶ 危険な大規模盛土造成地の抽出は、現地踏査等による優先度評価計画（第二次計画）を実施し、それに基づき優先度が高い箇所の地盤調査等（第二次調査）を実施する。その結果、危険な箇所があれば、対策工事の実施を検討する。

1-5 土砂災害等による多数の死傷者の発生

(2) 治山事業	
【農林水産局】	
現状	●集中豪雨等による山地災害を未然に防止するため、治山事業に当たるものについて、事業主体である県に要望を提出している。
脆弱性評価	◆治山事業の早期実施に向けて、引き続き、事業主体である県に要望を実施する必要がある。
推進方策	▶事業主体である県に治山事業の必要性がある箇所について、引き続き要望を実施する。

(3) 土砂災害ハザードマップ等の公表	
【市民局、住宅都市局、各区】	
現状	●地震や大雨等の発生時に市民が自主的に避難行動をとれるよう、土砂災害ハザードマップを作成・配布している。 ●市民が必要な時に必要な情報をパソコンやスマートフォン等により確認でき、複数の災害リスクを重ねて表示することや任意の場所を拡大・印刷できる「総合ハザードマップ」において公開している。
脆弱性評価	◆要配慮者を含む全ての市民に対する適切な情報提供、啓発等に取り組むとともに、ハザードマップを適宜更新する必要がある。
推進方策	▶土砂災害ハザードマップを活用し、出前講座や市政だより、各種イベント等を通じて、継続的に市民に対し、適切な避難行動を周知するとともに、国や県の動向を踏まえ、適宜ハザードマップの更新を行う。 ▶避難勧告等の発令情報を土砂災害警戒区域内の各町内に提供し、実効性のある避難体制の強化を図っていく。

(4) 警戒避難対策の推進	
【市民局、各区】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 県が指定した土砂災害警戒区域等を周知し、当該区域における警戒避難体制の整備等を行っている。 ● 土砂災害ハザードマップを活用し、危険箇所や避難経路を現地で確認する土砂災害フィールドワークの実施などにより、土砂災害発生の可能性が高まった時に、住民が自主的に避難行動を取れるよう支援している。 ● 災害対策本部の組織体制、災害対応支援システム、避難情報の発令基準及び伝達手段等を整備し、日頃から訓練することにより、発災時に避難情報を迅速に発令し、より多くの市民の避難行動につなげている。 ● 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難対策として、地域へ名簿を提供するとともに、個別計画の作成や避難訓練の支援などを行っている。 ● 視覚や聴覚に障がいがある方や、75歳以上で携帯電話を持たない等の要件を満たす方でのからの配信を希望する方に対しては、避難情報配信システムを活用し、電話やFAXで直接、避難情報を伝達している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平時から継続的に避難訓練の支援や防災教育を推進するとともに地域や関係機関と連携した避難支援体制を構築する必要がある。 ◆ 避難行動要支援者名簿の提供について、同意率が低い。

推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対策本部の運営訓練の振り返りや実際の災害対応などを踏まえ、災害対策本部の組織体制、災害対応支援システム、ガイドラインに基づく避難情報の発令基準及び伝達手段等について、必要な見直しを継続的に行う。 ▶ 土砂災害ハザードマップを活用し、出前講座や市政だより、各種イベント等を通じて、継続的に市民に対し、適切な避難行動を周知するとともに、自主的な避難行動の促進につながるよう、引き続き、土砂災害フィールドワークを実施していく。 ▶ 防災メールによる避難情報の配信や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設へのFAX送信等により、警戒区域内の住民に対する情報伝達を徹底する。また、自主防災組織での連絡体制づくりの促進など、市民の自発的な避難行動につながる取組みを進めていく。 ▶ 避難行動要支援者名簿の提供に関する条例を制定し、地域への名簿情報の提供を拒否された方を除き、要支援者の情報を平常時から地域に提供できるようにする。 ▶ 避難行動要支援者名簿を活用した地域による要支援者の把握を推進するとともに、要支援者支援の取組みが進むよう地域を支援していく。 ▶ 避難情報配信システムへの高齢者などの登録率の向上に向け、周知していく。
-------------	---

1-6 情報伝達の不備・途絶等による多数の死傷者の発生

(1) 総合ハザードマップの構築・公開	
【市民局、各区】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時に市民が自主的に避難行動をとれるよう、洪水、津波、土砂災害、高潮、揺れやすさ等の災害リスクや最寄りの避難所等の情報を一つにまとめ、市民が必要な時に必要な情報をパソコンやスマートフォン等により確認でき、複数の災害リスクを重ねて表示することや任意の場所を拡大・印刷できる「総合ハザードマップ」を公開している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆要配慮者を含む全ての市民に対する適切な情報提供、啓発等に取り組むとともに、総合ハザードマップの情報を適宜更新する必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶総合ハザードマップを活用し、出前講座や市政だより、各種イベント等を通じて、継続的に市民に対し、適切な避難行動を周知していく。 ▶総合ハザードマップの情報を適宜、更新・追加し、適切に市民に対する情報提供を行っていく。

(2) 校区安全安心マップの更新支援	
【各区】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●校区安全安心マップを作成することにより、校区の避難所や、危険箇所、地形、通学路等を把握することができ、災害発生時に円滑な避難及び危険の回避に努めている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆校区安全安心マップの作成を進めるとともに、わかりやすいマップ作成を行い、災害発生時の円滑な避難及び危険の回避を図る必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶災害発生時に地域住民が安全かつ迅速に避難行動がとれるよう、安全安心マップの作成・更新を行い、災害リスクや避難行動について周知・啓発を図る。

(3) 通信インフラを用いた避難誘導支援	
【市民局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 迅速な避難行動に繋げることができるように、緊急地震速報（警報）等の緊急情報を受信し、防災行政無線を用いて、瞬時に行政機関等に通知している。また、災害時における被害状況、避難状況を収集把握し、一元的に管理するとともに緊急情報を一括配信する災害対応支援システムを再構築した。 ● 迅速な避難行動を促すことができるように、テレビやラジオ等による放送をはじめ、ホームページへの掲載や防災メール、各種 SNS や緊急速報メールなどを導入している。 ● 報道機関と「災害時における放送要請に関する協定」を締結し、災害により放送以外に有効な通信、伝達手段がない場合に放送の要請を行い、市民へ情報提供ができるよう体制を整えている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災行政無線は老朽化が進んで更新時期を迎えているため更新にあたっては、多様な手段を検討し、市民への情報伝達手段を充実させる必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対策本部の運営訓練の振り返りや実際の災害対応などを踏まえ、迅速に避難誘導を実施することのできる情報伝達手段やその運用について、必要な見直しを継続的に行う。 ▶ 全国瞬時警報システム（Jアラート）の受信機を含め、防災行政無線を適切に維持・管理し、災害発生時における緊急情報を行政機関等に瞬時に伝達することで、市民の迅速な避難行動へ繋げていく。 ▶ 操作研修や各種訓練等により、災害対応支援システムを円滑で効果的に運用し、多様な情報伝達手段を活用することで、市民の迅速な避難行動に繋げていく。 ▶ 報道機関との協定等による体制を維持するとともに、通信関連技術の発達や近年の災害の教訓等を踏まえ、情報伝達手段を改善していく。 ▶ 防災行政無線については、確実な保守により安定的な運用を継続しつつ、通信技術の進展を踏まえ、IP 無線や MCA 無線等、民間事業者が提供するサービスの活用も含め、情報伝達手段の多重化・多様化を推進していく。

(4) 通信インフラ以外の避難誘導支援	
【市民局、交通局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●住民が地震発生時の安全な避難場所として認知できるように、避難場所標識を整備し、周知を図っている。 ●地下鉄乗客の迅速な避難行動を促すため、地下鉄線各駅に避難誘導プラカードを配備及び全駅に配置しているタブレット端末より、駅構内に多言語案内放送を行えるようにしている。 ●災害情報が必要な者に伝達できない場合に、広報車での情報伝達により、迅速な避難行動に促すことができるようにしている。 ●校区の会長等に連絡し、校区独自の連絡手段により必要な情報の周知を行い、迅速な避難行動に促すことができるようにしている。
脆弱性評価	<p>◆避難場所標識やプラカードの整備を進めるなど、引き続き、通信インフラ以外の迅速な避難行動を促す情報伝達手段を検討する必要がある。</p>
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶通信インフラ以外の避難誘導支援として、避難場所標識の整備を進めるとともに、地域や関係機関と連携しながら、迅速な避難行動を促す情報伝達体制を整備する。 ▶地下鉄線各駅に設置する多言語対応避難誘導プラカードの活用と併せて、全駅に配置しているタブレット端末より、必要なアプリがインストールされたスマートフォンにお客さまが選択された言語で文字情報が表示される多言語案内放送を駅構内に行う。

(5) 外国人の避難誘導支援	
【総務企画局、市民局、交通局、各区】	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人の迅速な避難行動を促すため、外国人が多い地域において、多言語での防災マップの作成を進めている。また、避難場所標識や地下鉄駅の避難誘導プラカードを多言語化し、周知を図っている。 ●避難所・避難場所の標識板については、日本語・英語・中国語・韓国語の4か国語で表示する多言語化を進めており、令和元年度末現在で561箇所完了（全体の96.6%）している。 ●災害時には福岡市災害時外国人情報支援センターを設置し、ホームページやSNSで多言語による災害情報を発信するとともに、外国人向け電話相談を18言語で対応している。また、避難所でも18言語での電話通訳サービスを導入している。 ●令和2年度に洪水ハザードマップ多言語版（英・中・韓）を作成し、市ホームページに掲載している。 ●市ホームページ「福岡市防災気象情報」を多言語化（英・中・韓）している。
脆 弱 性 評 価	<ul style="list-style-type: none"> ◆外国人向けの防災マップの作成及び周知を図るとともに、避難場所標識や地下鉄駅の避難誘導プラカードの多言語化を進め、引き続き、外国人の避難誘導を支援する必要がある。

推 進 方 策	<ul style="list-style-type: none"> ▶多言語化による避難所・避難場所の標識板設置100%を目指して、引き続き整備を進めていく。 ▶庁内関係部署と連携し、防災ホームページやハザードマップの多言語化、多言語対応による電話相談や対面相談窓口の設置のほか、ホテル協会等との連携強化等について、取組みを進める。 ▶地下鉄線各駅に設置する多言語対応避難誘導プラカードの活用と併せて、全駅に配置しているタブレット端末より、必要なアプリがインストールされたスマートフォンにお客さまが選択された言語で文字情報が表示される多言語案内放送を駅構内に行う。 ▶外国人が多い地域において、災害発生時に外国人が円滑な避難および避難所生活が送れるよう、多言語での防災マップの作成を行う。
------------------	---

1 - 6 情報伝達の不備・途絶等による多数の死傷者の発生

(6) 要配慮者への避難誘導支援	
【市民局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●施設を利用している要配慮者の逃げ遅れによる死亡等を防ぐため、要配慮者利用施設に対し、市から直接 FAX で風水害に関する避難情報の発信を行っている。 ●避難行動要支援者の円滑な避難を支援するため、避難行動要支援者の名簿を作成し、平常時から自治協議会等の避難支援等関係者に貸与している。 ●視覚や聴覚に障がいがある方や、75 歳以上で携帯電話を持たない等の要件を満たす方で市からの配信を希望する方に対しては、避難情報配信システムを活用し、電話や F A X で直接、避難情報を伝達している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆要配慮者に関する情報を収集・更新し、引き続き、要配慮者への支援を実施するとともに、避難行動要支援者の個別計画の作成を進める必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶要配慮者利用施設への確実な情報伝達体制に必要な見直し等を継続的に行う。 ▶個別計画の作成や同計画に基づいた避難支援訓練の実施を支援するワークショップを開催するなど、避難支援等関係者による避難行動要支援者名簿の活用を促進する。 ▶避難行動要支援者名簿の提供に関する条例を制定し、地域への名簿情報の提供を拒否された方を除き、要支援者の情報を平常時から地域に提供できるようにする。 ▶避難情報配信システムへの高齢者などの登録率の向上に向け、周知していく。

1-6 情報伝達の不備・途絶等による多数の死傷者の発生

(7) 防災知識の普及啓発及び訓練の実施	
【市民局、消防局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●災害に強い地域づくり事業として、地域防災力の向上のため、広く市民に対し、災害時の対応や事前の備え解説などを説明する出前講座を行い、防災に関する知識の普及に努めている。 ●小中学校の児童・生徒を対象とした啓発冊子の作成や教職員を対象とした研修会の実施により、学校における防災教育を推進し、防災の担い手の育成を図っている。 ●職員及び多くの市民が利用する施設の管理者が適切な避難誘導や円滑な避難所運営を行うための訓練を施設ごとに実施している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続的な防災に関する知識の普及啓発及び訓練の実施を推進するとともに、訓練の内容を深めていく必要がある。

推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続的な防災に関する知識の普及啓発及び訓練の実施を推進するとともに、訓練の内容を深めていく。 ▶地域や企業等に対し、出前講座（講演、ワークショップ）を実施し、引き続き防災知識の普及啓発を行う。 ▶現在及び将来の地域防災の担い手の育成を図るため、各学校における防災教育に確実に生かせる実践的な教職員向け研修会を行うほか、各学校における防災教育の支援を行う。 ▶大規模災害時に地域住民が避難所運営に主体的に取り組む体制づくりを支援するため、校区ごとに避難所運営について学ぶワークショップを実施していく。
-------------	---

◀KPI（重要業績指標）▶

○災害に強い地域づくり事業 各年全校区実施 実施校区数	⇒	継続 (R元年度 151/151)
--------------------------------	---	----------------------

目標 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(1) 必要物資等の備蓄・調達・配送体制の整備

【市民局、水道局、各区】

現状

- 公民館等に食料・飲料水を分散備蓄し、災害時に各避難所で避難者に速やかに提供できるようにしている。
- 市民・企業において最低3日分の食料、飲料水等の自主的備蓄を行うよう啓発を行っている。
- 「福岡市水道局災害応急対策計画」等に基づき、発災後3日間3リットル/人・日程度の応急給水に努めている。
- 他都市との相互応援協定に基づく合同防災訓練等に参加するなど、広域的な連携体制の強化を図るとともに、緊急時給水拠点や給水基地の増設等に取り組み、応急給水体制の充実を図っている。
- 2団体14企業（令和2年6月現在）と災害時における生活必需物資の供給に関する災害時応援協定を締結し、自主的備蓄、公的備蓄を補完するための流通備蓄による物資の調達体制を整備している。
- 物資の受入れ・管理・配送等に対し、1団体3企業（令和2年6月現在）と災害時における物資輸送等の協力に関する協定を締結するなど、物資集積拠点の提供等の協力体制などの物資供給体制の確立を行っている。
- 公的備蓄の配送体制、救援物資の受入・供給体制を整備することによって物資の供給の停止を防いでいる。
- 迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するため、「物資調達・輸送調整等支援システム」が導入されている。

脆弱性評価

- ◆ 「平成29年度市政に関する意識調査」では、市民の66.3%が全く備蓄をしておらず、備蓄をしている31.9%のうち、42.5%が3日分に満たない備蓄しかしていない状況であるため、市民・事業者における備蓄が進むよう、今後とも出前講座やイベント等のあらゆる機会を通じて備蓄の重要性について普及啓発を行っていく必要がある。
- ◆ 今後さらに物資の供給の円滑化を図り、いざという時に速やかに対応するためには、実践的な訓練の実施や、行政機関、物流事業者等の役割分担の明確化等を行っていく必要がある。
- ◆ 災害時には国等からの大量の支援物資が供給されることが予想されるため、国や県と連携した訓練の実施が必要である。
- ◆ 感染症対策やプライバシー確保など、避難所で必要となる物資を確保していく必要がある。
- ◆ 「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用するための体制を整備する必要がある。

推進
方策

- ▶引き続き、備蓄促進ウィークや出前講座・イベント等あらゆる機会を通じた広報・啓発活動により、市民・企業における最低3日分の食料、飲料水等の自主的備蓄の促進に取り組む。
- ▶今後も「福岡市水道局災害応急対策計画」等に基づき、発災後3日間3リットル/人・日程度の応急給水に努める。
- ▶市民による飲料水の備蓄の充実に向け、今後もホームページを通じて、市民への呼びかけを行うとともに、応急給水訓練を継続して実施し、災害時の応急給水の円滑化を進める。
- ▶備蓄物資の適切な管理を行うとともに、備蓄品目の拡充や分散備蓄を推進する。
- ▶企業との協定に基づく災害時の物資の供給を確保し、支援要請時に企業等との連携が円滑に図れるよう連絡体制を確立するとともに、流通備蓄の更なる充実に向け、企業等と実効性のある協定を締結していく。
- ▶物資供給協力に関する協定の実効性を高めるため、訓練等を活用し、協定業者との連携強化を図り、災害時における支援物資の供給確保を図る。
- ▶物資集積拠点から避難所まで遅滞が生じることなく、被災者まで確実に届くことを重視した円滑な物資輸送が実施できるよう、主要物流事業者の役割分担の明確化など課題を整理し、運営マニュアルへ反映する等、実際の対応に即した体制の充実を図る。
- ▶災害救助法に基づき、救助実施市として、大規模自然災害時等に被災者に対して円滑に物資が供給できるよう、国、県、九州市長会、指定都市市長会等と連携し、取組みを進める。
- ▶他都市との相互応援協定に基づく合同防災訓練等に参加するなど、広域的な連携体制の強化を図るとともに、緊急時給水拠点や給水基地の増設に取り組み、応急給水体制の充実を図る。
- ▶「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用するため、県との連携や体制の充実を図る。

◀KPI (重要業績指標) ▶

○食料・飲料水の備蓄	27万食 (R元年度)	⇒	27万食 (継続)
○給水基地の整備	12か所 (R元年度)	⇒	14か所 (R6年度)

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(2) 水道施設の防災対策	
【水道局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 漏水の発生を抑制し、安定した水の供給を行うため、配水管の更新をそれぞれの埋設環境に応じて、計画的に取り組んでいる。また、避難所や救急告示病院などへの給水ルート（配水管）を優先的に耐震化することで、大規模地震が発生した場合でも、これらの施設へ安定的な水の供給を図っている。なお、基幹管路の耐震化率は55.9%、小口径を含めた市内の送・配水管の耐震化率は59.8%となっている（令和元年度末）。 ● 配水調整システムを整備し、配水管の水圧を常時適正に維持することで、漏水を抑制するとともに、流量や水圧の異常を検知し、漏水を早期に発見するなど、水の有効利用を図っている。 ● 取水場や浄水場等の計画的な維持管理や更新に取り組み、機能を適正に維持するとともに、老朽化した導水管等は更新に併せて、耐震性の向上を図っている。また、浄水場等の重要な土木構造物の計画的な耐震化に取り組むとともに、浄水場を含む主要施設には停電対策として、非常用発電装置を設置し、水の安定供給を図っている。 ● 工業用水については、施設の効果的な維持補修を行うことで長寿命化を図るとともに、老朽化した施設や配水管の更新を計画的かつ効率的に行っている。特に、基幹管路の更新は最優先で取り組み、工業用水の安定供給を図っている。
脆弱性評価	<p>◆ 災害時の水道施設における被害の発生を抑制するため、地震や水害などの自然災害対策を進めるとともに、各種設備の維持管理や更新を計画的に実施し、水道施設の防災対策を推進する必要がある。</p>

推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 配水管、導水管及び送水管の新設や更新時には全て、地震の揺れに強い耐震管を使用し、計画的に耐震化を推進する。 ▶ 配水管の老朽化対策については、それぞれの埋設環境に応じた実質的な耐用年数に対応できるように、計画的な更新・耐震化に取り組む。特に、「福岡市地域防災計画」に指定された収容避難所や救急告示病院など、水道局における重要給水施設への給水ルート（配水管）を優先的に耐震化する「耐震ネットワーク工事」を推進する。 ▶ 配水調整システム（遠方監視制御装置等）を計画的に更新する。 ▶ 取水場や浄水場及び導水管等の老朽化した施設の計画的な更新に取り組むとともに、浄水場の再編を推進する。また、地震や水害などの自然災害に備え、水道施設の防災対策を推進する。 ▶ 工業用水については、施設の効果的な維持補修を行うことで長寿命化を図るとともに、老朽化した施設や配水管の更新を計画的かつ効率的に行っていく。特に、基幹管路の更新は最優先で取り組み、工業用水の安定供給を図っていく。
-------------	---

«KPI（重要業績指標）»

○耐震ネットワーク工事の整備率	81.3%（R元年度）	⇒	100%（R6年度）
○優先的に更新すべき配水管の延長	236km（R元年度）	⇒	0km（R8年度）
○実質的な耐用年数を超過した配水管の割合	5.9%（R元年度）	⇒	0%（R8年度）

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(3) 陸上輸送手段の確保

【住宅都市局、道路下水道局、港湾空港局】

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時における円滑な人命救助や物資輸送路の確保のため、都市計画道路の整備及び緊急輸送道路や重要物流道路の確保並びに無電柱化を推進している。 ●緊急輸送道路上の橋梁のうち、橋長15m以上で旧基準により建設された橋りょうの耐震対策を実施している。 ●橋梁などの道路施設の長寿命化を図るため、計画的に定期点検や予防保全などによる維持管理に取り組んでいる。 ●道路の異常を早期に発見し、速やかに補修するため、道路パトロールや路面下空洞調査を実施している。 ●緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路について、福岡県と連携しながら、必要に応じて見直しを行っている。 ●大規模災害等が発生した場合、速やかに最低限度の道路通行機能を確保するため、道路の啓開体制を整備している。 ●海上輸送機能と連携した緊急物資等の輸送機能の確保に取り組んでいる。 ●道路啓開体制として、各関係業者との資機材にかかる協定等の締結・調整のほか、それに伴った事業者と連携した訓練の実施により事業進捗を図っている。 ●地震時に緊急輸送道路が閉塞されるのを防ぐため、周知啓発文書や耐震化に関するセミナー案内文書を送付し、通行障害建築物の所有者に対して、耐震化の必要性を伝えることで、耐震化を促進している。
脆 弱 性 評 価	<ul style="list-style-type: none"> ◆都市計画道路の整備及び緊急輸送道路や重要物流道路の確保並びに無電柱化を推進するため、国や関係機関と連携し、引き続き取組みを進める必要がある。 ◆道路等の効率のかつ戦略的な維持管理に引き続き取り組んでいく必要がある。 ◆緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路について、引き続き福岡県と連携しながら、必要に応じて見直しを実施する必要がある。 ◆災害時における通行規制や交通集中による渋滞発生に対応するため、国や関係機関と連絡し、災害時における交通マネジメントを実施する必要がある。 ◆海上輸送機能と連携した緊急物資等の輸送機能確保のため、臨港道路の整備や改修を進める必要がある。 ◆計画的に通行障害建築物の耐震化を進めていくためには、耐震セミナー等の実施を継続的に行うことが必要である。 ◆緊急輸送路の路線別のリスク把握を行うとともに、リスクに対応した応急対策用資材を配備し、今後も迅速な道路啓開に向けた取組みを推進する必要がある。

推進
方
策

- ▶ 「福岡市道路整備アクションプラン」に基づき、都市計画道路などの道路ネットワークを構成する道路整備を推進するとともに、「福岡市無電柱化推進計画」に基づき、緊急輸送道路を中心に無電柱化を推進することで、災害時における人流・物流を確保する。また、緊急輸送道路等における新設電柱の占用抑制を図る。
- ▶ 緊急輸送道路上の橋梁について、引き続き、計画どおり耐震対策工事を実施するとともに、耐震基準の見直しに伴う、新たな耐震補強計画を策定する。
- ▶ 橋梁などの道路施設については、定期的に点検を実施し、予防保全対策を実施することで災害に強く安全性の高い道路空間の形成を図る。
- ▶ 道路パトロール及び路面下空洞調査、路面性状調査を実施しながら舗装の損傷を的確に判断し、計画的な修繕を実施することで安全で信頼の高い道路空間の確保を図る。
- ▶ 緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路について、福岡県と連携しながら、必要に応じて見直しを行う。
- ▶ 災害時における交通マネジメントを実施するため、国や関係機関と体制づくりに努める。
- ▶ 海上輸送機能と連携した緊急物資等の輸送機能確保のため、臨港道路の整備や改修を進める。
- ▶ 通行障害建築物の所有者に対して、耐震化の必要性を伝える周知啓発文書や耐震化に関するセミナーの周知を実施し、耐震化の促進及び緊急輸送道路の閉塞防止を図る。
- ▶ 道路啓開に必要な応急対策用資材の配備を推進するとともに、関係業者との訓練を繰り返し実施することにより、関係業者との協力体制の強化を図る。

◀KPI (重要業績指標) ▶

○都市計画道路の整備率	84.0% (R元年度)	⇒	86.1% (R6年度)
○無電柱化計画に基づく無電柱化整備延長	148.2km (R元年度)	⇒	168km (R6年度)
○耐震改修実施状況 (橋梁：I期計画)	97.0% (R元年度)	⇒	100% (R3年度)

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(4) 海上輸送手段の確保	
【港湾空港局、農林水産局、消防局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●コンテナターミナルや航路の整備など、港湾施設の機能強化を進めることで、災害時における海上輸送手段の確保を図っている。 ●博多港 BCP を策定し、大規模地震や津波発生時の各関係機関との連絡体制や役割の明確化を図っている。 ●漁港 BCP を策定し、大規模地震や津波発生時の各関係機関との連絡体制や役割の明確化を図っている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害発生時においても、物流機能を維持できるよう、引き続き、コンテナターミナルや航路の整備など、港湾施設の機能強化を進め、海上輸送手段の確保を図る必要がある。 ◆災害時における海上からの緊急物資等の輸送など円滑な災害支援を図るとともに、経済活動や市民生活への影響を最小限に抑えるため、耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。 ◆関係機関と連携しながら港湾機能を継続維持していくため、博多港 BCP の充実が必要である。 ◆地震、津波、高潮発生時においても物流機能を維持できるよう、防災機能の充実を図る必要がある。 ◆福岡市における港湾機能の役割が大きくなる中で、気候変動の影響等による局地的な大雨による増水のほか、台風の大型化等に伴う高潮被害なども懸念されており、陸上からだけでなく海上からの消防・救援活動の必要性が見込まれることから、港湾消防力を確保するためにも、消防艇の更新・整備などを推進する必要がある。 ◆大規模地震発生時においても、緊急物資や復旧資機材を受け入れ、物流機能を維持するために、漁港施設の耐震性確保に向けて計画的に事業を推進していく必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶災害発生時においても、物流機能を維持できるよう、コンテナターミナルや航路の整備など、港湾施設の機能強化を進め海上輸送手段の確保を図る。 ▶災害時における海上からの緊急物資等の輸送など円滑な災害支援を図るとともに、経済活動や市民生活への影響を最小限に抑えるため、アイランドシティ等において耐震強化岸壁の整備を進める。 ▶災害発生時においても港湾機能を維持できるよう、PDCA サイクルの手法により博多港 BCP の見直し及び改善を行い充実を図る。 ▶地震、津波、高潮発生時においても物流機能を維持できるよう、防災機能の充実を図る。 ▶海上での災害活動に必要な消防艇及びヘリコプターの更新・整備、水上消防体制の機能統合や新たな部隊運用の検討などを行い、臨海部における救助活動のさらなる迅速化を図るなど、港湾消防力の強化を進める。 ▶防災拠点漁港（博多漁港）において施設の耐震化を推進するとともに、事業継続計画（BCP）を策定し、大規模地震等の災害発生時の各関係機関との連絡体制や役割の明確化を図る。

«KPI (重要業績指標) »

○耐震強化岸壁(アイランドシティ)の整備率	50% (R元年度)	⇒	71% (R4年度) 100% (R9年度)
-----------------------	------------	---	---------------------------

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(5) エネルギー供給手段の確保

【財政局、市民局、保健福祉局、環境局、経済観光文化局、消防局】

現状	<ul style="list-style-type: none"> ●電力やガスの被害への対応については、防災会議委員への就任、訓練の実施等を通して、各事業者との連携体制を継続して構築している。 ●石油業協同組合と、緊急車両への災害時の燃料供給に関する協定を締結し、災害時のエネルギー確保に取り組んでいる。 ●庁用車の電気自動車等への切替えや外部給電器の導入により、停電により系統からの電力供給が途絶えた場合でも、電気自動車等から避難所となる公民館等への電力供給が可能となっている。 ●住宅用太陽光発電や蓄電池等の導入助成や、電気自動車等の普及促進により、災害による停電時の電源供給につながる設備等の導入を促進している。 ●避難施設となる市有施設への再生可能エネルギーの導入を推進している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆電力やガスの被害への対応について、各事業者と連携した取組みを継続して実施していく必要がある。 ◆太陽光発電は、夜間は発電できないため、蓄電池や電気自動車と組み合わせた、自律分散型電源の導入促進が必要である。 ◆市区庁舎・消防署・病院などの重要拠点において、電力の途絶に備え非常用発電設備整備を推進していく必要がある。また、医療・福祉施設の災害時機能強化に向けた自家発電機整備への継続的な働きかけが必要である。

推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶電力やガスの被害への対応については、実践的な防災訓練の実施などを通して、各事業者と連携した取組みを継続して実施していく。 ▶電力・ガスなどのライフラインの迅速な復旧に向け、車両や資機材の保管場所の確保等、初動体制でライフライン事業者と協定に基づく綿密な連携体制を構築する。 ▶石油業協同組合との協定の取組みをより実効性の高いものとし、災害時のエネルギー供給の確保を図っていく。 ▶災害による停電時の電源供給にもつながる、再生可能エネルギーや電気自動車等の導入促進を図るため、引き続き、市民等への導入助成や、市有施設への導入検討、国等の補助金制度の情報提供などに取り組む。 ▶市民や企業への電気自動車・燃料電池自動車の導入に向けて、各種イベント等において電気自動車・燃料電池自動車の外部電源供給機能を活用したデモンストレーションなどを行い、普及・啓発を図る。 ▶市区庁舎・消防署・病院などの重要拠点において非常用発電機等の整備と燃料の備蓄量の確保を継続的に推進しつつ自律分散型エネルギーの導入等によるエネルギー供給源の多様化・分散化等の取組みを進めていく。 ▶医療・福祉施設の災害時機能強化に向けた自家発電設備の整備について周知を図る。
-------------	--

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(6) 防災知識の普及・訓練	
【市民局、各区】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●賛同する企業と連携して、備蓄促進キャンペーン、防災キャンプを実施し、市民・企業における自主的備蓄を促進している。 ●水道・ガス・電気などのライフラインが途絶し、食料品の入手が困難になっても、手元にある限られた食材で健康的な食生活を送るための「サバイバルクッキング」に関する知識を普及させる講座を実施している。 ●地域・個人の防災力向上のため、広く市民に対し、災害時の対応や事前の備え等に関する出前講座を行い、防災に関する知識の普及に努めている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆備蓄促進キャンペーン等を継続的に実施するとともに、市民の更なる自主的備蓄の促進につながる工夫や取組みが必要である。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶備蓄促進ウィークや出前講座・イベント等あらゆる機会を通じた広報・啓発活動により、市民・企業における自主的備蓄を促進していく。 ▶地域や企業等に対し、出前講座（講演、ワークショップ）を継続的に実施し、事前の備えや備蓄の重要性について、普及啓発を行う。 ▶広く市民に対し、災害時の対応や事前の備え等について理解の増進を図るため、防災啓発イベント等を実施していく。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(1) 多様な輸送手段の確保	
【消防局、港湾空港局、各区】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●ヘリコプター離着陸場が有効活用できるように調査を実施し、孤立した要救助者の安全・迅速な救助を図っている。 ●緊急輸送路の確保を図っている。
脆弱性評価	◆災害発生時には道路の寸断等により孤立集落が発生するおそれがあるため、緊急輸送道路の整備等と併せ、陸・海・空の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。

推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ヘリコプター離着陸場が有効活用できるように調査を継続的に実施していく。 ▶道路啓開実施体制の整備を図るとともに、緊急輸送路の整備を図る。 ▶海上交通・輸送を確保できるよう、関係機関と連携していく。
-------------	---

(2) 自主防災体制の整備・強化	
【市民局、各区】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織が行う防災訓練等を支援するとともに、校区ごとの防災計画の作成等により、地域主体で避難所を運営できる体制整備が進むよう支援している。 ●災害発生時に避難所等の円滑な運営や被災者へのアドバイスなど、地域で活躍できる防災リーダーの育成に取り組んでおり、平成17年度から「博多あん（安全）・あん（安心）塾」を開催し、1,180名（令和2年3月末時点）が同塾を修了している。 ●避難所生活におけるストレス軽減などを図るため、非常持出袋の事前準備を奨励し、自主防災体制の強化を図っている。
脆弱性評価	◆災害の規模によっては、地域の防災活動の担い手が不足する事態も想定されるため、より多くの防災の担い手を育成することが重要である。引き続き、自主防災体制の強化を図る取組みを進めるとともに、自主的備蓄の促進等による地域の防災力向上を図る必要がある。

推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶各校区の実情に応じた防災計画の作成や防災訓練の実施を支援するなど、地域の状況や特性に合わせた地域防災活動の活性化・実効性確保の取組みを引き続き推進していく。 ▶博多あん・あん塾などを通じて、地域の防災リーダーを育成していく。 ▶出前講座、自主防災研修会等を通して、地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、率先して防災・減災に向けた取組みを行える人材を育成していく。 ▶地域の防災力向上と避難生活におけるストレスの軽減、災害関連死等の防止を図るため、校区ごとに避難所運営について学ぶワークショップを実施していくとともに、校区の特性にあったマニュアルの作成を支援していく。
-------------	--

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(1) 消防施設等における機能の充実・強化	
【消防局】	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団の装備、資機材の充実、消防団員人数の確保、非常用自家発電設備の整備等により、消防機能の充実・強化を図っている。 ●消防署所・消防分団車庫の耐震化を図っている。 ●救急・救助体制の整備として、救助資機材の整備や、専門的な訓練を行うとともに、救急救命用資器材の整備や、非常用を含めた救急自動車の整備等を行い、災害対応力の向上を図っている。 ●119 通報の受付や消防隊の活動支援を円滑に行うために、指令管制情報システム、消防無線を整備している。 ●災害時に被害情報収集のため、高所監視カメラ、災害情報ヘリコプター情報画像伝送システム、指揮支援システムを整備している。
脆 弱 性 評 価	<p>◆消防機能の充実・強化に向けて、消防団の装備や資器材の充実など消防施設における機能の充実・強化及び、消防施設の適切な維持管理を行う必要がある。</p>

推 進 方 策	<ul style="list-style-type: none"> ▶指令管制情報システム、消防無線等の消防通信施設の計画的な更新整備を行うとともに、適切に維持管理を行う。 ▶消防団員の確保に向け、様々な機会を捉え広報活動を行うとともに、「消防団協力事業所表示制度」などの普及促進に努め、入団、活動が行いやすい環境を整備していく。 ▶災害発生時においても活動できるよう、消防団員の安全装備や資機材の充実強化を図るとともに、福岡市アセットマネジメント推進プランに基づき、非常用自家発電の整備を図る。 ▶「福岡市耐震対策計画」に基づき、老朽化した施設の建て替え等の整備を行う。 ▶消防隊等に対する救助資機材の更新・整備や専門的な訓練の実施、救急救命用資器材の整備や救急自動車の計画的な更新・整備等を進めるとともに、国の整備指針の動向や社会情勢の変化等を踏まえて、福岡市消防用設備等の技術基準の見直しを図る。 ▶大規模な自然災害の発生により、広範囲かつ複数のエリアで救助需要が高まることが懸念されることから、現場で効率的に状況を把握するドローン等の運用を検証し、更なる活用に向けた検討を進め、災害対応体制の強化を図る。
------------------	---

◀KPI (重要業績指標) ▶

○消防団員人数の充足率（条例定数 2,602 人に対する実員数の割合）	89.0% (R2 年度)	⇒	91.0% (R9 年度)
--	---------------	---	---------------

(2) 自主防災体制の整備・強化	
【市民局、各区】	
現状	<p>2-2 (2) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織が行う防災訓練等を支援するとともに、校区ごとの防災計画の作成等により、地域主体で避難所を運営できる体制整備が進むよう支援している。 ●災害発生時に避難所等の円滑な運営や被災者へのアドバイスなど、地域で活躍できる防災リーダーの育成に取り組んでおり、平成17年度から「博多あん(安全)・あん(安心)塾」を開催し、1,180名(令和2年3月末時点)が同塾を修了している。 ●避難所生活におけるストレス軽減などを図るため、非常持出袋の事前準備を奨励し、自主防災体制の強化を図っている。
脆弱性評価	<p>2-2 (2) 再掲</p> <p>◆災害の規模によっては、地域の防災活動の担い手が不足する事態も想定されるため、より多くの防災の担い手を育成することが重要である。引き続き、自主防災体制の強化を図る取組みを進めるとともに、自主的備蓄の促進等による地域の防災力向上を図る必要がある。</p>

推進方策	<p>2-2 (2) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶各校区の実情に応じた防災計画の作成や防災訓練の実施を支援するなど、地域の状況や特性に合わせた地域防災活動の活性化・実効性確保の取組みを引き続き推進していく。 ▶博多あん・あん塾などを通じて、地域の防災リーダーを育成していく。 ▶出前講座、自主防災研修会等を通して、地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、率先して防災・減災に向けた取組みを行える人材を育成していく。 ▶地域の防災力向上と避難生活におけるストレスの軽減、災害関連死等の防止を図るため、校区ごとに避難所運営について学ぶワークショップを実施していくとともに、校区の特性にあったマニュアルの作成を支援していく。
-------------	--

(3) 広域受援体制の整備	
【市民局、消防局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●「九州市長会における災害時相互支援プラン」、「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」及び「21大都市災害時相互応援に関する協定」等を締結し、広域受援体制を構築している。 ●相互応援協定等の実効性を確保するため、各締結都市との間で、防災に関し必要な情報の交換や勉強会を実施するなど、日常から密接な連携をとっている。 ●九州市長会の中に防災部会を設置し、九州が一体となった相互支援の取組みを実施している。 ●消防相互応援協定・緊急消防援助隊の受援体制を構築し、消防力の不足に対応できる体制を構築している。 ●福岡市域における大規模災害発生時に、福岡市単独での対応が困難な場合に、防災関係機関や他の自治体からの支援を円滑に受けるための手順や体制等について、受援計画に定めている。また、災害時受援業務マニュアルの作成を進めており、防災関係機関や自治体並びに企業・NPOに支援を要請するとともに、ボランティア等と積極的に連携し、順次通常業務を再開するための体制を整備している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時に円滑な人的支援を受け入れられるよう、引き続き、災害時の広域受援体制の構築を進めるとともに、庁内のマニュアル作成等の取組みが必要である。 ◆災害時の膨大な消防・救急需要に対して、関係機関との迅速・的確な連携を可能にする現場指揮機能強化事業について、今後積極的に進捗を図る必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶広域的かつ基幹的な広域受援活動拠点の確保に向けて検討を進める。 ▶災害時に円滑に人的支援を受け入れられるよう、災害時受援業務マニュアルの作成に取り組む。 ▶広域支援体制における支援機能の強化に関する検討を行うなど、更なる連携強化に取り組む。 ▶消防局における受援計画を策定し、有事の際に円滑に広域支援を受け入れられるように備える。 ▶被災場所において関係機関が迅速・的確に連携し、災害時の膨大な消防・救急需要に対応できるよう、車両や資機材を整備するとともに、情報集約、情報共有、通信及び関係機関調整などの機能強化を図り、現場指揮本部機能の強化を図る。

(4) 災害ボランティア、災害支援に関わる人材の育成・支援	
【市民局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●災害ボランティア講座や災害ボランティア養成セミナーを実施することにより、災害ボランティア活動を担う人材の育成に努めている。 ●外国人防災サポーター養成講座を実施することにより、外国人に防災の知識を習得してもらい、災害ボランティア活動を担う人材の育成に努めている。 ●地域や企業の防災力の向上を目的に、平成17年度から「博多あん（安全）・あん（安心）塾」を開講しており、1,180名（令和2年3月末時点）が修了している。修了者は「博多あん・あんリーダー」として、登録し、庁内や地域で人材活用できるようにしている。 ●平成29年度から大規模災害時に地域の避難所運営を支援する災害ボランティア「避難所サポートチーム・福岡」を養成しており、そのメンバーに対し専門的な知識と技能の維持向上を図るための継続的な研修を行っている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害ボランティア活動を担う人材の育成に努めるとともに、災害時に活動できるボランティアのネットワークの構築が必要である。 ◆地域や企業における防災リーダーを養成する必要がある。

推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶災害ボランティア養成セミナー等を実施し、災害ボランティア活動を担う人材の育成を行う。 ▶災害ボランティア団体等とのネットワークの構築により、ボランティアとの連携強化を図る。 ▶市民への関心を高め、ボランティアの裾野を広げるため、災害ボランティアや災害ボランティアセンターの取組みを広く市民へ周知する広報・啓発を実施する。 ▶博多あん・あん塾などを通じて、地域の防災リーダーの意識醸成を図るとともに、自主防災組織等と効果的に連携し、地域の特性に応じた防災訓練の企画・実施を支援するなど地域防災力の向上を図る。
-------------	---

(5) 行方不明者把握体制や情報通信機能の構築・整備	
【市民局】	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模災害時における行方不明者を把握するためのひとつの手段として、国の「災害時安否情報システム」の活用により、市民が避難者情報を管理する体制を構築している。 ●NTT 西日本との協定により、避難所となる公民館や小学校など 311 箇所（令和 2 年 8 月現在）に発信専用の特設公衆電話を設置している。
脆 弱 性 評 価	<ul style="list-style-type: none"> ◆「災害時安否情報システム」を効果的に運用していく必要がある。 ◆災害時伝言ダイヤルや災害時伝言板の広報活動を行うことで、災害直後から市民が安否情報を発信できる仕組みを周知していく必要がある。
推 進 方 策	<ul style="list-style-type: none"> ▶行方不明者の把握に向け、災害時等において「災害時安否情報システム」の活用のほか、警察署等の防災関係機関との密接な連携、的確な情報把握が実施できるよう体制の構築を図る。 ▶避難場所等で市民が安否情報の発信等に活用できる特設公衆電話や、災害時伝言ダイヤル・伝言板等の機能について、防災訓練等の機会を活用し、事業者と連携して積極的に市民に周知していく。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

(1) 一時退避施設の確保等	
【経済観光文化局、市民局、住宅都市局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 「天神・博多駅周辺地区 都市再生安全確保計画」に基づき、商業施設等の建て替えの機会を捉えた一時退避施設確保や、既存施設の協力による退避施設等の確保を進めている。 ● 帰宅困難者の受入れや飲料水・食料・情報の提供等に対し、11団体9企業（令和2年6月現在）と「災害時における施設等の提供協力に関する協定」を締結している。 ● 大規模災害発生時に、避難者、一時帰宅困難者（外国人を含む）を受け入れる施設を確保するため、コンベンション3施設（マリンメッセ福岡A館、福岡国際会議場、福岡国際センター）、民間施設、大学・高校等の体育館など、13団体2社（令和2年6月現在）と協定を締結している。 ● 緑による都市の防災、減災を推進するため、都市公園の配置方針に基づき、災害時に避難場所として利用できる公園の整備を進めている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 従来の避難場所や避難所に加え、民間企業等との連携による一時退避施設の確保を進める必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 天神ビックバンや博多コネクティッドなどの建て替え誘導等の機会を捉え、一時退避施設の整備を誘導していく。 ▶ 大規模災害発生時に、避難者や一時帰宅困難者（外国人を含む）をスムーズに受入れできるよう、物資の備蓄及び提供を含め、協定施設と連携強化し、受入体制を整えていく。 ▶ 避難場所となる身近な公園の適正配置を行う。また、既存公園のリニューアルなどの機会には、避難場所としても活用できるよう整備するなど防災機能の向上に取り組む。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

(2) 帰宅困難者（外国人を含む）、観光客等への情報提供等 【総務企画局、市民局、経済観光文化局、道路下水道局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●観光案内所において、災害情報・運行情報など観光客等に向けて多言語による情報提供を行っている。また、市観光情報サイトにおいても同様の情報発信を行っている。 ●徒歩帰宅者の一時休憩所として、水道水やトイレの提供、テレビ、ラジオ及び地図等による情報の提供を受けられるよう、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等との協力協定を締結している。 ●災害時には福岡市災害時外国人情報支援センターを設置し、ホームページやSNSで多言語による災害情報を発信するとともに、外国人向け電話相談を18言語で対応している。 ●福岡県バス協会と「災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書」を締結し、滞留者を含む被災者等の輸送について協力を要請できるようにしている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆徒歩帰宅者や観光客等に対する支援の充実を図るとともに、的確な情報の入手・発信や避難誘導など、緊急時の情報収集・発信を行う組織体制づくりを検討する必要がある。 ◆無線Wi-Fiの活用やデジタルサイネージ及び街頭ビジョン等を活用した効果的な情報配信を検討する必要がある。 ◆事業者に対し、災害時における従業員の一斉帰宅を抑制するよう働きかけていく必要がある。

推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶引き続き、徒歩帰宅者に対する支援の充実を図るとともに、官民連携による滞留者の安全確保に向けて、事業者等との連携を図り、一斉帰宅の抑制や避難誘導などのルールの作成に取り組む。 ▶大規模災害時に公共交通機関の機能が一時的に停止・不足した際には、応急策としてシェアサイクルの無償開放を行う。 ▶観光案内のサービスを維持できるよう観光案内所へ非常用電源設備を設置する。また、災害時における宿泊施設との連絡体制を構築し、宿泊施設等における現場対応力の向上を図る。 ▶観光案内所における多言語による情報発信と併せて、市観光情報サイトにおいても同様の情報発信を行う。 ▶無線Wi-Fiの活用やデジタルサイネージ及び街頭ビジョンを活用した効果的な情報配信に取り組んでいく。 ▶事業者に対し、災害時における従業員の一斉帰宅を抑制するよう積極的に周知していく。
-------------	--

◀KPI（重要業績指標）▶

○一時退避施設の収容人数	24,305人 (R元年度)	⇒	38,000人 (R10年度)
--------------	-------------------	---	--------------------

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

(1) 医療・福祉施設の防災機能の向上	
【保健福祉局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●医療施設の被災による医療機能の低下に備え、福岡市立の医療施設では、耐震化、災害時活動やトリアージスペースとしての利用を想定した施設設備、3日分の物資の備蓄等、本市における災害医療の中心的な役割を担うことが可能となるよう、整備している。 ●災害拠点病院（市内7院）のうち、5院が耐震構造、2院が一部耐震構造となっており、また、6院にヘリポートが設置されている。 ●国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等の活用により、民間の社会福祉施設等の防災設備整備を促進し、利用者の生命、身体の保護を図っている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時の医療・福祉機能を確保するため、市及び民間の医療施設・福祉施設等の耐震機能の確保及び防災設備等の整備を促進する必要がある。 ◆災害の規模によっては、中・小規模の民間医療施設の被災による市域全体での医療機能低下が想定される。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶市有の医療施設において、建物の免震装置が正常に動作するよう定期的な点検を行う。 ▶市域全体での医療機能の低下を防ぐため、災害時の患者の受入れが可能な中・小規模の民間医療施設を含む医療機関の建物の耐震化を促進する。 ▶引き続き国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等を活用し、民間の社会福祉施設等の防災設備等の整備を促進する。

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

(2) 医療資機材・医薬品・医療用水等の確保

【保健福祉局】

現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療用機材・医薬品等の確保を図り、必要な医療の継続及び救護活動を実施できる体制を構築している。 ● 災害時救急医薬品等については福岡県に要請し、福岡県医薬品卸業協会から供給される体制を構築している。 ● 災害時の医療救護活動について、第一薬科大学、福岡市薬剤師会と協定を締結するとともに、モバイルファーマシーへの搭載を想定した医薬品の確保を行っている。 ● 避難所や救急告示病院などへの給水ルート（配水管）の耐震化や貯水槽の設置により、医療用水の確保を行っている。
脆弱性評価	<p>◆ 災害時に必要な医療の継続及び救護活動の実施に向けて、医療資材や医薬品等の確保が必要である。</p>

推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害時における医薬品等の確保について、定期的に関係団体との協議を行う。 ▶ 災害時に一定量の確保ができるよう、医療用機材・医薬品について継続的な備蓄の管理を行う。 ▶ 貯水槽及び関連設備の定期的な点検を行う。 ▶ 災害時に医薬品が円滑に提供されるよう、体制や仕組みの強化を図る。
-------------	--

◀KPI（重要業績指標）▶

○耐震ネットワーク工事の整備率 81.3%（R元年度） ⇒ 100%（R6年度）

(3) 医療・福祉施設における備蓄の促進

【保健福祉局】

現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 市が保有する医療施設において、大規模災害に備えて、入院患者や職員等について食料品等3日分の備蓄を行っている。
脆弱性評価	<p>◆ 災害時の必要な医療の継続及び救護活動の実施に向けて、引き続き、食料品等の備蓄及び管理を進める必要がある。</p>

推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市有の医療施設における食料品等の備蓄及び管理を継続して行うとともに、期限切れの備蓄物資の交換・追加などの適切な管理を継続的に実施する。 ▶ 民間の医療・福祉施設における備蓄の促進を図っていく。
-------------	---

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

(4) 非常用自家発電、再生可能エネルギーの導入 【市民局、保健福祉局、消防局、環境局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡市民病院、福岡市立こども病院、急患診療センター、市立老人福祉センター、療養センター、乳児院、市民福祉プラザ等の医療・福祉施設において、非常用電源を導入し、停電時においても医療・福祉機能を継続できるよう電力を確保している。 ●災害拠点病院（市内7院）において、非常用電源を導入し、停電時においても医療機能を継続できるよう電力を確保している。 ●災害による停電時の電源供給にもつなげる太陽光発電や蓄電池等の導入について、国等の補助金制度の周知等を行っている。 ●災害時における、緊急車両等への優先的な燃料供給について、福岡県石油商業組合、福岡県石油協同組合、福岡市危険物安全協会と協定を締結し、災害時の燃料確保を行えるようにしている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆市立の医療・福祉施設のうち非常用電源が72時間稼働可能な施設は福岡市立こども病院のみであり、市有の医療施設・福祉施設等の非常用電源の確保を推進する必要がある。 ◆災害拠点病院（市内7院）において、非常用電源が72時間稼働可能な施設は5院であり、非常用電源の確保を推進する必要がある。 ◆民間の医療・福祉施設の災害時の医療・福祉機能を確保するため、非常用電源の確保、耐震機能の確保及び防災設備等の整備に向けたさらなる啓発が必要である。 ◆休日急患診療所の非常用発電設備設置や非常用発電機の作動に必要な燃料の備蓄、災害時の緊急車両等への迅速なエネルギー供給活動を可能とするための体制整備を進める必要がある。 ◆事業者の災害に対するレジリエンスの向上に向け、太陽光発電や蓄電池等の導入に関する更なる周知啓発が必要である。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶市立の医療・福祉施設や、災害拠点病院において非常用電源が設置されていない施設、稼働可能時間が72時間に満たない施設について、非常用電源の確保を推進するとともに、自律分散型エネルギーの導入等によるエネルギー供給源の多様化・分散化等の取組みを検討する。 ▶災害発生時に非常用発電設備が正常に動作するよう、定期的な非常用発電設備の点検及び燃料備蓄の適時補充を行う。 ▶民間の医療・福祉施設の災害時の医療・福祉機能を確保するため、非常用電源の確保、耐震機能の確保及び防災設備等の整備に向けたさらなる啓発を図る。 ▶休日急患診療所の非常用発電設備設置、非常用発電機の作動に必要な燃料の備蓄を促進するとともに、福岡県石油商業組合、福岡県石油協同組合、福岡市危険物安全協会との協定に基づく取組みの実効性を確保し、災害時における緊急車両等への迅速なエネルギー供給活動を可能とするための体制整備を促進する。 ▶長期停電時のエネルギー供給に寄与する太陽光発電や蓄電池等について、引き続き、国等の補助金制度や新たな導入手法に関する情報提供などに取り組む。

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

(5) 医療・福祉施設の BCP 策定・改定及び災害対策マニュアル等の整備	
【保健福祉局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●市立病院においては、災害発生時においても必要な医療の継続及び救護活動を実施し、入院患者や傷病者の命を守るため、BCP を策定している。 ●市が保有する医療施設において災害対応マニュアルを策定し、災害対策本部の設置基準、関係各所との連絡体制等について明確にしている。 ●災害拠点病院（市内 7 院）のうち全てにおいて B C P を策定し、病院機能の早期回復・医療機能継続体制を整備している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆市立病院の災害発生時における事業の継続、早期復旧を可能とするため、BCP について随時見直す必要がある ◆民間の B C P 等の未整備の医療・福祉施設における B C P の整備など、災害時における医療・福祉提供体制を促進する必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶既存の BCP の内容等について、訓練等を踏まえた改善を行う。 ▶民間の医療・福祉施設において B C P 等の未整備の施設は整備を実施し、災害時における医療・福祉提供体制の整備を促進していく。

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

(6) 医療・救護体制の構築	
【市民局、保健福祉局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内の自治体病院間で災害相互応援協定を締結し、大規模災害時において他病院との連携により、物資や医療従事者の派遣等の相互支援を行う体制を構築している。 ● 機能別チーム（緊急医療調整チーム）を創設し、医療機関の被害情報や災害による傷病者等の情報を収集し、傷病者を適切な医療機関に搬送する体制を構築している。 ● 救護班（市立病院、福岡赤十字病院、今津赤十字病院）を編成し、被災現場の救護所へ派遣する体制を構築している。 ● 福岡市医師会、福岡市歯科医師会、福岡市薬剤師会、福岡市獣医師会と医療救護活動に関する協定書を締結し、災害時に協力する体制を構築している。 ● 県にDMAT（災害派遣医療チーム）等の応援要請を行うほか、被災地外への搬送について県や自衛隊などと調整し、医療・福祉機能の麻痺を防止する体制を構築している。 ● 医療施設（薬局等）が被災している場所へ薬剤師を派遣できるように福岡市薬剤師会と協定を締結し、災害時の救護所等における調剤、服薬指導などの協力体制を構築している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時の医療救護体制を構築するため、県や三師会等の関係機関との協議・調整を進めるとともに、円滑に実施するための訓練の実施等が必要である。 ◆ 被災時における負傷者受入医療機関への適切な受診行動について、市民の災害時受診行動への理解が浸透するよう取組みを進める必要がある。 ◆ 福岡県災害時医療救護班マニュアルと整合した実効的な運用マニュアルを作成するなど、広域連携体制の充実を図る必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 大規模震災発生時を想定した救急受入に関する体制の構築を進めるとともに、訓練を行う。 ▶ 県や三師会等の関係機関との協議・調整を行い、災害時における医療救護体制の見直し、福岡県災害時医療救護マニュアルと整合した実効的な医療救護班マニュアルを作成するなど、広域連携体制の充実を図る。 ▶ 不要不急の受診を控えるといった、災害時の受診行動への理解浸透を図るため、イベントや防災訓練、広報誌等を通じた啓発等の取組みを推進する。

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

(7) 災害対応訓練の実施	
【保健福祉局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時に適切に対応できるよう、実践的な防災訓練及び病院職員向けの災害対応講習を実施している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆地震や津波等の様々な災害に対応するための訓練の実施が必要である。 ◆民間の医療・福祉施設における災害対応訓練の実施について、促進する必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶火災に加え地震や津波等発生時を想定した訓練を行う。 ▶民間の医療・福祉施設における災害対応訓練の実施について促進を図っていく。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(1) 感染症への対応	
【保健福祉局、各区】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期予防接種を行うことで、事前に感染症の発生及びまん延を防止している。 ● 新型インフルエンザのほか MERS などの新興感染症の集団感染など、集団的健康被害発生に備え、防疫、医療、相談等の体制を構築している。 ● 感染症の感染拡大防止のため、マスク・消毒薬などの備蓄を行っている。 ● 患者・接触者等の健康調査、感染拡大防止の指導を行い、感染症の発生及びまん延防止を図っている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時における感染症疫病のまん延防止のため、引き続き、定期予防接種を推進する必要がある。 ◆ 感染症予防のためのマスク・消毒薬などの衛生資材の備蓄を行うとともに、感染症予防の啓発を行う必要がある。 ◆ 被災者の集団的健康被害発生に備えた体制の強化に努めるとともに、薬品等の備蓄を行う必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 引き続き予防接種事業を行う。 ▶ 引き続き衛生資材の計画的な備蓄を行う。 ▶ 感染症対応マニュアルに沿った対応等を徹底するとともに、マニュアルを適宜更新するなど、庁内の連携強化を図り、適切に対応できる体制を構築する。 ▶ 集団的健康被害の発生に対応した体制の構築及び薬品等の備蓄、感染拡大防止の指導等の健康危機管理対策を引き続き行う。
(2) 感染源への対策	
【保健福祉局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 浸水箇所の消毒、そ族・昆虫類の駆除や、死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）の処理などの衛生関係の指導や相談に対応することにより、疫病、感染症等の発生防止を図っている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時における疫病、感染症の発生防止のため、引き続き、浸水箇所の消毒、そ族・昆虫類の駆除や死亡獣畜の処理などの衛生関係の指導や相談に対応していく必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害時における疫病、感染症の発生防止のため、引き続き、浸水箇所の消毒、そ族・昆虫類の駆除、死亡獣畜の処理などの衛生関係の指導や相談に適切に対応していく。

(3) 避難所等の衛生環境の確保	
【市民局、環境局、保健福祉局、各区】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所における衛生用品の整備について、マスク、消毒液、ハンドソープ、携帯トイレ、簡易トイレ、紙おむつや、生理用品等を備蓄している。 ●避難所における対応マニュアルに基づき、避難所の衛生環境の確保を図っている。 ●避難所等に仮設トイレを設置するとともに、避難所に指定している施設の新設・大規模改修にあわせ、マンホールトイレの整備を進めており、現在、18箇所の避難所に64基（令和2年11月時点）を整備している。また、適宜、し尿収集を実施し、避難所内の衛生を確保することで感染症等の発生防止を図ることとしている。 ●避難所への仮設トイレ設置に関する協定を4事業者と締結している。 ●避難所とともに被災した食品関連施設等における衛生対策を実施することにより、感染症や食中毒等の発生防止を図っている。 ●入浴施設の確保に関する相談に対応し、疫病・感染症等の発生防止を図ることとしている。 ●ペットの避難場所は、避難者と同室ではなく、屋根のある屋外等を確保することとしている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆避難所に指定している施設に、マンホールトイレを計画的に整備していく必要がある。 ◆災害時における避難所での感染症対策のため、予防啓発と併せて、引き続き、避難所における衛生環境を確保するための取組みの充実が必要である。 ◆避難所には、動物が苦手な人やアレルギーを持っている人もいるため、ペットの受け入れにあたっては十分な配慮が必要である。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶感染症拡大予防に必要な物資を引き続き備蓄する。 ▶避難所対応マニュアルを適宜更新するとともに、市職員、施設管理者及び地域の3者連携による訓練等を通じて、避難所の衛生環境を確保していく。 ▶民間事業者との協定を活用し、必要に応じて避難所へ仮設トイレを設置するとともに、し尿収集の体制を構築する。また、避難所へのマンホールトイレの整備を計画的に進める。 ▶避難所や被災した食品関連施設等への衛生指導や助言を行い、食中毒の発生を防止する。 ▶ペットの避難にあたっては、避難者と同室ではなく、屋根のある屋外や別室にてケージで管理するなど、動物アレルギーの人に配慮した避難所運営を行う。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(4) 被災者の健康管理体制の構築	
【保健福祉局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザのほか MERS などの新興感染症の集団感染など、集団的健康被害発生に備え、防疫、医療、相談等の体制を構築している。 ● 早期に感染症患者への対応できるよう、抗インフルエンザウイルス薬や防護服の備蓄を行っている。 ● 患者・接触者等の健康調査、感染拡大防止の指導を行い、感染症の発生及びまん延防止を図っている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災者の集団的健康被害発生に備えた健康管理体制の強化に努めるとともに、薬品等の備蓄、感染症予防の啓発を行う必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 集団的健康被害の発生に対応した体制の構築及び薬品等の備蓄、感染拡大防止の指導等の健康危機管理対策を引き続き行う。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(5) 自主防災体制の整備・強化	
【市民局、各区】	
現状	<p>2-2 (2) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織が行う防災訓練等を支援するとともに、校区ごとの防災計画の作成等により、地域主体で避難所を運営できる体制整備が進むよう支援している。 ● 災害発生時に避難所等の円滑な運営や被災者へのアドバイスなど、地域で活躍できる防災リーダーの育成に取り組んでおり、平成17年度から「博多あん（安全）・あん（安心）塾」を開催し、1,180名（令和2年3月末時点）が同塾を修了している。 ● 避難所生活におけるストレス軽減などを図るため、非常持出袋の事前準備を奨励し、自主防災体制の強化を図っている。
脆弱性評価	<p>2-2 (2) 再掲</p> <p>◆ 災害の規模によっては、地域の防災活動の担い手が不足する事態も想定されるため、より多くの防災の担い手を育成することが重要である。引き続き、自主防災体制の強化を図る取組みを進めるとともに、自主的備蓄の促進等による地域の防災力向上を図る必要がある。</p>
推進方策	<p>2-2 (2) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各校区の実情に応じた防災計画の作成や防災訓練の実施を支援するなど、地域の状況や特性に合わせた地域防災活動の活性化・実効性確保の取組みを引き続き推進していく。 ▶ 博多あん・あん塾などを通じて、地域の防災リーダーを育成していく。 ▶ 出前講座、自主防災研修会等を通して、地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、率先して防災・減災に向けた取組みを行える人材を育成していく。 ▶ 地域の防災力向上と避難生活におけるストレスの軽減、災害関連死等の防止を図るため、校区ごとに避難所運営について学ぶワークショップを実施していくとともに、校区の特性にあったマニュアルの作成を支援していく。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(1) 避難所等の衛生環境の確保	
【市民局、環境局、保健福祉局、各区】	
現状	<p>2-6 (3) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難所における衛生用品の整備について、マスク、消毒液、ハンドソープ、携帯トイレ、簡易トイレ、紙おむつや、生理用品等を備蓄している。 ●避難所における対応マニュアルに基づき、避難所の衛生環境の確保を図っている。 ●避難所等に仮設トイレを設置するとともに、避難所に指定している施設の新設・大規模改修にあわせ、マンホールトイレの整備を進めており、現在、18箇所の避難所に64基（令和2年11月時点）を整備している。また、適宜、し尿収集を実施し、避難所内の衛生を確保することで感染症等の発生防止を図ることとしている。 ●避難所への仮設トイレ設置に関する協定を4事業者と締結している。 ●避難所とともに被災した食品関連施設等における衛生対策を実施することにより、感染症や食中毒等の発生防止を図っている。 ●入浴施設の確保に関する相談に対応し、疫病・感染症等の発生防止を図ることとしている。 ●ペットの避難場所は、避難者と同室ではなく、屋根のある屋外等を確保することとしている。
脆弱性評価	<p>2-6 (3) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆避難所に指定している施設に、マンホールトイレを計画的に整備していく必要がある。 ◆災害時における避難所での感染症対策のため、予防啓発と併せて、引き続き、避難所における衛生環境を確保するための取組みの充実が必要である。 ◆避難所には、動物が苦手な人やアレルギーを持っている人もいるため、ペットの受け入れにあたっては十分な配慮が必要である。
推進方策	<p>2-6 (3) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶感染症拡大予防に必要な物資を引き続き備蓄する。 ▶避難所対応マニュアルを適宜更新するとともに、市職員、施設管理者及び地域の3者連携による訓練等を通じて、避難所の衛生環境を確保していく。 ▶民間事業者との協定を活用し、必要に応じて避難所へ仮設トイレを設置するとともに、し尿収集の体制を構築する。また、避難所へのマンホールトイレの整備を計画的に進める。 ▶避難所や被災した食品関連施設等への衛生指導や助言を行い、食中毒の発生を防止する。 ▶ペットの避難にあたっては、避難者と同室ではなく、屋根のある屋外や別室にてケージで管理するなど、動物アレルギーの人に配慮した避難所運営を行う。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(2) 福祉避難所・福祉避難所の確保	
【こども未来局、保健福祉局、市民局、教育委員会】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●二次避難所の一つである福祉避難所を一定数確保することにより、二次避難が必要な要配慮者の受入体制の整備を進めている。 ●福祉避難所に指定された高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、障がい児福祉施設の運営マニュアルを整備することにより、二次避難が必要な要配慮者の受入支援を円滑に行う体制を構築している。 ●避難者のうち、配慮が必要な高齢者や障がい者の受入場所となる「福祉避難室」の設置に関し、避難所運営を担う地域住民・施設管理者・市職員（避難所運営職員）のための手引きを作成している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆発災の規模や時間によっては開設、受入れができない福祉避難所も出てくる可能性があるなどの課題があり、福祉避難所の確保をより推進するため、民間の高齢者福祉施設・障がい者福祉施設・障がい児福祉施設の協力を得ながら、取組みを進める必要がある。 ◆要配慮者の福祉避難所への移送は自助、共助が原則となっているが、今後の要配慮者の増加が見込まれるため、支援の仕組みづくりが必要である。 ◆「福祉避難室」を円滑に運営するためのマニュアルを作成する必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶各種施設の新設等の際に、福祉避難所の協定締結を働きかけるとともに、既存施設においても協定の締結を働きかけ、福祉避難所数の拡大に努める。また、福祉避難所において、介助者の負担を軽減し、長期の避難生活に対応できるよう、簡易ベッドなどの資機材の拡充整備を推進するなど、要配慮者の受入環境の充実を図る。 ▶各種施設の運営マニュアルを適宜見直す。 ▶「福祉避難室」を円滑に運営するためのマニュアルを作成するとともに、避難所運営を担う地域住民・施設管理者・市職員（避難所運営職員）による訓練を実施する。 ▶要配慮者の福祉避難所への移送は自助・共助が原則となるが、他に方法がない場合は、事業者にも協力をいただくなど、支援の仕組みづくりを図る。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(3) 必要物資等の備蓄・調達・配送体制の整備	
【市民局、水道局、各区】	
現 状	<p>2-1 (1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公民館等に食料・飲料水を分散備蓄し、災害時に各避難所で避難者に速やかに提供できるようにしている。 ● 市民・企業において最低3日分の食料、飲料水等の自主的備蓄を行うよう啓発を行っている。 ● 「福岡市水道局災害応急対策計画」等に基づき、発災後3日間3リットル/人・日程度の応急給水に努めている。 ● 他都市との相互応援協定に基づく合同防災訓練等に参加するなど、広域的な連携体制の強化を図るとともに、緊急時給水拠点や給水基地の増設等に取り組み、応急給水体制の充実を図っている。 ● 2団体14企業（令和2年6月現在）と災害時における生活必需物資の供給に関する災害時応援協定を締結し、自主的備蓄、公的備蓄を補完するための流通備蓄による物資の調達体制を整備している。 ● 物資の受入れ・管理・配送等に対し、1団体3企業（令和2年6月現在）と災害時における物資輸送等の協力に関する協定を締結するなど、物資集積拠点の提供等の協力体制などの物資供給体制の確立を行っている。 ● 公的備蓄の配送体制、救援物資の受入・供給体制を整備することによって物資の供給の停止を防いでいる。 ● 迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するため、「物資調達・輸送調整等支援システム」が導入されている。
脆 弱 性 評 価	<p>2-1 (1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「平成29年度市政に関する意識調査」では、市民の66.3%が全く備蓄をしておらず、備蓄をしている31.9%のうち、42.5%が3日分に満たない備蓄しかしていない状況であるため、市民・事業者における備蓄が進むよう、今後とも出前講座やイベント等のあらゆる機会を通じて備蓄の重要性について普及啓発を行っていく必要がある。 ◆ 今後さらに物資の供給の円滑化を図り、いざという時に速やかに対応するためには、実践的な訓練の実施や、行政機関、物流事業者等の役割分担の明確化等を行っていく必要がある。 ◆ 災害時には国等からの大量の支援物資が供給されることが予想されるため、国や県と連携した訓練の実施が必要である。 ◆ 感染症対策やプライバシー確保など、避難所で必要となる物資を確保していく必要がある。 ◆ 「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用するための体制を整備する必要がある。

2-1 (1) 再掲

- ▶引き続き、備蓄促進ウィークや出前講座・イベント等あらゆる機会を通じた広報・啓発活動により、市民・企業における最低3日分の食料、飲料水等の自主的備蓄の促進に取り組む。
- ▶今後も「福岡市水道局災害応急対策計画」等に基づき、発災後3日間3リットル/人・日程度の応急給水に努める。
- ▶市民による飲料水の備蓄の充実に向け、今後もホームページを通じて、市民への呼びかけを行うとともに、応急給水訓練を継続して実施し、災害時の応急給水の円滑化を進める。
- ▶備蓄物資の適切な管理を行うとともに、備蓄品目の拡充や分散備蓄を推進する。
- ▶企業との協定に基づく災害時の物資の供給を確保し、支援要請時に企業等との連携が円滑に図れるよう連絡体制を確立するとともに、流通備蓄の更なる充実に向け、企業等と実効性のある協定を締結していく。
- ▶物資供給協力に関する協定の実効性を高めるため、訓練等を活用し、協定業者との連携強化を図り、災害時における支援物資の供給確保を図る。
- ▶物資集積拠点から避難所まで遅滞が生じることなく、被災者まで確実に届くことを重視した円滑な物資輸送が実施できるよう、主要物流事業者の役割分担の明確化など課題を整理し、運営マニュアルへ反映する等、実際の対応に即した体制の充実に努める。
- ▶災害救助法に基づき、救助実施市として、大規模自然災害時等に被災者に対して円滑に物資が供給できるよう、国、県、九州市長会、指定都市市長会等と連携し、取組みを進める。
- ▶他都市との相互応援協定に基づく合同防災訓練等に参加するなど、広域的な連携体制の強化を図るとともに、緊急時給水拠点や給水基地の増設に取り組み、応急給水体制の充実に努める。
- ▶「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用するため、県との連携や体制の充実に努める。

◀KPI (重要業績指標) ▶

○食料・飲料水の備蓄	27万食 (R元年度)	⇒	27万食 (継続)
○給水基地の整備	12か所 (R元年度)	⇒	14か所 (R6年度)

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(4) 避難所運営体制の整備	
【市民局、各区】	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民・施設管理者・市職員（避難所運営職員）に向けた「避難所運営の手引き」を作成し、避難生活環境の確保を図っている。 ●市域内で最大震度5強以上の地震が発生した場合に速やかに避難所の開設・運営が出来るよう、予め避難所ごとに担当職員を指定するとともに、地域等と連携した避難所開設訓練を実施している。 ●災害時応援協定に基づく物資支援等の要請が円滑に機能するよう、協定先との連絡体制を整備している。 ●エアコンが設置されていない学校体育館を避難所として使用する場合の暑さ対策は、学校の教室を活用するほか、民間事業者との災害時応援協定に基づき、必要に応じて速やかに移動式エアコン等を設置することとしている。 ●災害ボランティアとして活動する避難所運営のエキスパートを養成し、住民主体の避難所運営をサポートする体制を整備している。 ●日本語に不慣れな外国人避難者の健康状態等を確認できるよう、避難所における電話通訳や通訳者派遣ができる体制を整備している。
脆 弱 性 評 価	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時における円滑な避難所運営に向けて、地域住民・施設管理者・市職員（避難所運営職員）等の連携による運営体制を強化する必要がある。 ◆避難所運営における女性の参画の重要性について啓発を進めていくとともに、女性だけでなく高齢者や外国人、性的マイノリティ等配慮を要する方に対する理解を深められるよう普及・啓発を行っていく必要がある。 ◆学校体育館を避難所として開設する場合の暑さ対策に課題がある。 ◆高齢者や障がい者、妊産婦などの要配慮者については、本人の状況に応じて福祉避難室や福祉避難所で対応することとしており、受け入れ体制の整備が必要である。

推進 方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶災害時における円滑な避難所運営を行うため、地域住民・施設管理者・市職員の3者連携による避難所開設訓練を継続していく。 ▶協定に基づく支援要請時に円滑に企業等との連携が図られるよう連絡体制の確立を行うとともに、流通備蓄の更なる充実に向け、企業等と実効性のある協定を締結していく。 ▶避難所運営に女性の視点が一層取り入れられるように、女性の参画の重要性について啓発を進めていくとともに、女性だけでなく高齢者や外国人、性的マイノリティ等配慮を要する方に対する理解を深められるよう普及・啓発を行っていく。 ▶国のガイドラインに基づき、避難所における良好な生活環境の確保を推進する。 ▶学校体育館へのエアコン整備については、避難所における良好な生活環境の確保を推進するために検討すべき事項であり、施設管理者である教育委員会と連携し検討していく。 ▶福祉避難室の運営にかかるマニュアルを作成するなど、要配慮者への適切な対応ができる体制を整備していく。
------------------	---

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(5) 避難所関係訓練	
【市民局、各区】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時に速やかに避難所を開設・運営出来るよう、避難所運営の手引き等を作成し、地域住民・施設管理者・市職員（避難所運営職員）による避難所開設訓練を実施している。 ●地域住民が主体的かつ円滑に避難所を運営出来るよう、避難所運営を学ぶワークショップを実施している。
脆弱性評価	◆災害時における円滑な避難所の開設・運営のため、引き続き、避難所開設及び運営に関する訓練やワークショップを実施するとともに、適宜の手引き等の改訂が必要である。
推進方策	▶大規模災害時における地域住民主体の避難所運営体制の構築を図るため、校区毎に避難所運営ワークショップを実施するとともに、校区の特性にあったマニュアルの作成を支援する。

«KPI (重要業績指標) »

○避難所運営ワークショップ実施校区数（累計）	14 校区（R元年度）	⇒ 50 校区（R6年度）
------------------------	-------------	---------------

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(6) 自主防災体制の整備・強化	
【市民局、各区】	
現状	<p>2-2(2) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織が行う防災訓練等を支援するとともに、校区ごとの防災計画の作成等により、地域主体で避難所を運営できる体制整備が進むよう支援している。 ●災害発生時に避難所等の円滑な運営や被災者へのアドバイスなど、地域で活躍できる防災リーダーの育成に取り組んでおり、平成17年度から「博多あん(安全)・あん(安心)塾」を開催し、1,180名(令和2年3月末時点)が同塾を修了している。 ●避難所生活におけるストレス軽減などを図るため、非常持出袋の事前準備を奨励し、自主防災体制の強化を図っている。
脆弱性評価	<p>2-2(2) 再掲</p> <p>◆災害の規模によっては、地域の防災活動の担い手が不足する事態も想定されるため、より多くの防災の担い手を育成することが重要である。引き続き、自主防災体制の強化を図る取組みを進めるとともに、自主的備蓄の促進等による地域の防災力向上を図る必要がある。</p>
推進方策	<p>2-2(2) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶各校区の実情に応じた防災計画の作成や防災訓練の実施を支援するなど、地域の状況や特性に合わせた地域防災活動の活性化・実効性確保の取組みを引き続き推進していく。 ▶博多あん・あん塾などを通じて、地域の防災リーダーを育成していく。 ▶出前講座、自主防災研修会等を通して、地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、率先して防災・減災に向けた取組みを行える人材を育成していく。 ▶地域の防災力向上と避難生活におけるストレスの軽減、災害関連死等の防止を図るため、校区ごとに避難所運営について学ぶワークショップを実施していくとともに、校区の特性にあったマニュアルの作成を支援していく。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(7) 車中泊避難等の対策	
【市民局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 車中泊避難を行う場合のリスクや留意点等を市ホームページや防災冊子等で広く市民に周知している。 ● 車中泊避難を含め、指定避難所以外の場所からでも、市に支援を求めることができる防災アプリ「ツナガル+（プラス）」を運用しており、市民にダウンロードを推奨している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 余震に対する不安感、プライバシーの確保、ペットがいることなどを理由に、車中泊避難者が増加する可能性があり、車中泊避難にはエコノミークラス症候群の健康被害リスクがあることなどを周知しておく必要がある。 ◆ 指定外避難所での避難者の避難場所や被災状況を把握し、支援に繋げていくため、「ツナガル+（プラス）」の登録者を増やす必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ エコノミークラス症候群などの健康被害に関する情報などを様々な機会をとらえて、継続的に広報・啓発を実施し、より安全な車中泊避難について十分な理解を得られるよう取組みを推進する。 ▶ 「ツナガル+（プラス）」の活用を推進し、利用者を増加させ、指定外避難所での避難者の避難場所や被災状況の把握に努める。

目標 3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(1) 公共公益施設の耐震対策	
【財政局、交通局 (JR九州、JR西日本、西日本鉄道)】	
現状	<p>1-1 (1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福岡県北西沖地震を踏まえ、平成17年度に策定した「福岡市公共施設の耐震対策計画」に基づき、災害時の防災拠点である庁舎や地域住民の避難所となる学校施設をはじめとして、重要度に応じ早急かつ計画的に公共施設の耐震化を進めている。 ●市庁舎などの市有施設については「福岡市アセットマネジメント基本方針」及び施設ごとの長期保全計画や長寿命化計画等に基づき、社会的要請に応じた防災機能の充実や、施設の状態等に応じた適切な維持管理を進めている。 ●地下鉄施設の柱の補強工事については、国からの通達に基づき工事を実施し、補強は完了している。
脆弱性評価	<p>1-1 (1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害時の防災拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、引き続き公共公益施設の耐震化を推進する必要がある。 ◆市有施設の老朽化や社会的要請に対応するため、引き続き適切な維持管理に努める必要がある。 ◆市有建築物（木造以外の建築物で階数が2以上、かつ床面積が200㎡以上のもので、市営住宅以外のもの）の構造体の耐震化については、一部の施設を除き、ほぼ完了しているが、「防災拠点となる建築物に係る機能継続ガイドライン（国交省）」に基づき、建築非構造部材や建築設備の耐震化についても対策を検討する必要がある。 ◆公共建築物の特定天井の耐震化率41%であり、市民の安全確保のため耐震化の推進が必要である。 ◆利用者が非常に多く、発災の状況における避難判断が非常に重要である地下鉄、JR九州、JR西日本、西日本鉄道等の鉄道施設の柱の補強工事、さらなる耐震化に取り組むなど鉄道施設の更新・改良等に取り組んでいく必要がある。
推進方策	<p>1-1 (1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶「福岡市公共施設の耐震対策計画」に基づき、耐震対策の進捗状況、国の動向、課題等を協議しながら、公共施設の耐震対策を推進する。 ▶市庁舎などの市有施設は「福岡市アセットマネジメント基本方針」等に基づき、引き続き社会的要請に応じた防災機能の充実や、適切な維持管理に努める。 ▶市有建築物の構造体の耐震化と併せ、建築非構造部材や建築設備についても耐震化を推進していく。 ▶公共建築物の耐震化率100%達成を目指し、各施設の課題等を協議しながら、耐震化を推進する。 ▶地下鉄、JR九州、JR西日本、西日本鉄道等の鉄道施設の早期運行再開を目的とし、さらなる耐震補強、地下鉄、鉄道施設の更新・改良等の工事が着実に進むよう働きかけていく。

«KPI (重要業績指標) »

○耐震改修実施状況（公共土木構造物）	94%（R元年度）	⇒	100%（R4年度以降）
○耐震改修実施状況（公共建築物）	99%（R元年度）	⇒	100%（R4年度以降）

(2) 市有施設の復旧対策	
【市民局、財政局、道路下水道局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●「福岡市地域防災計画」において、市有建築物の被災に対し、応急対策及び復旧工事のための設計、施工管理を行う体制を定めている。 ●平成 29 年 1 月に「福岡市庁舎浸水時避難確保・浸水防止計画」を改訂し、止水板・浸水シャッターを用いて浸水防止対策を行うこととしている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆被災した市有建築物を復旧するため、交通機関の機能低下等においても、地域防災計画に定める応急対応体制を構築するため、継続的に連絡体制等を維持していくことが必要である。 ◆浸水想定区域内にある施設では、浸水対策等を継続して整備していく必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶市有建築物の被災に対し、応急対策並びに復旧対策を迅速かつ適切に行えるよう、引き続き連絡体制等の維持に取り組む。 ▶地域防災計画の細部計画として策定した福岡市下水道業務継続計画（下水道 BCP）に基づき、下水道施設の復旧対策を迅速かつ適切に行える体制の充実・強化に取り組む。 ▶発災時の災害対応拠点となる市役所・区役所の機能を確保するため、耐震や各地域における特性に応じた浸水対策、業務継続計画の継続的な見直し等を進めていく。

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(3) 市有施設における非常用電源の整備、発電等燃料の確保	
【財政局、市民局、各区】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●本庁舎において、自家発電設備を設置している。また、長時間の自家発電設備の稼働の際に必要な補給用燃料については、業界団体との協定に基づき、確保することとしている。 ●区役所については、消防用設備や非常用照明等に、電力を供給するための非常用自家発電設備が設置されている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害の種別に関わらず必要な電力が確保できるよう、引き続き、計画的な整備や維持補修が必要である。 ◆区役所等の非常用電源について、出力不足や浸水時のリスク等が見込まれ、発災による停電時から 72 時間程度の災害対策本部運営等に必要非常用電源の確保や、浸水対策等が必要である。 ◆今後施設の重要性を踏まえた燃料供給の優先度の整理など重要施設への燃料供給・搬送体制の整備が必要である。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶災害の種別に関わらず必要な電力が確保できるよう、引き続き計画的な整備や維持補修に取り組む。 ▶災害対応拠点となる市役所・区役所の災害対応環境整備や耐震化・浸水対策を行うとともに、発災による停電時から 72 時間程度の災害対策本部運営等に必要非常用電源の整備や、浸水対策等を行っていく。 ▶中長期的な燃料の供給について、ライフライン事業者等との協定等により発災時のエネルギー確保を行うとともに、施設の重要性を踏まえた燃料供給の優先度の考え方を整理し、重要施設に円滑に供給できるよう体制を整備していく。

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(4) 業務継続体制の確保	
【市民局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●行政機能、行政活動を維持継続するために、事前に必要な資源の再配分や対応方針、手段を定めた「福岡市業務継続計画」を策定している。 ●福岡市域における大規模災害発生時に、福岡市単独での対応が困難な場合には、防災関係機関や他の自治体からの支援を受けることとしており、その手順や体制等について、受援計画に定めている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害対応などの行政機能の確保に向けて、地域防災計画の改定などに合わせて、「福岡市業務継続計画」の改定が必要である。 ◆全国で大規模な風水害など自然災害が激甚化・頻発化している中で、福岡市域において、大規模な災害が発生し、福岡市単独での対応が困難な場合に、防災関係機関や他の自治体等からの支援を円滑に受けるための受援計画を具体化しておく必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶福岡市業務継続計画について、より実効性のある計画とするため、地域防災計画の改定などを踏まえ、継続的に見直しを行う。 ▶大規模災害時に他都市等からの支援を円滑に受け入れるため、受援計画を具体化した受援業務マニュアルの作成に取り組むとともに、受援訓練を実施する。

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(5) 災害対策本部機能の確保	
【市民局、各区】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策本部を円滑に運営するための活動スペースの確保、ICT 機器の導入など災害対策本部機能の強化を検討している。 ●本庁舎や区役所等が被災した場合の災害対策本部や災害対策室の代替場所を定めている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆大規模災害時の災害対策室等のスペースおよび情報共有用機器等が不足しており、災害対策が滞る可能性がある。 ◆本庁舎は断層の近くに位置しており震災リスクがあるほか、洪水や高潮による浸水のリスクもあるため災害対策本部が被災し機能不全に陥る可能性がある。 ◆区役所における災害対応において、関係機関の応援職員の活動スペース、執務環境の整備、資機材等の確保が必要である。

推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、多くの応援職員が一体的に活動できるスペースや、迅速に情報共有・伝達するために必要な天井高の確保、ICT 機器の導入により災害対策本部機能の拡充を行う。 ▶様々な被害想定を踏まえ、災害対策本部の安全性、機能性を確保する災害対策本部機能を強化するとともに、代替施設機能も含め施設整備の検討を進める。 ▶区役所における災害対応に必要な活動スペース、執務環境の整備、資機材等の確保について検討していく。
-------------	---

(6) システム（データ）等のバックアップ体制の確保	
【会計室、総務企画局、財政局、市民局、消防局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●災害や障害等による業務停止の防止を念頭に、バックアップデータの遠隔地保管、サーバ等主要機器のデータセンター設置を行っている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆定期的なバックアップ及び遠隔地保管を行うとともに、庁内ネットワークや PC が利用できない場合の対策が必要である。

推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶災害により各種データが使用不能となったときに備え、遠隔地への定期的なデータバックアップを行い、速やかにデータの復元ができるようにする。 ▶建物の堅牢性やバックアップ体制、運用監視体制、セキュリティ対策等の耐災害性に優れたクラウド方式の採用を推進するとともに、本庁舎に設置しているシステム機器については、転倒防止や UPS 装置等による電源確保、ネットワークの冗長化等による通信対策など、適切な維持管理と機能確保に向けて取り組む。 ▶庁内ネットワークが利用できない場合や職員が参集できない場合の緊急連絡、情報共有について、モバイル PC の活用やテレワークの導入を検討する。
-------------	---

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(7) 行政職員の災害対応体制環境等の整備	
【市民局、総務企画局、各局・区・室】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の参集確認システムの運用により、災害時の参集情報を確認できる。 ● 被害状況や本部設置状況の情報を管理する災害対応支援システムを構築しており、災害時に被害等の記録及び速やかな防災関連情報の発信を実施できる。 ● 受援体制については、受援計画に基づき、受援に関する事項を統括する市本部受援調整チームを設置することとしている。 ● 「九州市長会における災害時相互支援プラン」、「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」及び「21大都市災害時相互応援に関する協定」等を締結し、広域支援体制を構築している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発災時に迅速に対応できるよう、被害認定調査、り災証明発行等業務の研修を行う等、体制の整備を行っていく必要がある。 ◆ 市域において大規模災害が発生した場合、市職員は災害対応業務に従事することになるが、平時とは異なる業務内容、職場環境、長時間の勤務等により、大きなストレスを受け、健康に支障をきたすことも予想される。災害対応業務に従事する職員の健康に対し、どのような点に気を付けるべきか、平時から災害時の健康管理の普及啓発を行っていく必要がある。また、管理職及び現場の責任者に対し、担い手である職員の心身の健康への必要な配慮をまとめ、平時から災害時の健康管理について普及啓発を行っていく必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 内閣府が作成した受援体制に関するガイドラインに沿って、受援計画の点検・見直しを行い、社会情勢の変化や、新たな災害による教訓・課題に対応していく。 ▶ 被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営支援、り災証明書交付等の多様な災害対応業務を円滑に遂行できる職員の育成を推進する。 ▶ 職員の参集確認システムの継続的な運用・保守を行っていく。 ▶ 全局・区・室において迅速かつ適切な災害対応を可能にするため、職員初動対応マニュアルの作成やブラッシュアップを行い、定期的な訓練等を通して、適宜、マニュアルの修正を実施する。 ▶ 発災時に迅速に対応できるよう、被害認定調査、り災証明発行等業務の研修を行う等、体制の整備を行っていくとともに、システム整備について検討していく。 ▶ 災害時に確実に職員のケアが実施され、惨事ストレス等により心身に不調をきたす職員をできる限り発生させないように、各職員への意識啓発等を行っていく。また、災害時の職員の健康管理の手引きの整備などを図り、より綿密な職員ケア体制構築のための管理職及び現場の責任者への意識啓発等を行っていく。

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(8) 職員用備蓄の推進	
【市民局、各区】	
現状	●職員用備蓄は一部の部局において行っている。
脆弱性評価	◆食料・飲料水の不足による職員の健康悪化を防ぐため、職員用備蓄の検討・導入が必要である。
推進方策	▶大規模災害時において長期化する職員の災害対応に備え、職員用備蓄（水・食料・トイレ）の購入、保管方法、有効活用について検討する。

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(9) 消防施設等における機能の充実・強化	
【消防局】	
現 状	<p>2-3 (1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消防団の装備、資機材の充実、消防団員人数の確保、非常用自家発電設備の整備等により、消防機能の充実・強化を図っている。 ●消防署所・消防分団車庫の耐震化を図っている。 ●救急・救助体制の整備として、救助資機材の整備や、専門的な訓練を行うとともに、救急救命用資器材の整備や、非常用を含めた救急自動車の整備等を行い、災害対応力の向上を図っている。 ●119 通報の受付や消防隊の活動支援を円滑に行うために、指令管制情報システム、消防無線を整備している。 ●災害時に被害情報収集のため、高所監視カメラ、災害情報ヘリコプター情報画像伝送システム、指揮支援システムを整備している。
脆 弱 性 評 価	<p>2-3 (1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆消防機能の充実・強化に向けて、消防団の装備や資器材の充実など消防施設における機能の充実・強化及び、消防施設の適切な維持管理を行う必要がある。

推 進 方 策	<p>2-3 (1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶指令管制情報システム、消防無線等の消防通信施設の計画的な更新整備を行うとともに、適切に維持管理を行う。 ▶消防団員の確保に向け、様々な機会を捉え広報活動を行うとともに、「消防団協力事業所表示制度」などの普及促進に努め、入団、活動が行いやすい環境を整備していく。 ▶災害発生時においても活動できるよう、消防団員の安全装備や資機材の充実強化を図るとともに、福岡市アセットマネジメント推進プランに基づき、非常用自家発電の整備を図る。 ▶「福岡市耐震対策計画」に基づき、老朽化した施設の建て替え等の整備を行う。 ▶消防隊等に対する救助資機材の更新・整備や専門的な訓練の実施、救急救命用資器材の整備や救急自動車の計画的な更新・整備等を進めるとともに、国の整備指針の動向や社会情勢の変化等を踏まえて、福岡市消防用設備等の技術基準の見直しを図る。 ▶大規模な自然災害の発生により、広範囲かつ複数のエリアで救助需要が高まることが懸念されることから、現場で効率的に状況を把握するドローン等の運用を検証し、更なる活用に向けた検討を進め、災害対応体制の強化を図る。
------------------	---

«KPI (重要業績指標) »

○消防団員人数の充足率 (条例定数 2,602 人に対する実員数の割合)	89.0% (R2年度)	⇒	91.0% (R9年度)
---	--------------	---	--------------

目標 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(1) 防災行政無線の整備	
【市民局、各区】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話回線等の有線が途絶した状況においても通信が可能となる防災行政無線設備の整備とともに、非常用電源装置の設置によって、災害発生に伴い停電が発生した場合でも必要な通信機能の確保を図っている。 ● 防災行政無線を用いた情報伝達訓練を行うことにより、防災行政無線の使い方を学び、様々な通信手段を用いて連絡が取れる体制を構築している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 携帯電話やスマートフォン等の様々な通信手段が発達していること等を踏まえ、今後の通信手法について検討していく必要がある。 ◆ 市民への情報伝達手段としての防災行政無線は持っていない。

推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報伝達試験等の訓練により、防災行政無線を円滑で効果的に運用するとともに、適切に維持・管理する。 ▶ 庁内 LAN やインターネット、携帯電話など多様な通信インフラを活用した連絡体制を構築するとともに、防災行政無線については、安定的な運用を継続しつつ、通信技術の進展を踏まえ、IP 無線や MCA 無線等、民間事業者が提供するサービスの活用も含め、情報伝達手段の多重化・多様化を推進していく。
------	---

(2) 通信インフラの防災対策	
【道路下水道局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震や台風などの災害時に、電柱倒壊による道路遮断の防止や、電力・通信網の切断被害の軽減などを図るため、「福岡市無電柱化推進計画」に基づき、緊急輸送道路を中心に無電柱化を進めている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 電線管理者等と連携しながら、引き続き、無電柱化を進める必要がある。

推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「福岡市無電柱化推進計画」に基づき、緊急輸送道路を中心に無電柱化を進める。また、緊急輸送道路等における新設電柱の占用の抑制を図る。
------	---

≪KPI（重要業績指標）≫

○無電柱化計画に基づく無電柱化整備延長 148.2km（R元年度） ⇒ 168km（R6年度）

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(3) 通信手段の多重化・多様化	
【市民局、各区】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●避難情報等の必要な情報を発信するための情報発信ツールの多様化を図っている。 ●迅速な避難行動に繋げることができるように、緊急地震速報（警報）等の緊急情報を受信し、防災行政無線を用いて、瞬時に行政機関等に通知している。 ●行政機能が停止した際に、最低限の連絡手段の確保、情報収集体制がとれるよう、非常用バッテリー、太陽光電池、手回しラジオ、ポケット wi-fi などの災害時備品の充実を図っている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆多様な通信手段から発信される情報を市民が適切に収集できるよう、各種通信手段の周知が必要である。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶福岡市防災メール、各種 SNS 等の多様な手段を用いた通信手段の効率化、充実を図るとともに、活用について周知・啓発を進める。 ▶区役所の通信機能が停止した際に、最低限の連絡手段の確保や情報収集体制がとれるよう、非常用バッテリー、太陽光電池、手回しラジオ、ポケット wi-fi などの災害時備品の充実強化を図る。 ▶メールや各種 SNS 等を活用して迅速に連絡できる手段を確保し、速やかに情報収集体制がとれるよう、マニュアルの整備を図る。

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(4) 行方不明者把握体制や情報通信機能の構築・整備	
【市民局】	
現状	<p>2-3(5) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大規模災害時における行方不明者を把握するためのひとつの手段として、国の「災害時安否情報システム」の活用により、市民が避難者情報を管理する体制を構築している。 ●NTT 西日本との協定により、避難所となる公民館や小学校など 311 箇所（令和 2 年 8 月現在）に発信専用の特設公衆電話を設置している。
脆弱性評価	<p>2-3(5) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「災害時安否情報システム」を効果的に運用していく必要がある。 ◆災害時伝言ダイヤルや災害時伝言板の広報活動を行うことで、災害直後から市民が安否情報を発信できる仕組みを周知していく必要がある。
推進方策	<p>2-3(5) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶行方不明者の把握に向け、災害時等において「災害時安否情報システム」の活用のほか、警察署等の防災関係機関との密接な連携、的確な情報把握が実施できるよう体制の構築を図る。 ▶避難場所等で市民が安否情報の発信等に活用できる特設公衆電話や、災害時伝言ダイヤル・伝言板等の機能について、防災訓練等の機会を活用し、事業者と連携して積極的に市民に周知していく。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(1) 情報伝達手段の多重化・多様化	
【市民局、各区】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページへの掲載や防災メール、各種 SNS や緊急速報メールなどの導入により、市民が必要とする緊急情報を確実に伝達する体制を整備している。 ● 避難行動要支援者についての名簿を作成し、避難支援等関係者から電話や訪問により避難行動要支援者へ災害情報が伝達できる体制を構築している。 ● 視覚や聴覚に障がいがある若しくは、75歳以上で携帯電話を持たない等の要件を満たす者で市からの配信を希望する者に対して、避難情報配信システムを活用し、迅速かつ的確に避難情報を伝達するよう努めている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、必要な情報提供ができるよう、引き続き、多様な情報伝達体制を構築する必要がある。 ◆ 多様な情報伝達手段の整備を行っているが、その活用状況は決して十分ではなく、今後も様々な機会を活用して一層の利用促進を図る必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 広報車を利用した広報など多様な情報伝達手段の導入を図るとともに、情報伝達手段を円滑に活用するための訓練等を実施する。 ▶ 視覚や聴覚に障がいがあり、市からの配信を希望する者に対する、より効率的な情報伝達について検討し、高齢者などの登録率の向上を進めていく。

«KPI (重要業績指標) »

○避難行動要支援者の個別避難計画の作成数	2,000人 (R6年度)
----------------------	---------------

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(2) 防災行政無線の整備	
【市民局、各区】	
現状	<p>4-1 (1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電話回線等の有線が途絶した状況においても通信が可能となる防災行政無線設備の整備とともに、非常用電源装置の設置によって、災害発生に伴い停電が発生した場合でも必要な通信機能の確保を図っている。 ●防災行政無線を用いた情報伝達訓練を行うことにより、防災行政無線の使い方を学び、様々な通信手段を用いて連絡が取れる体制を構築している。
脆弱性評価	<p>4-1 (1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆携帯電話やスマートフォン等の様々な通信手段が発達していること等を踏まえ、今後の通信手法について検討していく必要がある。 ◆市民への情報伝達手段としての防災行政無線は持っていない。
推進方策	<p>4-1 (1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報伝達試験等の訓練により、防災行政無線を円滑で効果的に運用するとともに、適切に維持・管理する。 ▶庁内 LAN やインターネット、携帯電話など多様な通信インフラを活用した連絡体制を構築するとともに、防災行政無線については、安定的な運用を継続しつつ、通信技術の進展を踏まえ、IP 無線や MCA 無線等、民間事業者が提供するサービスの活用も含め、情報伝達手段の多重化・多様化を推進していく。

目標 5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

(1) 陸上輸送手段の確保	
【道路下水道局、住宅都市局、港湾空港局】	
現 状	<p>2-1 (3) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害時における円滑な人命救助や物資輸送路の確保のため、都市計画道路の整備及び緊急輸送道路や重要物流道路の確保並びに無電柱化を推進している。 ●緊急輸送道路上の橋梁のうち、橋長 15m以上で旧基準により建設された橋りょうの耐震対策を実施している。 ●橋梁などの道路施設の長寿命化を図るため、計画的に定期点検や予防保全などによる維持管理に取り組んでいる。 ●道路の異常を早期に発見し、速やかに補修するため、道路パトロールや路面下空洞調査を実施している。 ●緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路について、福岡県と連携しながら、必要に応じて見直しを行っている。 ●大規模災害等が発生した場合、速やかに最低限度の道路通行機能を確保するため、道路の啓開体制を整備している。 ●海上輸送機能と連携した緊急物資等の輸送機能の確保に取り組んでいる。 ●道路啓開体制として、各関係業者との資機材にかかる協定等の締結・調整のほか、それに伴った事業者と連携した訓練の実施により事業進捗を図っている。 ●地震時に緊急輸送道路が閉塞されるのを防ぐため、周知啓發文書や耐震化に関するセミナー案内文書を送付し、通行障害建築物の所有者に対して、耐震化の必要性を伝えることで、耐震化を促進している。
脆 弱 性 評 価	<p>2-1 (3) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆都市計画道路の整備及び緊急輸送道路や重要物流道路の確保並びに無電柱化を推進するため、国や関係機関と連携し、引き続き取組みを進める必要がある。 ◆道路等の効率的かつ戦略的な維持管理に引き続き取り組んでいく必要がある。 ◆緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路について、引き続き福岡県と連携しながら、必要に応じて見直しを実施する必要がある。 ◆災害時における通行規制や交通集中による渋滞発生に対応するため、国や関係機関と連絡し、災害時における交通マネジメントを実施する必要がある。 ◆海上輸送機能と連携した緊急物資等の輸送機能確保のため、臨港道路の整備や改修を進める必要がある。 ◆計画的に通行障害建築物の耐震化を進めていくためには、耐震セミナー等の実施を継続的に行うことが必要である。 ◆緊急輸送路の路線別のリスク把握を行うとともに、リスクに対応した応急対策用資材を配備し、今後も迅速な道路啓開に向けた取組みを推進する必要がある。

2-1 (3) 再掲

- ▶「福岡市道路整備アクションプラン」に基づき、都市計画道路などの道路ネットワークを構成する道路整備を推進するとともに、「福岡市無電柱化推進計画」に基づき、緊急輸送道路を中心に無電柱化を推進することで、災害時における人流・物流を確保する。また、緊急輸送道路等における新設電柱の占用抑制を図る。
- ▶緊急輸送道路上の橋梁について、引き続き、計画どおり耐震対策工事を実施するとともに、耐震基準の見直しに伴う、新たな耐震補強計画を策定する。
- ▶橋梁などの道路施設については、定期的な点検を実施し、予防保全対策を実施することで災害に強く安全性の高い道路空間の形成を図る。
- ▶道路パトロール及び路面下空洞調査、路面性状調査を実施しながら舗装の損傷を的確に判断し、計画的な修繕を実施することで安全で信頼の高い道路空間の確保を図る。
- ▶緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路について、福岡県と連携しながら、必要に応じて見直しを行う。
- ▶災害時における交通マネジメントを実施するため、国や関係機関と体制づくりに努める。
- ▶海上輸送機能と連携した緊急物資等の輸送機能確保のため、臨港道路の整備や改修を進める。
- ▶通行障害建築物の所有者に対して、耐震化の必要性を伝える周知啓発文書や耐震化に関するセミナーの周知を実施し、耐震化の促進及び緊急輸送道路の閉塞防止を図る。
- ▶道路啓開に必要な応急対策用資材の配備を推進するとともに、関係業者との訓練を繰り返し実施することにより、関係業者との協力体制の強化を図る。

◀KPI (重要業績指標) ▶

○都市計画道路の整備率	84.0% (R元年度)	⇒	86.1% (R6年度)
○無電柱化計画に基づく無電柱化整備延長	148.2km (R元年度)	⇒	168km (R6年度)
○耐震改修実施状況 (橋梁：I期計画)	97.0% (R元年度)	⇒	100% (R3年度)

5-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

(2) 海上輸送手段の確保		【港湾空港局、農林水産局、消防局】
現状	<p>2-1 (4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コンテナターミナルや航路の整備など、港湾施設の機能強化を進めることで、災害時における海上輸送手段の確保を図っている。 ●博多港 BCP を策定し、大規模地震や津波発生時の各関係機関との連絡体制や役割の明確化を図っている。 ●漁港 BCP を策定し、大規模地震や津波発生時の各関係機関との連絡体制や役割の明確化を図っている。 	
脆弱性評価	<p>2-1 (4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害発生時においても、物流機能を維持できるよう、引き続き、コンテナターミナルや航路の整備など、港湾施設の機能強化を進め、海上輸送手段の確保を図る必要がある。 ◆災害時における海上からの緊急物資等の輸送など円滑な災害支援を図るとともに、経済活動や市民生活への影響を最小限に抑えるため、耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。 ◆関係機関と連携しながら港湾機能を継続維持していくため、博多港 BCP の充実が必要である。 ◆地震、津波、高潮発生時においても物流機能を維持できるよう、防災機能の充実を図る必要がある。 ◆福岡市における港湾機能の役割が大きくなる中で、気候変動の影響等による局地的な大雨による増水のほか、台風の大型化等に伴う高潮被害なども懸念されており、陸上からだけではなく海上からの消防・救援活動の必要性が見込まれることから、港湾消防力を確保するためにも、消防艇の更新・整備などを推進する必要がある。 ◆大規模地震発生時においても、緊急物資や復旧資機材を受け入れ、物流機能を維持するために、漁港施設の耐震性確保に向けて計画的に事業を推進していく必要がある。 	
推進方策	<p>2-1 (4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶災害発生時においても、物流機能を維持できるよう、コンテナターミナルや航路の整備など、港湾施設の機能強化を進め海上輸送手段の確保を図る。 ▶災害時における海上からの緊急物資等の輸送など円滑な災害支援を図るとともに、経済活動や市民生活への影響を最小限に抑えるため、アイランドシティ等において耐震強化岸壁の整備を進める。 ▶災害発生時においても港湾機能を維持できるよう、PDCA サイクルの手法により博多港 BCP の見直し及び改善を行い充実を図る。 ▶地震、津波、高潮発生時においても物流機能を維持できるよう、防災機能の充実を図る。 ▶海上での災害活動に必要な消防艇及びヘリコプターの更新・整備、水上消防体制の機能統合や新たな部隊運用の検討などを行い、臨海部における救助活動のさらなる迅速化を図るなど、港湾消防力の強化を進める。 ▶防災拠点漁港（博多漁港）において施設の耐震化を推進するとともに、事業継続計画（BCP）を策定し、大規模地震等の災害発生時の各関係機関との連絡体制や役割の明確化を図る。 	

«KPI (重要業績指標) »

○耐震強化岸壁(アイランドシティ)の整備率	50% (R元年度)	⇒	71% (R4年度) 100% (R9年度)
-----------------------	------------	---	---------------------------

5-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

(3) 企業等の生産力の低下防止対策

【経済観光文化局、福岡県、民間事業者】

現状	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡市は中小企業が、市内事業所数の約99%、従業者数の約86%を占めており、コミュニティの活性化、災害時の対応に重要な役割を果たしていることから、平成29年に「福岡市中小企業振興条例」を全面改正し、経営に関する相談や事業資金の融資、販路開拓の促進を推進している。 ●中小企業等へのBCPの普及を目的に、福岡県中小企業団体中央会が行うBCP策定マニュアルや様式等の作成・公表や、専門家派遣、福岡県中小企業振興センター及び商工会議所・商工会が行う窓口相談、セミナー開催などの取組みを支援している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆民間事業者に対するBCP策定の必要性の普及啓発や策定支援、市内産業界に対する防災意識の普及啓発を実施していく必要がある。 ◆今後も、市域の復旧復興を担う市内中小企業の活性化に向けて、官民が連携しながら経営に関する相談や事業資金の融資、販路開拓を促進していく必要がある。 ◆緊急事態における損害の最小化と事業の継続・早期復旧のため、今後もBCPの策定支援、普及啓発に向けた取組みが必要である。 ◆市域の復旧復興を担う市内中小企業が求める情報提供や相談、手続きを可能な限り迅速に行う体制を整備し、また復興に向けた各種支援を迅速に行えるようにする必要がある。

推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶被災事業者の事業再建を支援するため、国・県、関係機関と連携し、民間事業者に対するBCP策定の必要性のさらなる普及啓発や市内産業界に対する防災意識の普及啓発を実施していく。 ▶今後も、市域の復旧復興を担う市内中小企業の活性化に向けて、経営に関する相談や事業資金の融資、販路開拓の促進を官民が連携し推進していく。 ▶中小企業等へのBCPの普及を目的に、福岡県中小企業団体中央会が行うBCP策定マニュアルや様式等の作成・公表や、専門家派遣の取組み、福岡県中小企業振興センター及び商工会議所・商工会が行う窓口相談などの取組みについて、県内事業者に対し周知を図る。 ▶民間事業者において、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。
-------------	--

5-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

(4) 被災後の都市イメージの回復、福岡市のブランド力の確保・向上

【経済観光文化局】

現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 「観光・MICE 推進プログラム」に基づき、九州のゲートウェイ都市としての機能強化や質の高い MICE 誘致の強化、観光客の受入環境の充実等を推進している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 観光情報サイトや関係諸団体との協力を通じて国内外に積極的な情報発信を行うことにより、観光客の誘致につなげる必要がある。 ◆ 被災後、速やかに経済回復できるよう、MICE 誘致、開催支援等を通じ平時からブランド力の向上を図る必要がある。

推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 既往災害における観光振興上の課題と解決策の整理を行うことにより、早期に観光客の受け入れが可能となる環境を整えていく。 ▶ 市サイトや関係諸団体との協力を通じて国内外に積極的な情報発信を行うほか、マスメディアにより観光客の誘致を行う。 ▶ 平時から都市のブランド力向上を行うほか、MICE 誘致、開催支援等を推進していく。
-------------	--

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(1) エネルギー供給手段の確保 【財政局、市民局、保健福祉局、環境局、経済観光文化局、消防局】	
現 状	<p>2-1 (5) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電力やガスの被害への対応については、防災会議委員への就任、訓練の実施等を通して、各事業者との連携体制を継続して構築している。 ●石油業協同組合と、緊急車両への災害時の燃料供給に関する協定を締結し、災害時のエネルギー確保に取り組んでいる。 ●庁用車の電気自動車等への切替えや外部給電器の導入により、停電により系統からの電力供給が途絶えた場合でも、電気自動車等から避難所となる公民館等への電力供給が可能となっている。 ●住宅用太陽光発電や蓄電池等の導入助成や、電気自動車等の普及促進により、災害による停電時の電源供給につながる設備等の導入を促進している。 ●避難施設となる市有施設への再生可能エネルギーの導入を推進している。
脆 弱 性 評 価	<p>2-1 (5) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆電力やガスの被害への対応について、各事業者と連携した取組みを継続して実施していく必要がある。 ◆太陽光発電は、夜間は発電できないため、蓄電池や電気自動車と組み合わせた、自律分散型電源の導入促進が必要である。 ◆市区庁舎・消防署・病院などの重要拠点において、電力の途絶に備え非常用発電設備整備を推進していく必要がある。また、医療・福祉施設の災害時機能強化に向けた自家発電機整備への継続的な働きかけが必要である。

推進方策	2-1 (5) 再掲
	▶電力やガスの被害への対応については、実践的な防災訓練の実施などを通して、各事業者と連携した取組みを継続して実施していく。
	▶電力・ガスなどのライフラインの迅速な復旧に向け、車両や資機材の保管場所の確保等、初動体制でライフライン事業者と協定に基づく綿密な連携体制を構築する。
	▶石油業協同組合との協定の取組みをより実効性の高いものとし、災害時のエネルギー供給の確保を図っていく。
	▶災害による停電時の電源供給にもつながる、再生可能エネルギーや電気自動車等の導入促進を図るため、引き続き、市民等への導入助成や、市有施設への導入検討、国等の補助金制度の情報提供などに取り組む。
	▶市民や企業への電気自動車・燃料電池自動車の導入に向けて、各種イベント等において電気自動車・燃料電池自動車の外部電源供給機能を活用したデモンストレーションなどを行い、普及・啓発を図る。
	▶市区庁舎・消防署・病院などの重要拠点において非常用発電機等の整備と燃料の備蓄量の確保を継続的に推進しつつ自律分散型エネルギーの導入等によるエネルギー供給源の多様化・分散化等の取組みを進めていく。
▶医療・福祉施設の災害時機能強化に向けた自家発電設備の整備について周知を図る。	

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(1) 危険物施設（製造所等）の点検・検査	
【消防局】	
現状	●消防法及び石油コンビナート等災害防止法に基づく危険物施設の立入検査を実施し、施設の維持管理及び保安体制の状況を把握するとともに、法令の基準に適合していない部分については、是正指導を行い、災害発生 of 未然防止及び災害対応の強化を図っている。
脆弱性評価	◆危険物施設の維持管理及び保安体制の向上のため、継続的な立入検査の実施及び自主点検の強化を図るなど、保安体制の確立を進める必要がある。 ◆自衛防災組織等と消防隊との意見交換や合同訓練、研修等を通じて連携強化を図っていく必要がある。 ◆消防法及び石油コンビナート等災害防止法に基づき、危険物の貯蔵・取扱い等について規制を実施していく必要がある。
推進方策	▶自衛防災組織等と消防隊との意見交換や合同訓練、研修等を通じて連携強化を図る。 ▶消防法及び石油コンビナート等災害防止法に基づく、危険物施設及び特定事業所の立入検査を実施し、法令順守及び自主点検の強化を図り、保安体制の確立を推進する。

(2) コンビナート火災対応、石油等の流出による火災対応	
【消防局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 荒津及び西戸崎の特別防災地域を対象に、荒津石油基地警防計画及び西戸崎油槽基地警防計画を事前に策定し、発災時に迅速に対応できる体制を構築している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 定期的な市の警防計画の更新及び自衛防災組織等と消防隊が一体となった継続的な訓練を実施するなど、災害対応力の強化を図る必要がある。 ◆ 福岡市における港湾機能の役割が大きくなる中で、気候変動による局地的な大雨による増水のほか、台風の大型化等に伴う高潮被害なども懸念されており、陸上からだけでなく海上からの消防・救援活動の必要性が見込まれることから、港湾消防力を確保するためにも、消防艇の更新・整備などを推進する必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 定期的な市の警防計画の更新を行い、自衛防災組織等と消防隊との意見交換や研修、福岡県等と石油コンビナート等における訓練等、実践的な防災訓練を継続的に実施し、災害対応力の強化に努める。 ▶ 災害時の迅速な応急活動の実施に向けた福岡県本部体制の整備充実を支援できるよう、福岡県や防災関係機関、関係事業所等との連携を進めていく。 ▶ コンビナート火災等の発生に備えた消防力の維持・向上を図るため、消防車両や消防艇の更新を着実に進め、消防力の強化を図る。

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(3) 海岸保全施設及び港湾施設の改修・維持管理	
【港湾空港局、農林水産局】	
現状	<p>1-3 (1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●海岸保全施設及び港湾施設については、津波・高潮等の被害を抑制するとともに、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止する対策を行っている。 ●令和元年度までに、博多港港湾区域における海岸保全施設の長寿命化計画、港湾施設の維持管理計画の策定が完了しており、同計画及び点検結果に基づき、施設の改修・維持管理を行っている。 ●博多港漁港区域における海岸保全施設の長寿命化計画、漁港施設の維持管理計画の策定が完了している。(以下「個別施設計画」という。) ●個別施設計画及び施設の点検結果に従い、護岸等の改修、維持管理を行っている。
脆弱性評価	<p>1-3 (1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆施設の機能維持や老朽化に対応するため、引き続き適切な維持管理に努める必要がある。

推進方策	<p>1-3 (1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶海岸保全施設の長寿命化計画、港湾施設の維持管理計画に基づき、適切に維持管理を行うとともに、優先度の高い施設から計画的に改修を行い、施設の健全性確保に努める。 ▶漁港区域において、福岡県の海岸保全基本計画で定めた高潮・波浪の計画天端高を基準とした施設の整備等を推進するため、個別施設計画に基づき、優先度の高い施設から計画的に改修、維持管理を行い、施設の健全性確保を推進する。
------	--

(4) 港湾関係者に対する防災知識の普及	
【市民局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●有事の際に、迅速かつ的確な災害応急対策活動が実施できることを目指し、石油コンビナート等災害防止法 31 条及び福岡県石油コンビナート等防災計画に基づく実践的な防災訓練を実施し、防災活動技術・技能の向上及び関係機関相互の連絡調整体制の確立を図っている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆実践的な防災訓練を継続的に実施し、特定事業者及び防災関係機関による災害応急対策活動の充実・強化を図る必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶実践的な防災訓練を継続的に実施し、特定事業者及び防災関係機関の連携による災害応急対策活動の充実・強化を図る。

5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

(1) 海岸保全施設及び港湾施設の改修・維持管理	
【港湾空港局、農林水産局】	
現状	<p>1-3 (1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●海岸保全施設及び港湾施設については、津波・高潮等の被害を抑制するとともに、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止する対策を行っている。 ●令和元年度までに、博多港港湾区域における海岸保全施設の長寿命化計画、港湾施設の維持管理計画の策定が完了しており、同計画及び点検結果に基づき、施設の改修・維持管理を行っている。 ●博多港漁港区域における海岸保全施設の長寿命化計画、漁港施設の維持管理計画の策定が完了している。(以下「個別施設計画」という。) ●個別施設計画及び施設の点検結果に従い、護岸等の改修、維持管理を行っている。
脆弱性評価	<p>1-3 (1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆施設の機能維持や老朽化に対応するため、引き続き適切な維持管理に努める必要がある。
推進方策	<p>1-3 (1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶海岸保全施設の長寿命化計画、港湾施設の維持管理計画に基づき、適切に維持管理を行うとともに、優先度の高い施設から計画的に改修を行い、施設の健全性確保に努める。 ▶漁港区域において、福岡県の海岸保全基本計画で定めた高潮・波浪の計画天端高を基準とした施設の整備等を推進するため、個別施設計画に基づき、優先度の高い施設から計画的に改修、維持管理を行い、施設の健全性確保を推進する。

5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

(2) 海上輸送手段の確保	
【港湾空港局、農林水産局】	
現状	<p>2-1 (4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コンテナターミナルや航路の整備など、港湾施設の機能強化を進めることで、災害時における海上輸送手段の確保を図っている。 ●博多港 BCP を策定し、大規模地震や津波発生時の各関係機関との連絡体制や役割の明確化を図っている。 ●漁港 BCP を策定し、大規模地震や津波発生時の各関係機関との連絡体制や役割の明確化を図っている。
脆弱性評価	<p>2-1 (4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害発生時においても、物流機能を維持できるよう、引き続き、コンテナターミナルや航路の整備など、港湾施設の機能強化を進め、海上輸送手段の確保を図る必要がある。 ◆災害時における海上からの緊急物資等の輸送など円滑な災害支援を図るとともに、経済活動や市民生活への影響を最小限に抑えるため、耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。 ◆関係機関と連携しながら港湾機能を継続維持していくため、博多港 BCP の充実が必要である。 ◆地震、津波、高潮発生時においても物流機能を維持できるよう、防災機能の充実を図る必要がある。 ◆福岡市における港湾機能の役割が大きくなる中で、気候変動の影響等による局地的な大雨による増水のほか、台風の大型化等に伴う高潮被害なども懸念されており、陸上からだけではなく海上からの消防・救援活動の必要性が見込まれることから、港湾消防力を確保するためにも、消防艇の更新・整備などを推進する必要がある。 ◆大規模地震発生時においても、緊急物資や復旧資機材を受け入れ、物流機能を維持するために、漁港施設の耐震性確保に向けて計画的に事業を推進していく必要がある。
推進方策	<p>2-1 (4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶災害発生時においても、物流機能を維持できるよう、コンテナターミナルや航路の整備など、港湾施設の機能強化を進め海上輸送手段の確保を図る。 ▶災害時における海上からの緊急物資等の輸送など円滑な災害支援を図るとともに、経済活動や市民生活への影響を最小限に抑えるため、アイランドシティ等において耐震強化岸壁の整備を進める。 ▶災害発生時においても港湾機能を維持できるよう、PDCA サイクルの手法により博多港 BCP の見直し及び改善を行い充実を図る。 ▶地震、津波、高潮発生時においても物流機能を維持できるよう、防災機能の充実を図る。 ▶海上での災害活動に必要な消防艇及びヘリコプターの更新・整備、水上消防体制の機能統合や新たな部隊運用の検討などを行い、臨海部における救助活動のさらなる迅速化を図るなど、港湾消防力の強化を進める。 ▶防災拠点漁港（博多漁港）において施設の耐震化を推進するとともに、事業継続計画（BCP）を策定し、大規模地震等の災害発生時の各関係機関との連絡体制や役割の明確化を図る。

«KPI (重要業績指標) »

○耐震強化岸壁(アイランドシティ)の整備率	50% (R元年度)	⇒	71% (R4年度) 100% (R9年度)
-----------------------	------------	---	---------------------------

(1) 空港機能の確保	
【港湾空港局】	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡空港の運営権者である福岡国際空港株式会社において、大規模な自然災害（地震、風水害）が発生した場合に、関係機関が連携し、空港利用者及び従業員等の安全・安心の確保、空港機能の維持又は早期に復旧させることを目的に福岡空港事業継続計画（A2（Advanced/Airport）-BCP）を定めている。 ●福岡空港事業継続計画において大規模な自然災害で生じ得る複合事態に対応するため、「滞留者対応計画」及び「早期復旧計画」からなる基本計画（B-Plan）に加えて、空港を機能させるために必須となる「電力供給」や「通信」、「上下水道」等8種の機能別の喪失時計画（S-Plan）を策定している。
脆 弱 性 評 価	<p>◆災害発生時等如何なる状況であっても、公共施設の責務として、空港利用者や従業員等の安全・安心を最優先すること及び航空ネットワーク拠点としての機能を確保し続けることが必要である。また、災害発生時においては、被災地における緊急輸送拠点としての役割を果たし、災害復旧に寄与するとともに、生活や経済活動の継続性の確保に寄与する役割が必要である。</p>
推 進 方 策	<ul style="list-style-type: none"> ▶災害発生時等如何なる状況であっても、公共施設の責務として、空港利用者や従業員等の安全・安心を最優先すること及び航空ネットワーク拠点としての機能を継続できるよう連携していく。 ▶災害発生時においては、被災地における緊急輸送拠点としての役割を果たし、災害復旧に寄与するとともに、生活や経済活動の継続性の確保について連携していく。

5-6 金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

(1) 金融機関のBCP策定・改定	
	【経済観光文化局】
脆弱性評価	◆金融機関のBCPは、民間企業の中では比較的整備が進んでいるが、とくに中小金融機関においては、ウイルスの侵入によるシステムダウンや、これまで経験したことのない自然災害などへ対応ができていないため、金融サービス・郵便等の機能停止に陥らない対策を構築していく必要がある。
推進方策	▶金融機関の事業復旧を支援するため、国・県、関係機関と連携し、①地元中小金融機関に対するBCPの見直し・再構築の必要性や策定支援体制整備、及びシステムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化の一層の強化、②職員の安全確保とその体制の構築等、金融サービス・郵便等の機能停止に陥らない対策の普及啓発を図る。
(2) 被災金融機関への支援	
	【経済観光文化局】
脆弱性評価	◆被災金融機関が求める情報提供や相談、手続きを可能な限り迅速に行う体制を整備し、また復旧に向けた各種支援を迅速に行えるようにする必要がある。
推進方策	▶被災金融機関が求める情報提供や相談、手続きを可能な限り迅速に行う体制を整備し、また復旧に向けた各種支援を迅速に行えるように整備等を推進していく。

(1) 陸上輸送手段の確保	
【住宅都市局、道路下水道局、港湾空港局】	
現状	<p>2-1 (3) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害時における円滑な人命救助や物資輸送路の確保のため、都市計画道路の整備及び緊急輸送道路や重要物流道路の確保並びに無電柱化を推進している。 ●緊急輸送道路上の橋梁のうち、橋長 15m 以上で旧基準により建設された橋りょうの耐震対策を実施している。 ●橋梁などの道路施設の長寿命化を図るため、計画的に定期点検や予防保全などによる維持管理に取り組んでいる。 ●道路の異常を早期に発見し、速やかに補修するため、道路パトロールや路面下空洞調査を実施している。 ●緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路について、福岡県と連携しながら、必要に応じて見直しを行っている。 ●大規模災害等が発生した場合、速やかに最低限度の道路通行機能を確保するため、道路の啓開体制を整備している。 ●海上輸送機能と連携した緊急物資等の輸送機能の確保に取り組んでいる。 ●道路啓開体制として、各関係業者との資機材にかかる協定等の締結・調整のほか、それに伴った事業者と連携した訓練の実施により事業進捗を図っている。 ●地震時に緊急輸送道路が閉塞されるのを防ぐため、周知啓發文書や耐震化に関するセミナー案内文書を送付し、通行障害建築物の所有者に対して、耐震化の必要性を伝えることで、耐震化を促進している。
脆弱性評価	<p>2-1 (3) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆都市計画道路の整備及び緊急輸送道路や重要物流道路の確保並びに無電柱化を推進するため、国や関係機関と連携し、引き続き取組みを進める必要がある。 ◆道路等の効率的かつ戦略的な維持管理に引き続き取り組んでいく必要がある。 ◆緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路について、引き続き福岡県と連携しながら、必要に応じて見直しを実施する必要がある。 ◆災害時における通行規制や交通集中による渋滞発生に対応するため、国や関係機関と連絡し、災害時における交通マネジメントを実施する必要がある。 ◆海上輸送機能と連携した緊急物資等の輸送機能確保のため、臨港道路の整備や改修を進める必要がある。 ◆計画的に通行障害建築物の耐震化を進めていくためには、耐震セミナー等の実施を継続的に行うことが必要である。 ◆緊急輸送路の路線別のリスク把握を行うとともに、リスクに対応した応急対策用資材を配備し、今後も迅速な道路啓開に向けた取組みを推進する必要がある。

2-1 (3) 再掲

- ▶「福岡市道路整備アクションプラン」に基づき、都市計画道路などの道路ネットワークを構成する道路整備を推進するとともに、「福岡市無電柱化推進計画」に基づき、緊急輸送道路を中心に無電柱化を推進することで、災害時における人流・物流を確保する。また、緊急輸送道路等における新設電柱の占用抑制を図る。
- ▶緊急輸送道路上の橋梁について、引き続き、計画どおり耐震対策工事を実施するとともに、耐震基準の見直しに伴う、新たな耐震補強計画を策定する。
- ▶橋梁などの道路施設については、定期的な点検を実施し、予防保全対策を実施することで災害に強く安全性の高い道路空間の形成を図る。
- ▶道路パトロール及び路面下空洞調査、路面性状調査を実施しながら舗装の損傷を的確に判断し、計画的な修繕を実施することで安全で信頼の高い道路空間の確保を図る。
- ▶緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路について、福岡県と連携しながら、必要に応じて見直しを行う。
- ▶災害時における交通マネジメントを実施するため、国や関係機関と体制づくりに努める。
- ▶海上輸送機能と連携した緊急物資等の輸送機能確保のため、臨港道路の整備や改修を進める。
- ▶通行障害建築物の所有者に対して、耐震化の必要性を伝える周知啓発文書や耐震化に関するセミナーの周知を実施し、耐震化の促進及び緊急輸送道路の閉塞防止を図る。
- ▶道路啓開に必要な応急対策用資材の配備を推進するとともに、関係業者との訓練を繰り返し実施することにより、関係業者との協力体制の強化を図る。

《KPI (重要業績指標)》

○都市計画道路の整備率	84.0% (R元年度)	⇒	86.1% (R6年度)
○無電柱化計画に基づく無電柱化整備延長	148.2km (R元年度)	⇒	168km (R6年度)
○耐震改修実施状況 (橋梁：I期計画)	97.0% (R元年度)	⇒	100% (R3年度)

5-7 食料等の安定供給の停滞

(2) 海上輸送手段の確保	
【港湾空港局、農林水産局、消防局】	
現状	<p>2-1 (4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コンテナターミナルや航路の整備など、港湾施設の機能強化を進めることで、災害時における海上輸送手段の確保を図っている。 ●博多港 BCP を策定し、大規模地震や津波発生時の各関係機関との連絡体制や役割の明確化を図っている。 ●漁港 BCP を策定し、大規模地震や津波発生時の各関係機関との連絡体制や役割の明確化を図っている。
脆弱性評価	<p>2-1 (4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害発生時においても、物流機能を維持できるよう、引き続き、コンテナターミナルや航路の整備など、港湾施設の機能強化を進め、海上輸送手段の確保を図る必要がある。 ◆災害時における海上からの緊急物資等の輸送など円滑な災害支援を図るとともに、経済活動や市民生活への影響を最小限に抑えるため、耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。 ◆関係機関と連携しながら港湾機能を継続維持していくため、博多港 BCP の充実が必要である。 ◆地震、津波、高潮発生時においても物流機能を維持できるよう、防災機能の充実を図る必要がある。 ◆福岡市における港湾機能の役割が大きくなる中で、気候変動の影響等による局地的な大雨による増水のほか、台風の大型化等に伴う高潮被害なども懸念されており、陸上からだけでなく海上からの消防・救援活動の必要性が見込まれることから、港湾消防力を確保するためにも、消防艇の更新・整備などを推進する必要がある。 ◆大規模地震発生時においても、緊急物資や復旧資機材を受け入れ、物流機能を維持するために、漁港施設の耐震性確保に向けて計画的に事業を推進していく必要がある。

推進方策	<p>2-1 (4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶災害発生時においても、物流機能を維持できるよう、コンテナターミナルや航路の整備など、港湾施設の機能強化を進め海上輸送手段の確保を図る。 ▶災害時における海上からの緊急物資等の輸送など円滑な災害支援を図るとともに、経済活動や市民生活への影響を最小限に抑えるため、アイランドシティ等において耐震強化岸壁の整備を進める。 ▶災害発生時においても港湾機能を維持できるよう、PDCA サイクルの手法により博多港 BCP の見直し及び改善を行い充実を図る。 ▶地震、津波、高潮発生時においても物流機能を維持できるよう、防災機能の充実を図る。 ▶海上での災害活動に必要な消防艇及びヘリコプターの更新・整備、水上消防体制の機能統合や新たな部隊運用の検討などを行い、臨海部における救助活動のさらなる迅速化を図るなど、港湾消防力の強化を進める。 ▶防災拠点漁港（博多漁港）において施設の耐震化を推進するとともに、事業継続計画（BCP）を策定し、大規模地震等の災害発生時の各関係機関との連絡体制や役割の明確化を図る。
------	---

«KPI (重要業績指標) »

○耐震強化岸壁(アイランドシティ)の整備率	50% (R元年度)	⇒	71% (R4年度) 100% (R9年度)
-----------------------	------------	---	---------------------------

(3) 水道施設の防災対策

【水道局】

現状	<p>2-1 (2) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 漏水の発生を抑制し、安定した水の供給を行うため、配水管の更新をそれぞれの埋設環境に応じて、計画的に取り組んでいる。また、避難所や救急告示病院などへの給水ルート（配水管）を優先的に耐震化することで、大規模地震が発生した場合でも、これらの施設へ安定的な水の供給を図っている。なお、基幹管路の耐震化率は55.9%、小口径を含めた市内の送・配水管の耐震化率は59.8%となっている（令和元年度末）。 ● 配水調整システムを整備し、配水管の水圧を常時適正に維持することで、漏水を抑制するとともに、流量や水圧の異常を検知し、漏水を早期に発見するなど、水の有効利用を図っている。 ● 取水場や浄水場等の計画的な維持管理や更新に取り組み、機能を適正に維持するとともに、老朽化した導水管等は更新に併せて、耐震性の向上を図っている。また、浄水場等の重要な土木構造物の計画的な耐震化に取り組むとともに、浄水場を含む主要施設には停電対策として、非常用発電装置を設置し、水の安定供給を図っている。 ● 工業用水については、施設の効果的な維持補修を行うことで長寿命化を図るとともに、老朽化した施設や配水管の更新を計画的かつ効率的に行っている。特に、基幹管路の更新は最優先で取り組み、工業用水の安定供給を図っている。
脆弱性評価	<p>2-1 (2) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時の水道施設における被害の発生を抑制するため、地震や水害などの自然災害対策を進めるとともに、各種設備の維持管理や更新を計画的に実施し、水道施設の防災対策を推進する必要がある。

推進方策	<p>2-1 (2) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 配水管、導水管及び送水管の新設や更新時には全て、地震の揺れに強い耐震管を使用し、計画的に耐震化を推進する。 ▶ 配水管の老朽化対策については、それぞれの埋設環境に応じた実質的な耐用年数に対応できるように、計画的な更新・耐震化に取り組む。特に、「福岡市地域防災計画」に指定された収容避難所や救急告示病院など、水道局における重要給水施設への給水ルート（配水管）を優先的に耐震化する「耐震ネットワーク工事」を推進する。 ▶ 配水調整システム（遠方監視制御装置等）を計画的に更新する。 ▶ 取水場や浄水場及び導水管等の老朽化した施設の計画的な更新に取り組むとともに、浄水場の再編を推進する。また、地震や水害などの自然災害に備え、水道施設の防災対策を推進する。 ▶ 工業用水については、施設の効果的な維持補修を行うことで長寿命化を図るとともに、老朽化した施設や配水管の更新を計画的かつ効率的に行っていく。特に、基幹管路の更新は最優先で取り組み、工業用水の安定供給を図っていく。
-------------	---

«KPI (重要業績指標) »

○耐震ネットワーク工事の整備率	81.3% (R元年度)	⇒	100% (R6年度)
○優先的に更新すべき配水管の残延長	236km (R元年度)	⇒	0km (R8年度)
○実質的な耐用年数を超過した配水管の割合	5.9% (R元年度)	⇒	0% (R8年度)

5-7 食料等の安定供給の停滞

(4) 民間物流施設等の事業継続		【経済観光文化局】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆製造業・物流事業者の BCP 策定を促進する。また、製造業（荷主）と物流事業間など企業が連携した BCP の策定を促進する必要がある。 ◆災害に強い民間物流施設の整備促進を図る等、民間企業における事業継続に資する施設整備等の取組みを促進する必要がある。 	
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶民間事業者の BCP 策定を促進する。また、製造業（荷主）と物流事業間など企業が連携した BCP の策定を促進する。 ▶災害に強い民間物流施設の整備促進を図る等、民間企業における事業継続に資する施設整備等の取組みを促進する。 	

(5) 中央卸売市場の BCP 策定		【農林水産局】
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡市中央卸売市場業務条例 92 条において、災害時における生鮮食料品等の確保として、市長は、他の法令で定める場合のほか、災害の発生に際して、生鮮食料品等を確保するために必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し生鮮食料品等の確保について必要な指示をすることができるように定めている。 	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害等の緊急事態においても継続的に生鮮食料品等を提供できるよう、中央卸売市場の BCP を策定し、市場関係者等との共有や実効性の確保に向けた取組みを進める必要がある。 	
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶中央卸売市場の BCP を策定するとともに、市場関係者に対する BCP の周知及び BCP に基づいた運営体制の構築を図る。 	

(6) 防災知識の普及・訓練	
【市民局、各区】	
現状	<p>2-1 (6) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●賛同する企業と連携して、備蓄促進キャンペーン、防災キャンプを実施し、市民・企業における自主的備蓄を促進している。 ●水道・ガス・電気などのライフラインが途絶し、食料品の入手が困難になっても、手元にある限られた食材で健康的な食生活を送るための「サバイバルクッキング」に関する知識を普及させる講座を実施している。 ●地域・個人の防災力向上のため、広く市民に対し、災害時の対応や事前の備え等に関する出前講座を行い、防災に関する知識の普及に努めている。
脆弱性評価	<p>2-1 (6) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆備蓄促進キャンペーン等を継続的に実施するとともに、市民の更なる自主的備蓄の促進につながる工夫や取組みが必要である。
推進方策	<p>2-1 (6) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶備蓄促進ウィークや出前講座・イベント等あらゆる機会を通じた広報・啓発活動により、市民・企業における自主的備蓄を促進していく。 ▶地域や企業等に対し、出前講座（講演、ワークショップ）を継続的に実施し、事前の備えや備蓄の重要性について、普及啓発を行う。 ▶広く市民に対し、災害時の対応や事前の備え等について理解の増進を図るため、防災啓発イベント等を実施していく。

(1) 水道管の漏水対策	
【水道局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●漏水の発生を抑制し、安定した水の供給を行うため、それぞれの埋設環境に応じて、計画的な配水管の更新に取り組んでいる。 ●公道部に埋設された配水管と給水管について、計画的に漏水調査を行い、漏水の早期発見・早期修理及び老朽化した給水管の取替を行っている。 ●配水調整システム（遠方監視制御装置等）を整備し、配水管の水圧を常時適正に維持することで、漏水を抑制するとともに、流量や水圧の異常を検知し、漏水を早期に発見するなど、水の有効活用を図っている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆埋設環境に応じて計画的に配水管の更新を行うとともに、公道部の配水管と給水管の漏水調査及び応急修理、取替工事を迅速に行い、漏水量を抑制する必要がある。

推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶それぞれの埋設環境に応じた実質的な耐用年数に対応できるよう、配水管の更新を進める。 ▶公道部に埋設された配水管と給水管について、計画的に漏水調査を行い、漏水の早期発見・早期修理及び老朽化した給水管の取替を行う。 ▶配水調整システムを計画的に更新する。
------	--

(2) 水資源の確保	
【水道局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡市は政令指定都市の中で唯一市内に一級河川がないなど、水資源に恵まれていない中で、人口増加等に伴う水需要の増加に対応するため、渇水対策容量を有する五ヶ山ダムをはじめとする近郊河川での水資源開発に加え、筑後川からの流域外導水や海水淡水化施設など、様々な水資源開発に取り組んできた。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆近年、気候変動等による異常気象が頻発している。1時間50mm以上の非常に激しい雨の発生回数が増加傾向にある一方で、年間の降水の日数は逆に減少しており、無降水日数の増加により、渇水が頻発化、長期化、深刻化していく恐れがあることから、これまで開発してきた水資源を今後も確保していく必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶五ヶ山ダムをはじめこれまで開発してきた水資源の適切な維持管理に取り組むとともに、福岡導水施設や海水淡水化施設等の適切な維持管理・更新を福岡都市圏の関係団体と連携して促進する。 ▶気象情報や各水源の状況を踏まえ、効率的な水運用の取組みを進める。

5-8 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産・経済活動への甚大な影響

(3) 節水等に関する防災知識の普及	
【水道局】	
現状	●「限りある資源である水をたいせつに使う」心がけが福岡市民（社会）全体に継承され続けるよう、「水をたいせつに」広報事業を推進している。
脆弱性評価	◆「限りある資源である水をたいせつに使う」心がけの継承に向けて、引き続き、「水をたいせつに」広報事業を推進する必要がある。
推進方策	▶節水の日キャンペーンや小学生社会科副読本「水とわたしたち」の発行などを通じて、高い節水意識の維持を図るための広報を実施する。

◀KPI（重要業績指標）▶

○節水意識	91.1%（R元年度）	⇒	90%以上を維持（R10年度）
-------	-------------	---	-----------------

(4) 雑用水道の普及	
【道路下水道局】	
現状	●福岡市節水推進条例に基づき、新築・増築する延床面積 5,000 m ² （再生水供給区域 3,000 m ² ）以上の大型建築物への雑用水道の設置を義務化している。 ●天神や博多駅地区等に雑用水道の一つである再生水（下水処理水の再利用）の供給を実施している。さらに、六本松地区やアイランドシティへの供給を開始している。
脆弱性評価	◆節水推進条例に基づき、庁内連携のもと、更なる雑用水道の普及に努める必要がある。
推進方策	▶節水推進条例に基づき、庁内連携のもと、更なる雑用水道の普及に努める。

目標 6. ライフライン、燃料供給施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(1) エネルギー供給手段の確保	
【財政局、市民局、保健福祉局、環境局、経済観光文化局、消防局】	
現 状	<p>2-1 (5) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電力やガスの被害への対応については、防災会議委員への就任、訓練の実施等を通して、各事業者との連携体制を継続して構築している。 ●石油業協同組合と、緊急車両への災害時の燃料供給に関する協定を締結し、災害時のエネルギー確保に取り組んでいる。 ●庁用車の電気自動車等への切替えや外部給電器の導入により、停電により系統からの電力供給が途絶えた場合でも、電気自動車等から避難所となる公民館等への電力供給が可能となっている。 ●住宅用太陽光発電や蓄電池等の導入助成や、電気自動車等の普及促進により、災害による停電時の電源供給につながる設備等の導入を促進している。 ●避難施設となる市有施設への再生可能エネルギーの導入を推進している。
脆 弱 性 評 価	<p>2-1 (5) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆電力やガスの被害への対応について、各事業者と連携した取組みを継続して実施していく必要がある。 ◆太陽光発電は、夜間は発電できないため、蓄電池や電気自動車と組み合わせた、自律分散型電源の導入促進が必要である。 ◆市区庁舎・消防署・病院などの重要拠点において、電力の途絶に備え非常用発電設備整備を推進していく必要がある。また、医療・福祉施設の災害時機能強化に向けた自家発電機整備への継続的な働きかけが必要である。

2-1(5) 再掲

- ▶ 電力やガスの被害への対応については、実践的な防災訓練の実施などを通して、各事業者と連携した取組みを継続して実施していく。
- ▶ 電力・ガスなどのライフラインの迅速な復旧に向け、車両や資機材の保管場所の確保等、初動体制でライフライン事業者と協定に基づく綿密な連携体制を構築する。
- ▶ 石油業協同組合との協定の取組みをより実効性の高いものとし、災害時のエネルギー供給の確保を図っていく。
- ▶ 災害による停電時の電源供給にもつながる、再生可能エネルギーや電気自動車等の導入促進を図るため、引き続き、市民等への導入助成や、市有施設への導入検討、国等の補助金制度の情報提供などに取り組む。
- ▶ 市民や企業への電気自動車・燃料電池自動車の導入に向けて、各種イベント等において電気自動車・燃料電池自動車の外部電源供給機能を活用したデモンストレーションなどを行い、普及・啓発を図る。
- ▶ 市区庁舎・消防署・病院などの重要拠点において非常用発電機等の整備と燃料の備蓄量の確保を継続的に推進しつつ自律分散型エネルギーの導入等によるエネルギー供給源の多様化・分散化等の取組みを進めていく。
- ▶ 医療・福祉施設の災害時機能強化に向けた自家発電設備の整備について周知を図る。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(1) 水道施設の防災対策		【水道局】
現状	<p>2-1 (2) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 漏水の発生を抑制し、安定した水の供給を行うため、配水管の更新をそれぞれの埋設環境に応じて、計画的に取り組んでいる。また、避難所や救急告示病院などへの給水ルート（配水管）を優先的に耐震化することで、大規模地震が発生した場合でも、これらの施設へ安定的な水の供給を図っている。なお、基幹管路の耐震化率は55.9%、小口径を含めた市内の送・配水管の耐震化率は59.8%となっている（令和元年度末）。 ● 配水調整システムを整備し、配水管の水圧を常時適正に維持することで、漏水を抑制するとともに、流量や水圧の異常を検知し、漏水を早期に発見するなど、水の有効利用を図っている。 ● 取水場や浄水場等の計画的な維持管理や更新に取り組み、機能を適正に維持するとともに、老朽化した導水管等は更新に併せて、耐震性の向上を図っている。また、浄水場等の重要な土木構造物の計画的な耐震化に取り組むとともに、浄水場を含む主要施設には停電対策として、非常用発電装置を設置し、水の安定供給を図っている。 ● 工業用水については、施設の効果的な維持補修を行うことで長寿命化を図るとともに、老朽化した施設や配水管の更新を計画的かつ効率的に行っている。特に、基幹管路の更新は最優先で取り組み、工業用水の安定供給を図っている。 	
脆弱性評価	<p>2-1 (2) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時の水道施設における被害の発生を抑制するため、地震や水害などの自然災害対策を進めるとともに、各種設備の維持管理や更新を計画的に実施し、水道施設の防災対策を推進する必要がある。 	

推進方策	<p>2-1 (2) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 配水管、導水管及び送水管の新設や更新時には全て、地震の揺れに強い耐震管を使用し、計画的に耐震化を推進する。 ▶ 配水管の老朽化対策については、それぞれの埋設環境に応じた実質的な耐用年数に対応できるように、計画的な更新・耐震化に取り組む。特に、「福岡市地域防災計画」に指定された収容避難所や救急告示病院など、水道局における重要給水施設への給水ルート（配水管）を優先的に耐震化する「耐震ネットワーク工事」を推進する。 ▶ 配水調整システム（遠方監視制御装置等）を計画的に更新する。 ▶ 取水場や浄水場及び導水管等の老朽化した施設の計画的な更新に取り組むとともに、浄水場の再編を推進する。また、地震や水害などの自然災害に備え、水道施設の防災対策を推進する。 ▶ 工業用水については、施設の効果的な維持補修を行うことで長寿命化を図るとともに、老朽化した施設や配水管の更新を計画的かつ効率的に行っていく。特に、基幹管路の更新は最優先で取り組み、工業用水の安定供給を図っていく。 	
-------------	---	--

«KPI (重要業績指標) »

○耐震ネットワーク工事の整備率	81.3%	⇒	100% (R6年度)
	(R元年度)		
○優先的に更新すべき配水管の残延長	236km	⇒	0km (R8年度)
	(R元年度)		
○実質的な耐用年数を超過した配水管の割合	5.9%	⇒	0% (R8年度)
	(R元年度)		

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(2) 水道原水の監視体制の徹底	
	【水道局】
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●水質事故を未然に防ぎ、水の安定供給を図るため、取水場における油検知器を更新するとともに、浄水場などに設置している水質計器によって二重チェックを行い、24 時間体制で水道原水の水質監視を行っている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆24 時間 365 日、水の安定供給を図るため、油検知器の更新や水質計器による二重チェック等を行い、水道原水の水質監視を行う必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶取水場における油検知器を更新するとともに、浄水場などに設置している水質計器によって二重チェックを行い、24 時間体制で水道原水の水質監視を行う。

(3) 上水道等の早期復旧対策	
【道路下水道局、水道局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 「福岡市地域防災計画」に基づき、災害発生時には水道部を設置し、災害状況に応じた災害対策活動を行っている。水道局においては、地震による災害発生時には、通常の配備態勢に加え、さらに配備を強化する体制を整えている。 ● 大規模災害などへの迅速な対応を行うため、日本水道協会九州地方支部や19大都市水道局などと災害時支援協定を締結し、相互応援体制を構築している。 ● 災害時における応急措置等の協力について、民間事業者との協定を締結している。 ● 災害などで断水したときに、避難所など多くの人が集まる場所や病院施設などに応急給水を行っている。また、市民等との応急給水訓練も実施し、応急給水に向けた体制の整備を進めている。 ● 災害発生時における上水道等の早期復旧を目的とした工事に際し必要な道路占用許可手続きを簡略化する事務取扱いを定めている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 協定を締結している日本水道協会九州地方支部等との防災訓練をより充実させるなど、広域的な連携の更なる強化を図る必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害発生時に設置する「福岡市地域防災計画」水道部の体制に基づき、災害対策活動を行う。 ▶ 今後も協定締結の相手方である日本水道協会九州地方支部や19大都市水道局等の防災訓練に参加する等、広域的な連携の更なる強化に取り組んでいく。また、日本水道協会九州地方支部や19大都市水道局等との間で、定期的な情報交換等を行うとともに、必要に応じて、災害発生時の相互応援協定の見直しを行う。

(4) 必要物資等の備蓄・調達・配送体制の整備

【市民局、水道局、各区】

現状	<p>2-1 (1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公民館等に食料・飲料水を分散備蓄し、災害時に各避難所で避難者に速やかに提供できるようにしている。 ● 市民・企業において最低3日分の食料、飲料水等の自主的備蓄を行うよう啓発を行っている。 ● 「福岡市水道局災害応急対策計画」等に基づき、発災後3日間3リットル/人・日程度の応急給水に努めている。 ● 他都市との相互応援協定に基づく合同防災訓練等に参加するなど、広域的な連携体制の強化を図るとともに、緊急時給水拠点や給水基地の増設等に取り組み、応急給水体制の充実を図っている。 ● 2団体14企業（令和2年6月現在）と災害時における生活必需物資の供給に関する災害時応援協定を締結し、自主的備蓄、公的備蓄を補完するための流通備蓄による物資の調達体制を整備している。 ● 物資の受入れ・管理・配送等に対し、1団体3企業（令和2年6月現在）と災害時における物資輸送等の協力に関する協定を締結するなど、物資集積拠点の提供等の協力体制などの物資供給体制の確立を行っている。 ● 公的備蓄の配送体制、救援物資の受入・供給体制を整備することによって物資の供給の停止を防いでいる。 ● 迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するため、「物資調達・輸送調整等支援システム」が導入されている。
脆弱性評価	<p>2-1 (1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「平成29年度市政に関する意識調査」では、市民の66.3%が全く備蓄をしておらず、備蓄をしている31.9%のうち、42.5%が3日分に満たない備蓄しかしていない状況であるため、市民・事業者における備蓄が進むよう、今後とも出前講座やイベント等のあらゆる機会を通じて備蓄の重要性について普及啓発を行っていく必要がある。 ◆ 今後さらに物資の供給の円滑化を図り、いざという時に速やかに対応するためには、実践的な訓練の実施や、行政機関、物流事業者等の役割分担の明確化等を行っていく必要がある。 ◆ 災害時には国等からの大量の支援物資が供給されることが予想されるため、国や県と連携した訓練の実施が必要である。 ◆ 感染症対策やプライバシー確保など、避難所で必要となる物資を確保していく必要がある。 ◆ 「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用するための体制を整備する必要がある。

2-1 (1) 再掲

- ▶引き続き、備蓄促進ウィークや出前講座・イベント等あらゆる機会を通じた広報・啓発活動により、市民・企業における最低3日分の食料、飲料水等の自主的備蓄の促進に取り組む。
- ▶今後も「福岡市水道局災害応急対策計画」等に基づき、発災後3日間3リットル/人・日程度の応急給水に努める。
- ▶市民による飲料水の備蓄の充実に向け、今後もホームページを通じて、市民への呼びかけを行うとともに、応急給水訓練を継続して実施し、災害時の応急給水の円滑化を進める。
- ▶備蓄物資の適切な管理を行うとともに、備蓄品目の拡充や分散備蓄を推進する。
- ▶企業との協定に基づく災害時の物資の供給を確保し、支援要請時に企業等との連携が円滑に図れるよう連絡体制を確立するとともに、流通備蓄の更なる充実に向け、企業等と実効性のある協定を締結していく。
- ▶物資供給協力に関する協定の実効性を高めるため、訓練等を活用し、協定業者との連携強化を図り、災害時における支援物資の供給確保を図る。
- ▶物資集積拠点から避難所まで遅滞が生じることなく、被災者まで確実に届くことを重視した円滑な物資輸送が実施できるよう、主要物流事業者の役割分担の明確化など課題を整理し、運営マニュアルへ反映する等、実際の対応に即した体制の充実を図る。
- ▶災害救助法に基づき、救助実施市として、大規模自然災害時等に被災者に対して円滑に物資が供給できるよう、国、県、九州市長会、指定都市市長会等と連携し、取組みを進める。
- ▶他都市との相互応援協定に基づく合同防災訓練等に参加するなど、広域的な連携体制の強化を図るとともに、緊急時給水拠点や給水基地の増設に取り組み、応急給水体制の充実を図る。
- ▶「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用するため、県との連携や体制の充実を図る。

◀KPI (重要業績指標) ▶

○食料・飲料水の備蓄	27万食 (R元年度)	⇒	27万食 (継続)
○給水基地の整備	12か所 (R元年度)	⇒	14か所 (R6年度)

(1) 下水道施設の防災対策	
【道路下水道局、環境局】	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●「福岡市公共施設の耐震対策計画」等に基づき、下水道施設の耐震化を実施している。 ●下水道施設の適切な機能を確保するため、「福岡市下水道管渠施設アセットマネジメント基本方針」や「福岡市下水道施設ストックマネジメント基本方針」に基づき、延命化に努めつつ、老朽化した管渠・ポンプ場・水処理センターの計画的な改築更新等を実施している。 ●汚水処理場の耐震化・長寿命化計画を策定し、同計画に基づき、施設の計画的な改築更新及び改修・維持管理等を実施している。 ●下水道施設の応急復旧や点検・調査等については、民間事業者との協定締結や他都市との相互支援体制の構築により、協力を得られる体制を確保している。 ●発災後電力供給が停止しても各水処理センターの自家発電設備による電力で、処理施設の通常運転で約 12 時間の連続使用が可能である。
脆 弱 性 評 価	<ul style="list-style-type: none"> ◆「福岡市公共施設の耐震対策計画」等に基づいた下水道施設の老朽化・耐震化対策、浸水被害の防止に向けた対策を推進する必要がある。 ◆災害時の自家用発電設備の燃料調達が必要である。 ◆災害復旧等について、施設の整備や必要資機材の備蓄に加え、職員の災害対応スキルの向上を図るため訓練や研修を継続していく必要がある。
推 進 方 策	<ul style="list-style-type: none"> ▶各計画に基づき、下水道施設の適切な機能を確保するため、効率的な点検・調査（モニタリング）により、既存施設の状態や能力等の把握を行い、状態監視保全等による予防保全型の維持管理、計画的な老朽化・耐震化対策を着実に推進する。 ▶水処理センターの機能を発揮させるため、非常用電源の確保や継続的な燃料調達を図っていく。 ▶災害時でも安定した水処理が行えるよう、汚水処理場の耐震化・長寿命化を推進する。併せて合併浄化槽の設置の推進を図る。 ▶民間事業者等と締結した協定の実効性確保に向け、各団体や他自治体を含めた合同訓練等を継続的に実施して連携体制や受援体制の強化を進めるとともに、下水道施設の応急復旧や点検・調査等に協力を得られる体制を継続していく。また、職員の災害対応スキルの向上を図るため訓練や研修を継続していく。

6-3 下水道施設等の長期間にわたる機能停止

(2) 下水道の早期復旧対策	
【道路下水道局】	
現状	<p>●災害による被害を最小限に留め、事業の継続や早期復旧を可能とするために、事業業務継続のための方法、手段などを取り決めた福岡市下水道業務継続計画（下水道 BCP）を作成し、迅速な対応ができるようにしている。また、計画に基づき、応急資機材の確保や受援体制の充実などの取組みを進めている。</p>
脆弱性評価	<p>◆福岡市下水道業務継続計画（下水道 BCP）の更新を行うとともに、職員に対する下水道 BCP の周知、継続的な教育、訓練が必要である。</p>
推進方策	<p>▶福岡市下水道業務継続計画（下水道 BCP）の更新を図るとともに、資機材の充実や教育訓練の実施を推進し、非常時対応能力の強化を図っていく。</p>

(1) 陸上輸送手段の確保	
【道路下水道局、港湾空港局、住宅都市局】	
現 状	<p>2-1 (3) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害時における円滑な人命救助や物資輸送路の確保のため、都市計画道路の整備及び緊急輸送道路や重要物流道路の確保並びに無電柱化を推進している。 ●緊急輸送道路上の橋梁のうち、橋長 15m以上で旧基準により建設された橋りょうの耐震対策を実施している。 ●橋梁などの道路施設の長寿命化を図るため、計画的に定期点検や予防保全などによる維持管理に取り組んでいる。 ●道路の異常を早期に発見し、速やかに補修するため、道路パトロールや路面下空洞調査を実施している。 ●緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路について、福岡県と連携しながら、必要に応じて見直しを行っている。 ●大規模災害等が発生した場合、速やかに最低限度の道路通行機能を確保するため、道路の啓開体制を整備している。 ●海上輸送機能と連携した緊急物資等の輸送機能の確保に取り組んでいる。 ●道路啓開体制として、各関係業者との資機材にかかる協定等の締結・調整のほか、それに伴った事業者と連携した訓練の実施により事業進捗を図っている。 ●地震時に緊急輸送道路が閉塞されるのを防ぐため、周知啓發文書や耐震化に関するセミナー案内文書を送付し、通行障害建築物の所有者に対して、耐震化の必要性を伝えることで、耐震化を促進している。
脆 弱 性 評 価	<p>2-1 (3) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆都市計画道路の整備及び緊急輸送道路や重要物流道路の確保並びに無電柱化を推進するため、国や関係機関と連携し、引き続き取組みを進める必要がある。 ◆道路等の効率的かつ戦略的な維持管理に引き続き取り組んでいく必要がある。 ◆緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路について、引き続き福岡県と連携しながら、必要に応じて見直しを実施する必要がある。 ◆災害時における通行規制や交通集中による渋滞発生に対応するため、国や関係機関と連絡し、災害時における交通マネジメントを実施する必要がある。 ◆海上輸送機能と連携した緊急物資等の輸送機能確保のため、臨港道路の整備や改修を進める必要がある。 ◆計画的に通行障害建築物の耐震化を進めていくためには、耐震セミナー等の実施を継続的に行うことが必要である。 ◆緊急輸送路の路線別のリスク把握を行うとともに、リスクに対応した応急対策用資材を配備し、今後も迅速な道路啓開に向けた取組みを推進する必要がある。

2-1 (3) 再掲

- ▶ 「福岡市道路整備アクションプラン」に基づき、都市計画道路などの道路ネットワークを構成する道路整備を推進するとともに、「福岡市無電柱化推進計画」に基づき、緊急輸送道路を中心に無電柱化を推進することで、災害時における人流・物流を確保する。また、緊急輸送道路等における新設電柱の占用抑制を図る。
- ▶ 緊急輸送道路上の橋梁について、引き続き、計画どおり耐震対策工事を実施するとともに、耐震基準の見直しに伴う、新たな耐震補強計画を策定する。
- ▶ 橋梁などの道路施設については、定期的な点検を実施し、予防保全対策を実施することで災害に強く安全性の高い道路空間の形成を図る。
- ▶ 道路パトロール及び路面下空洞調査、路面性状調査を実施しながら舗装の損傷を的確に判断し、計画的な修繕を実施することで安全で信頼の高い道路空間の確保を図る。
- ▶ 緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路について、福岡県と連携しながら、必要に応じて見直しを行う。
- ▶ 災害時における交通マネジメントを実施するため、国や関係機関と体制づくりに努める。
- ▶ 海上輸送機能と連携した緊急物資等の輸送機能確保のため、臨港道路の整備や改修を進める。
- ▶ 通行障害建築物の所有者に対して、耐震化の必要性を伝える周知啓発文書や耐震化に関するセミナーの周知を実施し、耐震化の促進及び緊急輸送道路の閉塞防止を図る。
- ▶ 道路啓開に必要な応急対策用資材の配備を推進するとともに、関係業者との訓練を繰り返し実施することにより、関係業者との協力体制の強化を図る。

◀KPI (重要業績指標) ▶

○都市計画道路の整備率	84.0% (R元年度)	⇒	86.1% (R6年度)
○無電柱化計画に基づく無電柱化整備延長	148.2km (R元年度)	⇒	168km (R6年度)
○耐震改修実施状況 (橋梁：I期計画)	97.0% (R元年度)	⇒	100% (R3年度)

6-4 陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

(2) 海上輸送手段の確保	
【港湾空港局、農林水産局、消防局】	
現状	<p>2-1 (4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コンテナターミナルや航路の整備など、港湾施設の機能強化を進めることで、災害時における海上輸送手段の確保を図っている。 ●博多港 BCP を策定し、大規模地震や津波発生時の各関係機関との連絡体制や役割の明確化を図っている。 ●漁港 BCP を策定し、大規模地震や津波発生時の各関係機関との連絡体制や役割の明確化を図っている。
脆弱性評価	<p>2-1 (4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害発生時においても、物流機能を維持できるよう、引き続き、コンテナターミナルや航路の整備など、港湾施設の機能強化を進め、海上輸送手段の確保を図る必要がある。 ◆災害時における海上からの緊急物資等の輸送など円滑な災害支援を図るとともに、経済活動や市民生活への影響を最小限に抑えるため、耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。 ◆関係機関と連携しながら港湾機能を継続維持していくため、博多港 BCP の充実が必要である。 ◆地震、津波、高潮発生時においても物流機能を維持できるよう、防災機能の充実を図る必要がある。 ◆福岡市における港湾機能の役割が大きくなる中で、気候変動の影響等による局地的な大雨による増水のほか、台風の大型化等に伴う高潮被害なども懸念されており、陸上からだけでなく海上からの消防・救援活動の必要性が見込まれることから、港湾消防力を確保するためにも、消防艇の更新・整備などを推進する必要がある。 ◆大規模地震発生時においても、緊急物資や復旧資機材を受け入れ、物流機能を維持するために、漁港施設の耐震性確保に向けて計画的に事業を推進していく必要がある。
推進方策	<p>2-1 (4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶災害発生時においても、物流機能を維持できるよう、コンテナターミナルや航路の整備など、港湾施設の機能強化を進め海上輸送手段の確保を図る。 ▶災害時における海上からの緊急物資等の輸送など円滑な災害支援を図るとともに、経済活動や市民生活への影響を最小限に抑えるため、アイランドシティ等において耐震強化岸壁の整備を進める。 ▶災害発生時においても港湾機能を維持できるよう、PDCA サイクルの手法により博多港 BCP の見直し及び改善を行い充実を図る。 ▶地震、津波、高潮発生時においても物流機能を維持できるよう、防災機能の充実を図る。 ▶海上での災害活動に必要な消防艇及びヘリコプターの更新・整備、水上消防体制の機能統合や新たな部隊運用の検討などを行い、臨海部における救助活動のさらなる迅速化を図るなど、港湾消防力の強化を進める。 ▶防災拠点漁港（博多漁港）において施設の耐震化を推進するとともに、事業継続計画（BCP）を策定し、大規模地震等の災害発生時の各関係機関との連絡体制や役割の明確化を図る。

«KPI (重要業績指標) »

○耐震強化岸壁(アイランドシティ)の整備率	50% (R元年度)	⇒	71% (R4年度) 100% (R9年度)
-----------------------	------------	---	---------------------------

6-4 陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

(3) 空港機能の確保		【港湾空港局】
現状	<p>5-5 (1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福岡空港の運営権者である福岡国際空港株式会社において、大規模な自然災害（地震、風水害）が発生した場合に、関係機関が連携し、空港利用者及び従業員等の安全・安心の確保、空港機能の維持又は早期に復旧させることを目的に福岡空港事業継続計画（A2（Advanced/Airport）-BCP）を定めている。 ●福岡空港事業継続計画において大規模な自然災害で生じ得る複合事態に対応するため、「滞留者対応計画」及び「早期復旧計画」からなる基本計画（B-Plan）に加えて、空港を機能させるために必須となる「電力供給」や「通信」、「上下水道」等8種の機能別の喪失時計画（S-Plan）を策定している。 	
脆弱性評価	<p>5-5 (1) 再掲</p> <p>◆災害発生時等如何なる状況であっても、公共施設の責務として、空港利用者や従業員等の安全・安心を最優先すること及び航空ネットワーク拠点としての機能を確保し続けることが必要である。また、災害発生時には、被災地における緊急輸送拠点としての役割を果たし、災害復旧に寄与するとともに、生活や経済活動の継続性の確保に寄与する役割が必要である。</p>	
推進方策	<p>5-5 (1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶災害発生時等如何なる状況であっても、公共施設の責務として、空港利用者や従業員等の安全・安心を最優先すること及び航空ネットワーク拠点としての機能を継続できるよう連携していく。 ▶災害発生時には、被災地における緊急輸送拠点としての役割を果たし、災害復旧に寄与するとともに、生活や経済活動の継続性の確保について連携していく。 	

6-5 その他インフラの長期間にわたる機能不全

(1) その他インフラの防災対策	
【財政局、住宅都市局、港湾空港局、道路下水道局、交通局、教育委員会、農林水産局、JR九州、JR西日本、西日本鉄道】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時の緊急輸送を確保する道路や港湾、浸水被害を軽減する河川、避難所や避難場所となる学校や公園などの防災に資する市有施設は、「福岡市アセットマネジメント基本方針」及び施設ごとの長期保全計画や長寿命化計画等に基づき、定期的な点検や施設の状況等に応じた適切な維持管理などにより、防災機能の維持に努めている。 ●学校長寿命化計画に基づき、計画的・効率的な施設整備を行っている。 ●公園施設長寿命化計画に基づき、計画的・効率的に維持管理を行っている。 ●博多港港湾区域における海岸保全施設の長寿命化計画、港湾施設の点検結果及び維持管理計画に基づき、適切に維持管理を行っている。 ●河川施設の長寿命化計画や点検結果に基づき、施設の状況等に応じた適切な維持管理を行っている。 ●道路施設（橋りょう・トンネル等）の個別施設計画に基づき、定期点検及び修繕工事を実施している。 ●地下鉄やJR九州、JR西日本、西日本鉄道等、各交通機関において、災害時の代替輸送方法を定め、災害時の交通を確保している。 ●福岡県バス協会と「災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書」を締結し、被災者等を含む被災者等の輸送について協力を要請できるようにしている。 ●漁港施設機能保全計画に基づき、漁港施設の計画的・効率的な維持管理を推進している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆市有施設の老朽化への対応や防災機能を維持するため、引き続き適切な維持管理に努める必要がある。 ◆地下鉄やJR九州、JR西日本、西日本鉄道等の鉄道施設の応急復旧用資機材の確保及び作業等の協力体制を構築し、災害に備えた訓練等を実施していく必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶防災に資する市有施設は、「福岡市アセットマネジメント基本方針」等に基づき、引き続き定期的な点検や適切な維持管理などにより、防災機能の維持に努める。 ▶学校施設長寿命化計画に基づき、計画的・効率的な施設整備を行う。 ▶公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的・効率的な更新や維持管理を行う。 ▶海岸保全施設の長寿命化計画、港湾施設の維持管理計画に基づき、適切に維持管理を行うとともに、優先順位の高い施設から計画的に改修を行い、施設の健全性確保に努める。 ▶河川における長寿命化計画未策定の施設については、長寿命化計画の策定を進め、策定済みの施設については計画に基づき適切な施設の運用を実施する。 ▶道路施設の個別施設計画に基づき、定期点検及び修繕工事を実施する。 ▶地下鉄やJR九州、JR西日本、西日本鉄道等の鉄道施設の早期復旧について、災害に備えた各種訓練を繰り返し実施し、災害対応能力の向上を図っていく。 ▶漁港施設の機能保全計画に基づき、優先順位の高い施設から計画的に補修等を行い、漁港施設の健全性確保を推進する。

◀KPI（重要業績指標）▶

○河川管理施設の長寿命化計画に基づく老朽化対策実施率	75%（R元年度）	⇒	100%（R5年度）
○橋梁の長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕数	174橋（R元年度）	⇒	234橋（R6年度）

6-5 その他インフラの長期間にわたる機能不全

(2) その他インフラの応急復旧体制の構築		【財政局】
現状	●災害発生時の被害の拡大防止や被災箇所の復旧を行うため、建設業界等との防災協定を締結し、応急復旧体制の構築を図っている。	
脆弱性評価	◆応急復旧体制の強化を図るため、引き続き、関係機関と連携しながら防災インフラの応急復旧に関する取組みを進めていく必要がある。	
推進方策	▶防災協定締結団体を含めた建設業界との協議を進め、応急復旧体制の強化を推進する。	

目標 7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(1) 防災上安全な市街地の形成	
【消防局、道路下水道局、住宅都市局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●木造密集、道路狭あい地域等の防御困難地域の把握、調査を行うとともに、消防活動計画等を作成し、対応強化に努めている。 ●都市計画道路などの道路整備及び狭あい道路拡幅整備や、都市公園の配置方針に基づき、災害時に避難場所として使用できる防災機能を備えた公園の整備等を行っている。 ●臨海部における避難場所となる港湾緑地の整備を進めている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆防火地域等の区域指定による更なる防火対策の推進、老朽建築物の除却や燃えにくい建築物への建替え、不燃化等を引き続き進めていく必要がある。 ◆延焼遮断帯の形成等については、地域初期消火力の向上などのソフト施策と建築物不燃化推進の助成や延焼遮断帯形成などのハード施策との両輪で総合的な地震火災対策を推進していくことが必要である。 ◆臨海部における避難場所となる港湾緑地の整備を進めていく必要がある。 ◆幅をもった道路、河川、鉄道、緑地、大規模空地などは、延焼遮断帯として大規模地震時における同時多発火災の延焼拡大を防止する効果がある。このため、延焼遮断帯により市街地を分節化して都市防火区画を形成することで、被害の拡大を防止し被害を最小化する必要がある。また、オープンスペース等の確保や緑化の推進などにより、市街地大火による被害の拡大を防止し被害を最小化する必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶各消防署に対し、管轄内の木造密集、道路狭あい地域等の防御困難地域の把握、調査を行うよう通知するとともに、消防活動計画等の修正や作成を行い、対応強化に努める。 ▶「福岡市道路整備アクションプラン」に基づき、都市計画道路などの道路ネットワークを構成する道路整備を推進する。 ▶幅員 4m 未満の狭あいな道路を解消するため、4m までの拡幅に必要な用地については寄付を受け、道路の拡幅整備を行う。 ▶避難場所となる身近な公園の適正配置を行う。また、既存公園のリニューアルなどの機会には、避難場所としても活用できるよう整備するなど防災機能の向上に取り組む。 ▶臨海部における避難場所として、港湾緑地の整備に取り組む。 ▶道路等の配置の状況や土地利用状況等を踏まえて、道路、河川、鉄道等により延焼遮断帯を形成し、原則 200ha 以下となるように都市防火区画を設定する（市街化調整区域に面する部分などを除く）。 ▶延焼を防ぐ公園等のオープンスペースの整備や緑化を推進する。 ▶都心部においては、避難人口が多いことから、民間開発にあわせたオープンスペース及び避難空間の確保や公園等の整備を推進する。 ▶新市街地の整備に当たっては、土地区画整理事業等により計画的に都市基盤整備を図るとともに土地利用計画を適切に定め、都市防災にも配慮した良好な市街地環境の形成に努める。また、既成市街地において、防災上危険な地域については、住民を主体とするまちづくりの気運の高まりに応じ、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的な整備手法による老朽建築物の更新及び防災拠点となる公園等のオープンスペース、避難路となる区画道路等の公共施設の整備に努める。 ▶幅員 4 m 未満の道路が多い地区にあっては、建築物の建て替えにあわせたセットバック（壁面後退）や、危険なブロック塀の除却等を促進することにより、地区の避難・防災活動が確保できる空間を確保する。

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(2) 消防機能の充実・強化		【消防局】
現 状	<p>1-2 (2) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消防法の改正により新たにスプリンクラーの設置等が必要な施設に対する指導等により、火災発生時の被害拡大抑制を図っている。 ● 感震ブレーカー、住宅用火災警報器の普及促進、住宅・店舗等の防火体制の確保等、出火防止に向けた取組みを進めている。また、地域が主催する防火訓練等における初期消火の指導など、住宅の火災発生予防に向けて様々な取組みを進めている。 ● 消防団員の充足率は、令和元年度末時点で 89.0%である。 	
脆 弱 性 評 価	<p>1-2 (2) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業所・店舗等への適切な防火管理体制確保に向け、計画的に消防法に基づいた立入検査を実施し、違反事項の是正・指導等を行っていくとともに、消防法に基づく消防用設備等の適正な維持管理について是正・指導を引き続き進める必要がある。 ◆ 装備資機材の充実とともに、地域防災の中核である消防団の活動体制の強化に向けた教育訓練の更なる充実が必要である。 ◆ 消防力の確保に向け、消防団員の充足率を高めるとともに、老朽化した消防団器具置場の建替えなどの活動環境の改善や、訓練等による消防団員の災害対応力の向上を図っていく必要がある。 ◆ 消防隊等の既存車両や資機材の老朽化に対し、計画的な更新・整備を進めていくとともに、防火水槽の整備等、消防水利の確保対策を進めるなど、安定的な消防力の確保を図る必要がある。 ◆ 感震ブレーカーの設置については、広報の充実等によるさらなる普及促進が必要な状況である。また、地震火災対策のさらなる推進に向けて、各種取組みを進める必要がある。 	

推進 方 策	<p>1-2 (2) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶事業所・店舗等に対して、計画的に立入検査を実施し、適切な防火管理体制の確保、消防用設備等の適正な維持・管理の指導を実施する。 ▶継続的にスプリンクラー等設備の設置指導を実施するとともに、消防団の活動体制の強化に向けた活動訓練の充実を図る。 ▶地域防災力の要となる消防団員の充足率 100%を目指し、消防団器具置場の建替えや被服・各種資機材の更新等により活動環境の充実を図るとともに、訓練や研修の機会等を通じた消防団員の災害対応力の向上を進める。 ▶消防車両・資機材の計画的な更新・整備を推進するとともに、防火水槽や河川等の無限水利を活用した消防水利の確保対策等を推進し、消防力の維持・向上を図る。 ▶大規模地震による火災発生予防や延焼防止策を推進するため、出火防止に効果が高い感震ブレイカーの設置や住宅用火災警報器の設置・更新、初期消火器具の設置等について、啓発チラシ等による地域への働きかけや、地域における防災訓練等による啓発指導を通じ、火災予防対策の重要性の周知を図る。
-----------------------	--

◀KPI (重要業績指標) ▶

○設備設置指導施設数	14 施設 (R2 年度)	⇒	○施設 (R7 年度)
------------	---------------	---	-------------

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(1) 海上輸送手段の確保	
【港湾空港局、農林水産局、消防局】	
現状	<p>2-1 (4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コンテナターミナルや航路の整備など、港湾施設の機能強化を進めることで、災害時における海上輸送手段の確保を図っている。 ●博多港 BCP を策定し、大規模地震や津波発生時の各関係機関との連絡体制や役割の明確化を図っている。 ●漁港 BCP を策定し、大規模地震や津波発生時の各関係機関との連絡体制や役割の明確化を図っている。
脆弱性評価	<p>2-1 (4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害発生時においても、物流機能を維持できるよう、引き続き、コンテナターミナルや航路の整備など、港湾施設の機能強化を進め、海上輸送手段の確保を図る必要がある。 ◆災害時における海上からの緊急物資等の輸送など円滑な災害支援を図るとともに、経済活動や市民生活への影響を最小限に抑えるため、耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。 ◆関係機関と連携しながら港湾機能を継続維持していくため、博多港 BCP の充実が必要である。 ◆地震、津波、高潮発生時においても物流機能を維持できるよう、防災機能の充実を図る必要がある。 ◆福岡市における港湾機能の役割が大きくなる中で、気候変動の影響等による局地的な大雨による増水のほか、台風の大型化等に伴う高潮被害なども懸念されており、陸上からだけでなく海上からの消防・救援活動の必要性が見込まれることから、港湾消防力を確保するためにも、消防艇の更新・整備などを推進する必要がある。 ◆大規模地震発生時においても、緊急物資や復旧資機材を受け入れ、物流機能を維持するために、漁港施設の耐震性確保に向けて計画的に事業を推進していく必要がある。
推進方策	<p>2-1 (4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶災害発生時においても、物流機能を維持できるよう、コンテナターミナルや航路の整備など、港湾施設の機能強化を進め海上輸送手段の確保を図る。 ▶災害時における海上からの緊急物資等の輸送など円滑な災害支援を図るとともに、経済活動や市民生活への影響を最小限に抑えるため、アイランドシティ等において耐震強化岸壁の整備を進める。 ▶災害発生時においても港湾機能を維持できるよう、PDCA サイクルの手法により博多港 BCP の見直し及び改善を行い充実を図る。 ▶地震、津波、高潮発生時においても物流機能を維持できるよう、防災機能の充実を図る。 ▶海上での災害活動に必要な消防艇及びヘリコプターの更新・整備、水上消防体制の機能統合や新たな部隊運用の検討などを行い、臨海部における救助活動のさらなる迅速化を図るなど、港湾消防力の強化を進める。 ▶防災拠点漁港（博多漁港）において施設の耐震化を推進するとともに、事業継続計画（BCP）を策定し、大規模地震等の災害発生時の各関係機関との連絡体制や役割の明確化を図る。

◀KPI（重要業績指標）▶

○耐震強化岸壁（アイランドシティ）の整備率	50%（R元年度）	⇒	71%（R4年度） 100%（R9年度）
-----------------------	-----------	---	-------------------------

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(2) 危険物施設（製造所等）の点検・検査	
【消防局】	
現状	<p>5-3(1) 再掲</p> <p>●消防法及び石油コンビナート等災害防止法に基づく危険物施設の立入検査を実施し、施設の維持管理及び保安体制の状況を把握するとともに、法令の基準に適合していない部分については、是正指導を行い、災害発生の未然防止及び災害対応の強化を図っている。</p>
脆弱性評価	<p>5-3(1) 再掲</p> <p>◆危険物施設の維持管理及び保安体制の向上のため、継続的な立入検査の実施及び自主点検の強化を図るなど、保安体制の確立を進める必要がある。</p> <p>◆自衛防災組織等と消防隊との意見交換や合同訓練、研修等を通じて連携強化を図っていく必要がある。</p> <p>◆消防法及び石油コンビナート等災害防止法に基づき、危険物の貯蔵・取扱い等について規制を実施していく必要がある。</p>
推進方策	<p>5-3(1) 再掲</p> <p>▶自衛防災組織等と消防隊との意見交換や合同訓練、研修等を通じて連携強化を図る。</p> <p>▶消防法及び石油コンビナート等災害防止法に基づく、危険物施設及び特定事業所の立入検査を実施し、法令順守及び自主点検の強化を図り、保安体制の確立を推進する。</p>

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(1) 公共公益施設の耐震対策

【財政局、交通局（JR九州、JR西日本、西日本鉄道）】

現状	<p>1-1(1)再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福岡県北西沖地震を踏まえ、平成17年度に策定した「福岡市公共施設の耐震対策計画」に基づき、災害時の防災拠点である庁舎や地域住民の避難所となる学校施設をはじめとして、重要度に応じ早急かつ計画的に公共施設の耐震化を進めている。 ●市庁舎などの市有施設については「福岡市アセットマネジメント基本方針」及び施設ごとの長期保全計画や長寿命化計画等に基づき、社会的要請に応じた防災機能の充実や、施設の状態等に応じた適切な維持管理を進めている。 ●地下鉄施設の柱の補強工事については、国からの通達に基づき工事を実施し、補強は完了している。
脆弱性評価	<p>1-1(1)再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害時の防災拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、引き続き公共公益施設の耐震化を推進する必要がある。 ◆市有施設の老朽化や社会的要請に対応するため、引き続き適切な維持管理に努める必要がある。 ◆市有建築物（木造以外の建築物で階数が2以上、かつ床面積が200㎡以上のもので、市営住宅以外のもの）の構造体の耐震化については、一部の施設を除き、ほぼ完了しているが、「防災拠点となる建築物に係る機能継続ガイドライン（国交省）」に基づき、建築非構造部材や建築設備の耐震化についても対策を検討する必要がある。 ◆公共建築物の特定天井の耐震化率41%であり、市民の安全確保のため耐震化の推進が必要である。 ◆利用者が非常に多く、発災の状況における避難判断が非常に重要である地下鉄、JR九州、JR西日本、西日本鉄道等の鉄道施設の柱の補強工事、さらなる耐震化に取り組むなど鉄道施設の更新・改良等に取り組んでいく必要がある。

推進方策	<p>1-1(1)再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶「福岡市公共施設の耐震対策計画」に基づき、耐震対策の進捗状況、国の動向、課題等を協議しながら、公共施設の耐震対策を推進する。 ▶市庁舎などの市有施設は「福岡市アセットマネジメント基本方針」等に基づき、引き続き社会的要請に応じた防災機能の充実や、適切な維持管理に努める。 ▶市有建築物の構造体の耐震化と併せ、建築非構造部材や建築設備についても耐震化を推進していく。 ▶公共建築物の耐震化率100%達成を目指し、各施設の課題等を協議しながら、耐震化を推進する。 ▶地下鉄、JR九州、JR西日本、西日本鉄道等の鉄道施設の早期運行再開を目的とし、さらなる耐震補強、地下鉄、鉄道施設の更新・改良等の工事が着実に進むよう働きかけていく。
-------------	---

◀KPI（重要業績指標）▶

○耐震改修実施状況（公共土木構造物）	94%（R元年度）	⇒	100% （R4年度以降）
○耐震改修実施状況（公共建築物）	99%（R元年度）	⇒	100% （R4年度以降）

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(2) 住宅、大規模建築物等の耐震対策	
【住宅都市局、消防局】	
現状	<p>1-1(2) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「福岡市耐震改修促進計画」を策定し、民間建築物の住宅等の耐震化率 95%を目標に、総合的かつ計画的な建築物の耐震化促進に努めている。 ●旧耐震基準で建築された特定建築物（一定規模以上の多数の者が利用する等の建築物等）の耐震化については、補助事業を中心として耐震診断や耐震改修等にかかる支援を行っている。 ●住宅の耐震化に関する出前講座の開催等を通じて、市民に耐震化の必要性を周知するとともに、耐震診断・耐震改修等の助成制度の活用等により、住宅や大規模建築物の耐震化、ブロック塀等の撤去を促進している。 ●地震時に緊急輸送道路が閉塞されるのを防ぐため、周知啓発文書や耐震化に関するセミナー案内文書を送付し、通行障害建築物の所有者に対して、耐震化の必要性を伝えることで、耐震化を促進している。 ●福岡市独自の容積率緩和制度などにより更新期を迎えたビルの耐震性の高いビルへの建替えを誘導している。 ●市営住宅については、「福岡市市営住宅ストック総合活用計画」及び長寿命化計画等に基づき、効率的・計画的な機能更新・維持保全を行っている。 ●地下街については、管理者が耐震診断を実施し、必要な対策を検討している。
脆弱性評価	<p>1-1(2) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆令和元年度末時点において民間建築物の住宅等の耐震化率は約 90%となっており、より一層の耐震化促進を図っていく必要がある。 ◆市営住宅については、東日本大震災を踏まえ、住環境やコスト等を考慮したうえで、効率的な工法を選定しながら耐震改修を推進する必要がある。また、市営住宅の老朽化に対応するため、引き続き、効率的・計画的な機能更新・維持保全に努める必要がある。 ◆住宅や建築物の所有者等に対して、補助制度の PR と併せ、防災意識の向上のための啓発や耐震改修促進に対する情報提供を引き続き実施し、耐震化を促進する必要がある。 ◆大規模建築物等が集積する都心部等において、引き続き、更新期を迎えたビルの建替え等による耐震化を促進する必要がある。 ◆屋内の安全対策、家具転倒防止の普及啓発が必要である。 ◆都市における重要な歩行者ネットワークを形成している地下街について、大規模地震発生時等における安心な避難空間の確保等を図る必要がある。

推進 方 策	1-1(2)再掲
	▶「福岡市耐震改修促進計画」に基づき、総合的かつ計画的な建築物の耐震化を促進する。
	▶民間の住宅や建築物等の耐震化を促進するため、耐震改修補助制度等を継続的に行う。また、耐震セミナーや出前講座等の実施、揺れやすさマップの配布、市ホームページへの掲載など、耐震改修への働きかけを図る。
	▶耐震建替えに踏み切れない旧耐震の木造住宅の所有者に対し、倒壊から命を守る減災対策として、耐震シェルター、防災ベッドの設置等、住宅の耐震改修工事費補助制度の活用を促進する。
	▶通行障害建築物の所有者に対して、耐震化の必要性を伝える周知啓発文書や耐震化に関するセミナーの周知を実施し、耐震化の促進及び緊急輸送道路の閉塞防止を図る。
	▶都心部における耐震性の高いビルへの建替え誘導を推進するため、規制緩和制度等について民間企業等への周知を図る。
	▶市営住宅の耐震化整備を図り、令和7年度末までに耐震化率100%達成を目指す。また、「福岡市市営住宅ストック総合活用計画」等に基づき、引き続き、効率的・計画的な機能更新・維持保全を図る。
	▶様々な広報媒体の活用や防災センターにおける自助共助プログラム、各種研修の実施等を通じて、屋内での被災の危険性と、家具の転倒防止対策の重要性を周知していく。
▶地下街において、「地下街の安心避難対策ガイドライン」に基づく耐震対策を促進するとともに、「地下街防災推進事業」を活用し必要な支援を行う。	

«KPI (重要業績指標) »

○耐震化率（住宅）	約90%（R元年度）	⇒	概ね解消（R7年度）
○耐震化率（特定建築物）	約89%（R元年度）	⇒	概ね解消（R7年度）

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(3) 道路、下水道用地占用物件の防災対策	
【道路下水道局】	
現 状	●災害発生時における占用物件等の倒壊リスクを回避するため、占用物件の維持管理の適正化に向けて、指導等を実施している。
脆 弱 性 評 価	◆道路及び下水道用地占用物件の適正な維持管理に向けた指導及び周知を、引き続き、実施する必要がある。
推 進 方 策	▶占用物件の位置や構造等の状況把握を行い、違反物件の指導等を実施し、占用物件の適正化に努める。 ▶国土交通省が策定している「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン」に則り、防災対策も含め占用物件の維持管理の適正化について、占用者への周知の徹底を図る。

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(4) 陸上輸送手段の確保	
【道路下水道局、港湾空港局、住宅都市局】	
現 状	<p>2-1 (3) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害時における円滑な人命救助や物資輸送路の確保のため、都市計画道路の整備及び緊急輸送道路や重要物流道路の確保並びに無電柱化を推進している。 ●緊急輸送道路上の橋梁のうち、橋長15m以上で旧基準により建設された橋りょうの耐震対策を実施している。 ●橋梁などの道路施設の長寿命化を図るため、計画的に定期点検や予防保全などによる維持管理に取り組んでいる。 ●道路の異常を早期に発見し、速やかに補修するため、道路パトロールや路面下空洞調査を実施している。 ●緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路について、福岡県と連携しながら、必要に応じて見直しを行っている。 ●大規模災害等が発生した場合、速やかに最低限度の道路通行機能を確保するため、道路の啓開体制を整備している。 ●海上輸送機能と連携した緊急物資等の輸送機能の確保に取り組んでいる。 ●道路啓開体制として、各関係業者との資機材にかかる協定等の締結・調整のほか、それに伴った事業者と連携した訓練の実施により事業進捗を図っている。 ●地震時に緊急輸送道路が閉塞されるのを防ぐため、周知啓發文書や耐震化に関するセミナー案内文書を送付し、通行障害建築物の所有者に対して、耐震化の必要性を伝えることで、耐震化を促進している。
脆 弱 性 評 価	<p>2-1 (3) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆都市計画道路の整備及び緊急輸送道路や重要物流道路の確保並びに無電柱化を推進するため、国や関係機関と連携し、引き続き取組みを進める必要がある。 ◆道路等の効率的かつ戦略的な維持管理に引き続き取り組んでいく必要がある。 ◆緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路について、引き続き福岡県と連携しながら、必要に応じて見直しを実施する必要がある。 ◆災害時における通行規制や交通集中による渋滞発生に対応するため、国や関係機関と連絡し、災害時における交通マネジメントを実施する必要がある。 ◆海上輸送機能と連携した緊急物資等の輸送機能確保のため、臨港道路の整備や改修を進める必要がある。 ◆計画的に通行障害建築物の耐震化を進めていくためには、耐震セミナー等の実施を継続的に行う必要がある。 ◆緊急輸送路の路線別のリスク把握を行うとともに、リスクに対応した応急対策用資材を配備し、今後も迅速な道路啓開に向けた取組みを推進する必要がある。

2-1 (3) 再掲

- ▶「福岡市道路整備アクションプラン」に基づき、都市計画道路などの道路ネットワークを構成する道路整備を推進するとともに、「福岡市無電柱化推進計画」に基づき、緊急輸送道路を中心に無電柱化を推進することで、災害時における人流・物流を確保する。また、緊急輸送道路等における新設電柱の占用抑制を図る。
- ▶緊急輸送道路上の橋梁について、引き続き、計画どおり耐震対策工事を実施するとともに、耐震基準の見直しに伴う、新たな耐震補強計画を策定する。
- ▶橋梁などの道路施設については、定期的に点検を実施し、予防保全対策を実施することで災害に強く安全性の高い道路空間の形成を図る。
- ▶道路パトロール及び路面下空洞調査、路面性状調査を実施しながら舗装の損傷を的確に判断し、計画的な修繕を実施することで安全で信頼の高い道路空間の確保を図る。
- ▶緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路について、福岡県と連携しながら、必要に応じて見直しを行う。
- ▶災害時における交通マネジメントを実施するため、国や関係機関と体制づくりに努める。
- ▶海上輸送機能と連携した緊急物資等の輸送機能確保のため、臨港道路の整備や改修を進める。
- ▶通行障害建築物の所有者に対して、耐震化の必要性を伝える周知啓発文書や耐震化に関するセミナーの周知を実施し、耐震化の促進及び緊急輸送道路の閉塞防止を図る。
- ▶道路啓開に必要な応急対策用資材の配備を推進するとともに、関係業者との訓練を繰り返し実施することにより、関係業者との協力体制の強化を図る。

◀KPI (重要業績指標) ▶

○都市計画道路の整備率	84.0% (R元年度)	⇒	86.1% (R6年度)
○無電柱化計画に基づく無電柱化整備延長	148.2km (R元年度)	⇒	168km (R6年度)
○耐震改修実施状況 (橋梁：I期計画)	97.0% (R元年度)	⇒	100% (R3年度)

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(5) 地下埋設工事に伴う災害対策	
【交通局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●異常発生を事前に察知し、災害発生を予防するため、地表面沈下・地下水位の計測および監視体制と緊急連絡体制を整備している。 ●災害による被害を最小限にするため、事前対策、配備体制を構築している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆工事の進捗状況に応じて、地表面沈下・地下水位の計測及び監視体制、緊急連絡体制、及び災害に関する事前対策、配備体制の見直しを行う必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶地表面沈下・地下水位の計測及び監視体制、緊急連絡体制及び災害に関する事前対策・配備体制の構築を進めるとともに、工事の進捗状況の変化など、必要に応じた見直しを行う。

7-4 ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(1) 治水池の整備		【道路下水道局】
現状	1-4 (2) 再掲 ●かんがい用途のなくなった農業用ため池の再整備や既存治水池の能力向上など、雨水流出抑制により河川に対する洪水負担を軽減している。	
脆弱性評価	1-4 (2) 再掲 ◆雨水流出抑制効果を高めるために、引き続き、治水池の整備を進める必要がある。	

推進方策	1-4 (2) 再掲 ▶降雨時の河川への急激な流れ込みを緩和するため、洪水調節効果が見込まれる農業用ため池の治水池としての再整備や、既存治水池の機能向上等に取り組む。 ▶流域貯留浸透事業（那珂川流域、樋井川流域）を推進する。
------	--

«KPI（重要業績指標）»

○河川への雨水流出抑制効果の高い治水池の貯留量	11,490m ³ (R元年度)	⇒	43,687m ³ (R5年度)
-------------------------	--------------------------------	---	--------------------------------

(2) ため池の安全性向上		【農林水産局】
現状	1-4 (3) 再掲 ●農業用ため池については、ため池の異常を早期に発見するため、関係水利組合との協働により巡回点検を実施し、必要となる補修を行うとともに、大雨・台風接近に伴う警報などが予測された際は、ため池が決壊するリスクを下げるため、事前に水位を下げる措置を講ずるなど、必要に応じた排水操作を行っている。	
脆弱性評価	1-4 (3) 再掲 ◆近年、台風等に伴う集中豪雨が頻発し、これまでにない降雨量を観測していることから、ため池の安全性を向上する必要がある。	
推進方策	1-4 (3) 再掲 ▶豪雨によるため池決壊の被害を未然に防止する目的で、安全性の向上のための調査や堤体の補強、緊急時の連絡体制の整備を推進する。また、農業用途がなくなったため池の貯水機能を廃止するための工事を進める。	

7-4 ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(3) 林地・林道の防災対策	
【農林水産局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●林道橋の個別施設計画に基づき、林道橋の補修・修繕を実施している。 ●定期的な林道パトロールにより、補修・修繕が必要な箇所を早期発見・工事を行っている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆林道橋の補修修繕を計画的に実施するとともに、状況に応じた計画の見直しが必要である。 ◆林道パトロール等を継続的に実施し、林道の維持管理や補強等の対策を進める必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶林道橋の個別施設計画に基づき、林道橋の補修・修繕を実施するとともに、適宜、計画の見直しを行う。また、林道パトロールを継続的に実施し、補修・修繕が必要な箇所を早期発見・工事を行う。

◀KPI (重要業績指標) ▶

○林道橋の個別施設計画に基づいた 林道橋の補修・修繕	0% (R2 年度) ⇒63% (R4 年度) ⇒100% (R9 年度)
-------------------------------	--

(4) 急傾斜地、土石流、地すべり対策	
【道路下水道局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●災害関連地域防災がけ崩れ対策事業により、激甚災害の指定を受けた災害が原因でがけ地の崩壊等が発生している箇所について、がけ崩れ防止工事を行っている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆急傾斜地、土石流、地すべりの発生防止のため、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業を推進し、再度災害の防止を図る必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶激甚災害の指定時において、緊急的にがけ崩れ防止工事を実施することで再度災害の発生を防止する。

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

(1) 有害物質の情報把握	
【環境局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●第一種指定化学物質を使用している事業所の情報を把握し、災害時に有害物質の拡散・流出の有無について確認できるようにしている。 ●水質汚濁防止法の有害物質使用・貯蔵特定施設に対して、水質事故時又は定期的に監視・指導を行い、公共用水域への有害物質の流出対応及び未然防止を図っている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆有害物質の情報把握を行うとともに、災害時にもモニタリングをすることで周辺環境への影響を把握する必要がある。また、水質事故防止に関する継続的な指導・啓発が必要である。 ◆有害物質の特性や取扱量に応じた適正な管理、災害時における対応方法の事前構築、市民への情報提供等が行われるよう事業者へ啓発していく必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶有害物質の情報把握を行うとともに、災害時にもモニタリングをすることで周辺環境への影響を把握する。また、水質事故防止に関する継続的な指導・啓発を行う。 ▶有害物質の特性や取扱量に応じた適正な管理、災害時における対応方法の事前構築、市民への情報提供等が行われるよう事業者へ啓発していく。

(2) 有害物質の拡散等に関する防災体制	
【環境局、消防局、市民局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●原子力災害の発生に備えて、福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）や福岡市原子力災害避難計画を策定し、計画に基づき、原子力災害発生時の放射性物質の拡散による被ばく等の被害の拡大の防止を図っている。 ●被災建築物のアスベスト調査に関する「一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会」との協定締結や「災害時における被災建築物のアスベスト露出状況調査マニュアル」の作成により、アスベストの飛散・ばく露の防止を図っている。 ●有害物質拡散・流出時の対応として、特殊災害対応部隊の設置及び訓練を実施している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆計画に基づいた原子力災害発生時の対策、訓練を実施し、放射性物質の拡散による被ばく等の被害の拡大の防止を図る必要がある。 ◆民間建築物のアスベスト使用実態の把握を進め、アスベストの飛散・ばく露の防止を図る必要がある。 ◆災害対応訓練を繰り返し実施するとともに、他機関との連携強化、資機材整備及び計画的な維持管理、現場指揮本部機能強化に向けた計画的な教育を実施し、化学物質等の流出事故が発生した場合でも、迅速に対応できる体制の確保・整備を進める必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）や福岡市原子力災害避難計画に基づいて、原子力災害対策の充実を図るとともに、福岡県等と原子力災害の避難訓練等を実施し、災害対応力の強化に努める。 ▶民間建築物のアスベスト使用実態について、庁内及び協定を締結した関連団体と情報共有を行う。 ▶災害対応訓練を繰り返し実施するとともに、他機関との連携強化、資機材整備及び計画的な維持管理、現場指揮本部機能強化に向けた計画的な教育を実施し、化学物質等の流出事故が発生した場合でも、迅速に対応できる体制の確保・整備を図っていく。

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(1) 農地、農業用施設の保安全管理の推進	
【農林水産局】	
現状	●農業や農地は、自然環境保全や洪水防止などの国土保全機能を有しているが、利用効率の悪い中山間地を始めとして、不耕作地や耕作放棄地が増える傾向にあり、耕作放棄地の発生防止と再生の取組みがさらに重要となっている。
脆弱性評価	◆耕作放棄地の発生が著しい中山間地域については、農地の荒廃状況を把握し、対策に取り組む必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶耕作放棄地に適した作物の研究を進め、手間がかからず栽培できる機能性作物の栽培を振興するなど、地域の活性化につなげる。 ▶耕作放棄地を借り受けるなどして利用する農業者等に対し、作物栽培の再開にむけた作業等にかかる経費の一部を市が支援する耕作放棄地再生事業として、引き続き耕作放棄地の活用促進を図る。

(2) 水源かん養機能の維持増進、森林の保安全管理の推進	
【水道局、農林水産局】	
現状	●森林が持つ保水力や水質浄化力などの向上による安全で良質な水道原水の確保に向けて、水源かん養林の整備及び整備の支援を行っている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆引き続き、水源かん養林の整備及び整備の支援を進める必要がある。 ◆近年の異常気象に伴う集中豪雨等による林地・林道の土砂災害を防止するため、県と連携した治山事業の推進や、防災上整備が必要な林道の保全対策を進めていく必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶市内3つのダム（曲淵、脊振、長谷）の集水区域内で、水道局が所有する水源かん養林の機能向上を図るため水源かん養林の整備を行う。また、市外の福岡市関連ダム周辺の水源かん養林整備を行う地元自治体への支援を行う。 ▶長期間手入れがなされず機能が低下したスギやヒノキの人工林の間伐や、松くい虫被害対策を実施し、森林の適切な管理による森林の保全・再生を推進する。 ▶治山事業の推進のため、県に対して治山事業の要望を行っていく。また、林道パトロール等を行い危険箇所の整備を行っていく。

目標 8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(1) 災害廃棄物処理体制の整備	
【環境局、市民局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡市地域防災計画において、災害時に発生するごみ処理の計画や産業廃棄物対策を整理している。また、災害廃棄物処理の基本方針を定める災害廃棄物処理計画を策定するとともに、市民が粗大系の片づけごみを搬入する一次仮置場候補地をホームページ上に公開している。 ●九州市長会防災部会において、九州全域でのマネジメント支援体制を構築しているほか、北九州市及び熊本市との相互支援協定や福岡都市圏の自治体と廃棄物の受入れに関する協定を締結しており、広域的な処理支援体制を構築している。また、廃棄物処理業者の業界団体と協定を締結しており、被災時に必要な支援が受けられるよう体制を整えている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆損壊家屋の解体やがれきの撤去等について、民間事業者団体等との協定締結による協力体制の構築など、対策を検討していく必要がある。 ◆災害廃棄物処理計画に基づいた業務マニュアルを整備し、実効性のある処理体制を構築する必要がある。 ◆九州市長会防災部会等による広域支援の実効性を高める必要がある。 ◆片付けごみが路上に堆積することにより、通常のごみ収集の支障となる可能性や片付けごみの搬入先となる一次仮置場での分別が徹底されず、処理が滞る可能性があることから、平時から災害廃棄物に関する市民意識の向上に取り組むとともに、発災後速やかに排出方法に関する広報を実施する必要がある。 ◆平常時から清掃工場及び埋立場等の機能維持や各種ハザードマップ等から想定される災害に備えた施設の強靱化を図るとともに、災害等の発生時にも清掃工場等の運転に必要なユーティリティ（薬品や水など）を確保できる体制を確立しておく必要がある。

推進
方策

- ▶局・区にて災害廃棄物処理マニュアルを整備し、実効性のある処理体制を構築するとともに、職員に対する研修・演習を実施し、災害対応力の向上を図る。
- ▶浸水想定の見直しに伴う災害廃棄物発生量の再推計を行うなど、適宜、災害廃棄物処理計画の見直しを行う。
- ▶総合ハザードマップ等を通じて、一次仮置場候補地の周知を図るとともに、災害時のごみ出し方法について、各種媒体を用いて周知を図る。
- ▶損壊家屋の解体やがれきの撤去等に関する方向性を決定した上で、民間事業者団体等との協定締結による協力体制の構築を検討する。
- ▶九州市長会防災部会におけるマニュアル整備や研修・演習の実施など、実効性のある広域支援体制を構築する。
- ▶災害廃棄物の受入及び仮置きを行い、復興の妨げとならないようにする。
- ▶発災時に片付けごみが適切に排出されるよう排出方法に関する広報を速やかに行うとともに、平時から一次仮置場の配置図の作成や研修等を通じて、片付けごみの受入体制を整える。
- ▶清掃工場及び埋立場等の機能維持や施設の強靱化に必要な整備を計画的に実施するとともに、清掃工場におけるごみ焼却の余熱を利用した発電を災害時電源として活用することも可能なことから、災害時における運転継続に必要なユーティリティ（薬品や水など）を確保できる体制の検討を行う。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(2) 関係事業者のBCP策定・改定	
【環境局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●災害復興の大幅な遅れを防ぐため、清掃工場等のBCPの策定を進めている。 ●一般廃棄物収集運搬業者（許可業者・委託業者）は、各業者及び業界団体にて既にBCPを策定している。また、許可業者については、グループ制の導入により、業者間のバックアップ体制が構築されており、委託業者についても、バックアップ体制の構築について協議を進めている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆清掃工場及び埋立場等のBCPの策定を行うとともに、策定後は状況に応じた見直しを行う必要がある。 ◆一般廃棄物収集運搬業者等のBCPについては状況に応じて見直しを行う必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶清掃工場及び埋立場等のBCPの策定を進めるとともに、各項目の具体化、課題の抽出、対応策の検討などを進める。 ▶一般廃棄物収集運搬業者等のBCPについては状況に応じて見直すよう指導を行う。

8-2 復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 災害ボランティア、災害支援に関わる人材の育成・支援	
【市民局】	
現状	<p>2-3 (4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害ボランティア講座や災害ボランティア養成セミナーを実施することにより、災害ボランティア活動を担う人材の育成に努めている。 ●外国人防災サポーター養成講座を実施することにより、外国人に防災の知識を習得してもらい、災害ボランティア活動を担う人材の育成に努めている。 ●地域や企業の防災力の向上を目的に、平成17年度から「博多あん（安全）・あん（安心）塾」を開講しており、1,180名（令和2年3月末時点）が修了している。修了者は「博多あん・あんリーダー」として、登録し、庁内や地域で人材活用できるようにしている。 ●平成29年度から大規模災害時に地域の避難所運営を支援する災害ボランティア「避難所サポートチーム・福岡」を養成しており、そのメンバーに対し専門的な知識と技能の維持向上を図るための継続的な研修を行っている。
脆弱性評価	<p>2-3 (4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害ボランティア活動を担う人材の育成に努めるとともに、災害時に活動できるボランティアのネットワークの構築が必要である。 ◆地域や企業における防災リーダーを養成する必要がある。
推進方策	<p>2-3 (4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶災害ボランティア養成セミナー等を実施し、災害ボランティア活動を担う人材の育成を行う。 ▶災害ボランティア団体等とのネットワークの構築により、ボランティアとの連携強化を図る。 ▶市民への関心を高め、ボランティアの裾野を広げるため、災害ボランティアや災害ボランティアセンターの取組みを広く市民へ周知する広報・啓発を実施する。 ▶博多あん・あん塾などを通じて、地域の防災リーダーの意識醸成を図るとともに、自主防災組織等と効果的に連携し、地域の特性に応じた防災訓練の企画・実施を支援するなど地域防災力の向上を図る。

8-2 復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(2) 災害ボランティア、災害支援に関わる人材の受入れ	
【市民局、総務企画局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時にボランティアの力を借り、復旧・復興を迅速に行うため、福岡市社会福祉協会との協定締結、運用マニュアルの作成等を行っている。 ●福岡市災害時外国人情報支援センターを設置し、自治体国際化協会（クレア）や、各県市国際交流協会から外国人に対する支援者を受入れ、避難長期化等への対応を行う体制を構築している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害ボランティア等の受入れを迅速に行うための相互支援の枠組みの具体化が必要である。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶社会福祉協会や関係部署と連携し、より一層災害ボランティアからの協力を得られるよう、協定や運用マニュアルの見直し・充実を図る。 ▶災害時外国人情報支援センターの運営や支援者の受入れについての具体的なマニュアルを作成し、受入れ体制の構築を図る。

8-2 復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 自主防災体制の整備・強化	
【市民局、各区】	
現状	<p>2-2 (2) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織が行う防災訓練等を支援するとともに、校区ごとの防災計画の作成等により、地域主体で避難所を運営できる体制整備が進むよう支援している。 ●災害発生時に避難所等の円滑な運営や被災者へのアドバイスなど、地域で活躍できる防災リーダーの育成に取り組んでおり、平成17年度から「博多あん（安全）・あん（安心）塾」を開催し、1,180名（令和2年3月末時点）が同塾を修了している。 ●避難所生活におけるストレス軽減などを図るため、非常持出袋の事前準備を奨励し、自主防災体制の強化を図っている。
脆弱性評価	<p>2-2 (2) 再掲</p> <p>◆災害の規模によっては、地域の防災活動の担い手が不足する事態も想定されるため、より多くの防災の担い手を育成することが重要である。引き続き、自主防災体制の強化を図る取組みを進めるとともに、自主的備蓄の促進等による地域の防災力向上を図る必要がある。</p>
推進方策	<p>2-2 (2) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶各校区の実情に応じた防災計画の作成や防災訓練の実施を支援するなど、地域の状況や特性に合わせた地域防災活動の活性化・実効性確保の取組みを引き続き推進していく。 ▶博多あん・あん塾などを通じて、地域の防災リーダーを育成していく。 ▶出前講座、自主防災研修会等を通して、地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、率先して防災・減災に向けた取組みを行える人材を育成していく。 ▶地域の防災力向上と避難生活におけるストレスの軽減、災害関連死等の防止を図るため、校区ごとに避難所運営について学ぶワークショップを実施していくとともに、校区の特性にあったマニュアルの作成を支援していく。

8-2 復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(4) 危険度判定士の登録	
【住宅都市局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 迅速な復興に向けて、被災状況を迅速かつ的確に把握するため、被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の登録を進めている。 ● 職員の判定士だけでは対応できないような大規模災害が発生した場合には、県を通して国や他の自治体に応援を求める体制を構築している。
脆弱性評価	◆ 各種危険度判定士への登録の呼びかけを行うとともに、県との連携体制の強化を図る必要がある。
推進方策	▶ 職員への各種危険度判定士への登録の呼びかけを行うとともに、県との連携体制の強化を図る。

«KPI (重要業績指標) »

○市職員(建築技術職員)の被災建築物 応急危険度判定士登録割合	97% (R元年度)	⇒	100% (R4年度)
○市職員の被災宅地危険度判定士登録 人数	150人 (R元年度)	⇒	250人 (R4年度)

(5) 復旧復興を担う人材の確保、体制の整備

【市民局、こども未来局、保健福祉局、各区】

現状

- 福岡市地域防災計画では、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るとともに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとしている。また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとしている。
- 復旧復興のまちづくりを担う人材を確保するには平時から地域住民がまちづくりに携わることが重要であることから、平時の地域まちづくり人材の育成に向けて、職員による出前講座などにより人材育成を実施している。
- 復旧復興を担う体制の整備については、市地域防災計画において状況等に応じて「災害復旧・復興本部」を設置することとしている。

脆弱性評価

- ◆地域によっては深刻な担い手不足が発生する等、今後も多様化・複雑化する地域コミュニティの抱える課題やニーズに対して対応し、地域団体間の連携を促進したり、地域活動を支える担い手づくりを進めるなど、まちづくりを推進することが必要である。
- ◆高齢化や世帯の小規模化の進行により、支援が必要な人の増加が見込まれることから、さらに地域における「共助」の取組みを進めていく必要がある。
- ◆災害時の復旧復興に携わる人材の確保のため、保育所のサービスについても早期再開の必要がある。
- ◆復旧復興期であっても地域コミュニティが維持できるよう、平時から地域の見守り活動等を通じて、顔の見える関係づくりなど施策を進めていく必要がある。
- ◆地域の治安の確保に対して、地域へのパトロール活動は行政だけでは困難であるため、地域防災拠点開設・運営マニュアルに自分たちが住んでいる町と避難所の治安・秩序維持のための防犯パトロール実施と、その際の注意事項について記載し、共助体制による実施を図ることが必要である。
- ◆震災復興に当たっての組織体制を定めるほか、被災時における復興計画の策定に向けた取り組み手順等を定め、復旧復興のために必要な施策を整理し、震災復興マニュアルの整備を検討する必要がある。

推進
方
策

- ▶多様化・複雑化する地域コミュニティの抱える課題やニーズに対応し、まちづくりを一層推進するため、様々な分野との連携、アプローチ型の支援の推進、行政とともにまちづくり活動を支援する中間支援者の機能強化や連携強化を進める。
- ▶地域における平時からの身近な支えあいが災害時の共助につながるため、地域住民同士が日ごろからの声かけを通じて支援が必要な人たちを把握し、見守りにつなげていけるような支援や、地域主体の見守り活動などの取組みを推進するとともに、身近な地域における支えあいの仕組みづくりが一層推進されるよう、地域の見守りや支えあいにつながる施策・事業を社会福祉協議会等の関係機関とも連携しながら推進していく。
- ▶災害時の復旧復興に携わる人材確保のため、民間の保育事業が災害後も早期に再開できるよう平時から人材確保等を推進するとともに、保育の現場が災害後も早期に再開できる体制を整えることで、災害対応、復旧復興に係る人材が復興まちづくりに参画できる環境の構築を図っていく。
- ▶避難所での衛生の確保、健康の維持のため、保健師等の巡回派遣等による健康相談を行い、災害時の地域コミュニティの維持を図る。
- ▶災害時の地域における治安悪化を防ぐため、平時の自治会町内会での防犯パトロール等が災害時にも実施されるよう、災害時のパトロール実施について地域への働きかけ等を行っていく。
- ▶復旧復興期であっても地域コミュニティが維持できるよう、平時から地域の見守り活動を通じて、顔の見える関係づくりなど施策を進めていく。
- ▶震災復興に当たっての組織体制を定めるほか、被災時における復興計画の策定に向けた取組み手順等を定め、復旧復興のために必要な施策を整理し、震災復興マニュアルの整備していく。

(6) 復旧復興を担う資機材の確保

【財政局】

脆弱性評価

- ◆大規模自然災害発生後、建設資機材の不足や、需要拡大による資機材価格の高騰等が懸念される。
- ◆復旧復興期の調達においても、事業の停滞を避けるために、国のガイドラインを参考に、具体的な状況に即した適切な入札契約手続を用いる必要がある。

推進方策

- ▶市場の変化を的確に把握し、適切な工期の設定や予定価格の設定を行うとともに、必要に応じて設計変更を行うなど、実態を踏まえた積算に取り組む。
- ▶災害復旧復興が長期化した場合でも、入札不調による事業の停滞を避けるため、「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」（国土交通省）などを参考に、状況に応じて不調対策を実施する。

8-3 長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(1) 治水池の整備		【道路下水道局】
現状	1-4(2)再掲 ●かんがい用途のなくなった農業用ため池の再整備や既存治水池の能力向上など、雨水流出抑制により河川に対する洪水負担を軽減している。	
脆弱性評価	1-4(2)再掲 ◆雨水流出抑制効果を高めるために、引き続き、治水池の整備を進める必要がある。	
推進方策	1-4(2)再掲 ▶降雨時の河川への急激な流れ込みを緩和するため、洪水調節効果が見込まれる農業用ため池の治水池としての再整備や、既存治水池の機能向上等に取り組む。 ▶流域貯留浸透事業（那珂川流域、樋井川流域）を推進する。	

≪KPI（重要業績指標）≫

○河川への雨水流出抑制効果の高い治水池の貯留量	11,490m ³ (R元年度)	⇒	43,687m ³ (R5年度)
-------------------------	--------------------------------	---	--------------------------------

(2) ため池の安全性向上		【農林水産局】
現状	1-4(3)再掲 ●農業用ため池については、ため池の異常を早期に発見するため、関係水利組合との協働により巡回点検を実施し、必要となる補修を行うとともに、大雨・台風接近に伴う警報などが予測された際は、ため池が決壊するリスクを下げるため、事前に水位を下げる措置を講ずるなど、必要に応じた排水操作を行っている。	
推進方策	1-4(3)再掲 ◆近年、台風等に伴う集中豪雨が頻発し、これまでにない降雨量を観測していることから、ため池の安全性を向上する必要がある。	
推進方策	1-4(3)再掲 ▶豪雨によるため池決壊の被害を未然に防止する目的で、安全性の向上のための調査や堤体の補強、緊急時の連絡体制の整備を推進する。また、農業用途がなくなったため池の貯水機能を廃止するための工事を進める。	

8-3 長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(3) 河川改修事業の推進	
【道路下水道局】	
現状	1-4 (1) 再掲 ●大雨による浸水被害の軽減・防止を図るため、河川の流下能力を向上させる河川改修事業を推進している。
脆弱性評価	1-4 (1) 再掲 ◆大雨による河川の氾濫を防止するため、引き続き、河道拡幅等による治水対策を進める必要がある。
推進方策	1-4 (1) 再掲 ▶大雨による河川の氾濫を防止し、浸水被害の軽減を図るため、河川改修を推進する。 ▶都市基盤河川改修事業（金屑川、水崎川、周船寺川）、福岡都市圏域総合流域防災事業（香椎川、若久川）を推進する。

«KPI（重要業績指標）»

○治水安全度の低い河川における河川整備達成率 65%（R元年度） ⇒ 75%（R5年度）

(4) 下水道施設の防災対策	
【道路下水道局、環境局】	
現状	<p>6-3 (1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「福岡市公共施設の耐震対策計画」等に基づき、下水道施設の耐震化を実施している。 ●下水道施設の適切な機能を確保するため、「福岡市下水道管渠施設アセットマネジメント基本方針」や「福岡市下水道施設ストックマネジメント基本方針」に基づき、延命化に努めつつ、老朽化した管渠・ポンプ場・水処理センターの計画的な改築更新等を実施している。 ●汚水処理場の耐震化・長寿命化計画を策定し、同計画に基づき、施設の計画的な改築更新及び改修・維持管理等を実施している。 ●下水道施設の応急復旧や点検・調査等については、民間事業者との協定締結や他都市との相互支援体制の構築により、協力を得られる体制を確保している。 ●発災後電力供給が停止しても各水処理センターの自家発電設備による電力で、処理施設の通常運転で約 12 時間の連続使用が可能である。
脆弱性評価	<p>6-3 (1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「福岡市公共施設の耐震対策計画」等に基づいた下水道施設の老朽化・耐震化対策、浸水被害の防止に向けた対策を推進する必要がある。 ◆災害時の自家用発電設備の燃料調達が必要である。 ◆災害復旧等について、施設の整備や必要資機材の備蓄に加え、職員の災害対応スキルの向上を図るため訓練や研修を継続していく必要がある。
推進方策	<p>6-3 (1) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶各計画に基づき、下水道施設の適切な機能を確保するため、効率的な点検・調査（モニタリング）により、既存施設の状態や能力等の把握を行い、状態監視保全等による予防保全型の維持管理、計画的な老朽化・耐震化対策を着実に推進する。 ▶水処理センターの機能を発揮させるため、非常用電源の確保や継続的な燃料調達を図っていく。 ▶災害時でも安定した水処理が行えるよう、汚水処理場の耐震化・長寿命化を推進する。併せて合併浄化槽の設置の推進を図る。 ▶民間事業者等と締結した協定の実効性確保に向け、各団体や他自治体を含めた合同訓練等を継続的に実施して連携体制や受援体制の強化を進めるとともに、下水道施設の応急復旧や点検・調査等に協力を得られる体制を継続していく。また、職員の災害対応スキルの向上を図るため訓練や研修を継続していく。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(1) 文化財の防災対策	
【経済観光文化局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の基礎情報を把握し、災害時に台帳として活用するため、民間が所蔵する有形文化財及び地域で伝承されている無形民俗文化財の調査記録を行っている。 ●赤煉瓦文化館耐震事業により、赤煉瓦文化館の耐震対策を行うことで、災害から文化財の価値を守るとともに、施設利用者の安全の確保を図っている。 ●毎年1月の文化財防火デーの際に、市内の文化財所有者に対して防火や防犯、防災に関する周知を行い、防火設備の充実及び耐震化を促進している。 ●文化財保管施設である埋蔵文化財センターの整備事業を進め、施設の長寿命化や防火設備の整備を行っている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆文化財の調査記録に努めるとともに、所有者への防災対策に関する周知が必要である。 ◆埋蔵文化財センターの整備及び維持管理を進める必要がある。 ◆文化財・観光資源の早期復旧体制について、復旧復興期における文化財等の復旧復興の取組手順等を定める必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶文化財の調査記録に努めるとともに、所有者への防災対策に関する周知を行う。 ▶埋蔵文化財センター整備事業を進め、施設の長寿命化及び防災対策を進める。 ▶復旧復興期における文化財等の復旧復興の取組手順等を定め、復旧復興期において文化財等の被災状況を調査し、保護・復旧を実施できるよう関係団体等との協力・連携体制の構築を図っていく。

«KPI (重要業績指標) »

○耐震補強工事の終了	耐震診断着手	⇒ 100% (R3年度)
------------	--------	---------------

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(2) 地域コミュニティの醸成	
【市民局、保健福祉局、各区】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 共創自治協議会事業、共創の地域づくり推進事業により、共創の取組みを推進している。また、地域デビュー応援事業、“ふくおか”地域の絆応援団事業、地域の担い手パワーアップ事業により、魅力・絆・担い手づくりを推進している。 ● 様々な地域の施設について、ボランティアや住民の活動拠点としての活用を促進している。公民館については「集まる」、「学ぶ」、「つなぐ」という機能を活用し、自治協議会、関係団体と連携した地域コミュニティ活動支援に取り組んでいる。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各種事業の実施や公民館等の地域の施設を核とした地域コミュニティの醸成を図る必要がある。 ◆ 復旧復興期であっても地域コミュニティが維持できるよう、平時から地域の見守り活動等を通じて、顔の見える関係づくりなど施策を進めていく必要がある。 ◆ 地域の治安の確保に対して、地域へのパトロール活動は行政だけでは困難であるため、地域防災拠点開設・運営マニュアルに自分たちが住んでいる町と避難所の治安・秩序維持のための防犯パトロール実施と、その際の注意事項について記載し、共助体制による実施を図ることが必要である。 ◆ 災害を契機とした PTSD やエコノミークラス症候群の発症など災害関連死や、仮設住宅における孤独死の発生が懸念されるため、復旧復興期の応急仮設住宅入居者に対しても、入居者の健康管理、メンタルヘルスケアなど保健師等による巡回相談等の実施により生活支援を行う必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各種事業を推進し、引き続き、地域の担い手の育成や、地域の情報発信など、効果的なコミュニティ支援を行う。 ▶ 地域における平時からの身近な支えあいが発災時の共助につながるため、地域住民同士が日ごろからの声かけを通じて支援が必要な人たちを把握し、見守りにつなげていけるような支援や、地域主体の見守り活動などの取組みを推進するとともに、身近な地域における支えあいの仕組みづくりが一層推進されるよう、地域の見守りや支えあいにつながる施策・事業を社会福祉協議会等の関係機関とも連携しながら推進していく。 ▶ 災害時の地域における治安悪化を防ぐため、平時の自治会町内会での防犯パトロール等が発災時にも実施されるよう、災害時のパトロール実施について地域への働きかけ等を行っていく。 ▶ 災害を契機とした PTSD やエコノミークラス症候群の発症など災害関連死、孤独死の発生を防ぐため、避難所だけでなく応急仮設住宅においても保健師による巡回相談を実施するとともに、広域的な支援、ボランティアなども活用した被災者の状況に応じた支援を図る。

«KPI (重要業績指標) »

○公民館利用率	24.5% (R元年度)	⇒	50% (R6年度)
---------	--------------	---	------------

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(1) 応急仮設住宅の供与体制の整備	
【住宅都市局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●これまで福岡県が行うこととされていた災害救助の全ての権限を行使することができるほか、国との直接協議が可能となる「救助実施市」の指定により、災害対応の迅速化・円滑化を図っている。 ●借上型仮設住宅及び建設型仮設住宅について、福岡県や業界団体との協定書の締結、マニュアルの整備などの実施により、被災後の迅速な供与実施に向けた事前準備を図っている。 ●特に建設型仮設住宅については、供与に時間を要するため、被災後において迅速に建設に取り掛かることができるよう、平常時から建設候補地の選定を実施している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆救助実施市の指定に伴い、被災後に迅速に広域的な資源配分等が行われるよう、県や業界団体、庁内の連携体制を構築する必要がある。 ◆被災後の迅速な応急仮設住宅の必要戸数把握に向けた対応について検討が必要である。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶福岡県や業界団体とともに、資源配分に関する定期的な連絡会議を開催し、連携体制の構築を図る。また、資源配分を行う各分野のマニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づく訓練を実施する。 ▶建設型仮設住宅の供与に関して、平常時から実施している建設候補地の見直しや更新を、今後も継続して行う。 ▶借上型仮設住宅及び建設型仮設住宅の供与に関して、平常時から協定締結団体との連携体制の確認を定期的に行う。

◀KPI（重要業績指標）▶

○警固断層による地震時の仮設住宅必要戸数の充足	100%（R元年度） ⇒ 100%（継続）
-------------------------	-----------------------

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(2) 地籍調査等の推進	
【住宅都市局】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●復旧・復興の迅速化に向けて、土地の境界確認作業を円滑に進めるため、地籍調査等を実施している。 ●土砂災害等により境界杭や境界鉄が喪失した後、境界確定が遅れると市民の住宅再建が遅れ、まちの復旧復興の妨げとなる。東日本大震災により境界情報が喪失した被災地では、地籍調査の成果を活用して迅速に復興がなされている。福岡市は平成15年より地籍調査を実施しており、令和元年度末における地籍調査の実施面積は市域の約27%であり（全国平均52%）、地籍調査が実施された地区では座標等による境界情報が保存されていることから迅速な境界の復元が可能となっている。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆地籍調査等により土地境界等を明確にするため、更なる調査等を進める必要がある。 ◆今後も継続して地籍調査を行い、迅速な境界の復元を可能とする必要がある。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶地籍調査を継続して実施するとともに、効果性が高い箇所を優先し、効率的かつ計画的に推進する。 ▶引き続き、国において進められている、防災対策など地域課題に対応した地籍調査の促進などを踏まえ、効果的・効率的な地籍調査を推進し、協会情報の保全を図っていく。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(3) 災害復旧・復興体制の整備等	
【市民局、保健福祉局、各区】	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害復旧・復興にあたっての体制等について定め、市民生活再建のための施策、災害復旧事業に伴う国の財政援助等について整理している。 ● 遺体の収容場所として、避難所となっていない体育館、市民センター、その他の公共施設のほか、寺院等、葬祭業者その他の施設管理者の協力を得て、収容場所を確保する。多数の死者が集中的に発生した場合の遺体安置所の設置基準について、関係局・区及び警察、関係機関とあらかじめ協議し、策定する。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関連法規や制度の改正、社会情勢の変化等に併せて、復旧復興体制の整備を検討する必要がある。 ◆ 遺体収容場所・遺体安置所の設置基準策定にあたっては、「避難所との切り分け・調整」「周辺住民への事前説明」等、総合的な調整・整理が必要である。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 関連法規や制度の改正、国が平成 28 年 3 月に示した「復旧復興ハンドブック」や、他都市における事前復興対策、近時の災害における教訓、社会情勢の変化等を踏まえて、復旧復興体制を整備する。 ▶ 部門ごとに応急復旧業務及び復興業務の事前整理を行うことで、応急復旧業務から復興業務への円滑な移行ができる体制の強化を図る。 ▶ 関係局・区及び警察・医療機関等、関係機関と協議・検討を行い、遺体収容場所・遺体安置所設置基準を策定するとともに、周辺住民への事前説明、必要となる資機材整備、訓練等を計画し、適宜実施する。

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

(1) 被災後の都市イメージの回復、福岡市のブランド力の確保・向上

【経済観光文化局】

<p>現状</p>	<p>5-1(4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「観光・MICE 推進プログラム」に基づき、九州のゲートウェイ都市としての機能強化や質の高い MICE 誘致の強化、観光客の受入環境の充実等を推進している。
<p>脆弱性評価</p>	<p>5-1(4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆観光情報サイトや関係諸団体との協力を通じて国内外に積極的な情報発信を行うことにより、観光客の誘致につなげる必要がある。 ◆被災後、速やかに経済回復できるよう、MICE 誘致、開催支援等を通じ平時からブランド力の向上を図る必要がある。
<p>推進方策</p>	<p>5-1(4) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶既往災害における観光振興上の課題と解決策の整理を行うことにより、早期に観光客の受け入れが可能となる環境を整えていく。 ▶市サイトや関係諸団体との協力を通じて国内外に積極的な情報発信を行うほか、マスメディアにより観光客の誘致を行う。 ▶平時から都市のブランド力向上を行うほか、MICE 誘致、開催支援等を推進していく。

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

(2) 企業等の生産力の低下防止対策

【経済観光文化局、福岡県】

現状	<p>5-1 (3) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福岡市は中小企業が、市内事業所数の約 99%、従業者数の約 86%を占めており、コミュニティの活性化、災害時の対応に重要な役割を果たしていることから、平成 29 年に「福岡市中小企業振興条例」を全面改正し、経営に関する相談や事業資金の融資、販路開拓の促進を推進している。 ●中小企業等への BCP の普及を目的に、福岡県中小企業団体中央会が行う BCP 策定マニュアルや様式等の作成・公表や、専門家派遣、福岡県中小企業振興センター及び商工会議所・商工会が行う窓口相談、セミナー開催などの取組みを支援している。
脆弱性評価	<p>5-1 (3) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆民間事業者に対する BCP 策定の必要性の普及啓発や策定支援、市内産業界に対する防災意識の普及啓発を実施していく必要がある。 ◆今後も、市域の復旧復興を担う市内中小企業の活性化に向けて、官民が連携しながら経営に関する相談や事業資金の融資、販路開拓を促進していく必要がある。 ◆緊急事態における損害の最小化と事業の継続・早期復旧のため、今後も BCP の策定支援、普及啓発に向けた取組みが必要である。 ◆市域の復旧復興を担う市内中小企業が求める情報提供や相談、手続きを可能な限り迅速に行う体制を整備し、また復興に向けた各種支援を迅速に行えるようにする必要がある。

推進方策	<p>5-1 (3) 再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶被災事業者の事業再建を支援するため、国・県、関係機関と連携し、民間事業者に対する BCP 策定の必要性のさらなる普及啓発や市内産業界に対する防災意識の普及啓発を実施していく。 ▶今後も、市域の復旧復興を担う市内中小企業の活性化に向けて、経営に関する相談や事業資金の融資、販路開拓の促進を官民が連携し推進していく。 ▶中小企業等への BCP の普及を目的に、福岡県中小企業団体中央会が行う BCP 策定マニュアルや様式等の作成・公表や、専門家派遣の取組み、福岡県中小企業振興センター及び商工会議所・商工会が行う窓口相談などの取組みについて、県内事業者に対し周知を図る。 ▶民間事業者において、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。
------	--

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

(3) 生活再建支援体制の整備

【市民局、財政局、住宅都市局】

現状	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡市地域防災計画に被災者の生活再建対策として、義援金等の受付・配分や、応急仮設住宅の供与、り災証明の発行等について整理している。
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種減免猶予、支援策について内容を整理し、被災者支援に関する各種制度の概要を市 Web サイトに設け、被災者支援メニューごとに内容を整理するとともに、相談室の設置や災害時コールセンターの設置など、相談窓口体制の整備を行う必要がある。 ◆り災証明の発行体制を構築しているものの、詳細なマニュアル及びシステム導入などの整備の推進が必要である。
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶各種減免猶予、支援策について内容を整理し、被災者支援に関する各種制度の概要を市 Web サイトに設け、必要に応じ被災者支援メニューごとに内容を整理するとともに、災害時に迅速に相談室の設置や災害時コールセンターの設置ができるよう整備を図る。 ▶り災証明の発行について、詳細なマニュアルの整備を行うとともに、システム導入などデジタル化を図る。